

令和5年度

林業普及指導事業実施計画書



宮城県水産林政部林業振興課

目 次

I 全体計画	頁
1 普及指導の実施状況	1～3
2 普及指導の課題と普及指導活動に関する事項	4～8
3 普及指導の体制に関する事項	9～10
II 普及指導区別計画	
1 大河原普及指導区	11～17
2 仙 台 〃	18～24
3 大 崎 〃	25～34
4 栗 原 〃	35～40
5 石 巻 〃	41～47
6 登 米 〃	48～53
7 気仙沼 〃	54～59
8 普及指導チーム	60～69
III 参考資料	
林業普及指導員配置図	70
宮城県指導林家・青年林業士名簿	71
宮城県林業普及指導協力員	71～73
宮城県林業研究グループの現況	74
林業普及指導実施方針	75～80
林業普及指導事業実施要綱	81～90
みやぎ森と緑の県民条例基本計画	91～98

I 全体計画



I 全体計画

東日本大震災や福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の拡散による汚染被害などからの復旧・復興に向けた施策的なアプローチが一定の成果を上げ、森林・林業分野の「創造的な発展」の実現に向けた取組が本格化する中、新型コロナウイルスの感染被害の終息の見通しが立たない状況において、社会情勢の変化や産業構造の変化など、大幅に変化した業務環境に対応した林業普及指導活動への取組が求められている。

令和3年度の県内の木材需要はコロナ禍の経済活動停滞の影響を受けたものの、木材生産量は目標とする700千 m^3 の90%の627千 m^3 （対前年比51千 m^3 増）となっている。県内の素材需要量は1,214千 m^3 の9割を占める国産材1,111千 m^3 の内訳は、県産材541千 m^3 （48.7%）、他県産材570千 m^3 （51.3%）となっており、需要に応じた県産材の安定供給体制の構築、木材生産基盤の整備等、生産拡大に向けた取組の強化が求められている。

さらに、コロナ禍による国際情勢の変化にともない、原産国の生産状況や需給動向の変化、輸送用コンテナ確保の問題など、輸入材の確保が困難となる「ウッドショック」の影響で、これまで以上に、国産材の安定供給体制構築への期待が高まる中、林業振興課が主体となり、素材生産事業者から設計関係者まで、木材生産流通利用関係者が一同に介した「県産材安定供給会議」を開催するなど、需給動向の変化に対応した県産材の安定供給体制の構築に向けた取組が行われている。

また、福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質拡散による特用林産物への影響が継続しており、風評被害の影響もあり、原木しいたけを中心とした出荷額は未だ震災前の水準に至っていない。

一方、「森林環境譲与税」を財源とした市町村が実施する「森林経営管理制度」に基づく未整備森林の整備や、これに必要な人材育成、さらには木材利用拡大等の取組について、これまで以上に具体的な支援策が求められている。

本県森林の整備・保全や林業の成長産業化を図っていくためには、市町村をはじめ森林・林業・木材産業関係者との連携強化が求められ、林業普及指導員による高度な経営指導と技術支援がますます重要となるほか、特に森林総合監理士等が、地域の森林づくり構想の作成や合意形成などを積極的に支援し、構想の実現を図っていく必要がある。

このような状況を踏まえ、林業普及指導員は国の施策にも呼応しながら、「みやぎ森と緑の県民条例」（H30.3）と基本計画である「みやぎ森と緑の県民条例基本計画」（H30.3・中間見直しR5.3）で掲げた諸目標の実現に向け、「林業普及指導実施方針（R3.4）」で定める普及指導活動の3つのテーマについて、関係機関と連携しながら、森林組合等の林業事業者、市町村、森林所有者等に対し指導・支援していくとともに、林業技術総合センターが事務局として運営を担う「みやぎ森林・林業未来創造機構」及び「みやぎ森林・林業未来創造カレッジ」において林業分野における就業環境の向上と人材の確保・育成に向けた取組の推進と研修を積極的に行っていくこととする。

1 普及指導の実施状況

林業普及指導実施方針で定める主要な3つの活動テーマごとの活動状況については、以下のとおりである。

(1) 林業・木材産業の一層の産業力強化【産業づくり】

イ 県産木材の需要創出とシェア拡大

県産材による家づくりの推進、合板向け県産材の安定供給等のほか、公共施設や民間施設の木造・木質化の促進、新たな木製品の開発・普及、非住宅分野の中大規模木造施設への需要創出等に向け、地域材利用推進会議や流域森林・林業活性化センター、宮城県CLT等普及推進協議会等の運営及び活動支援等を行っている。

ロ 特用林産物の生産性向上と新たな販路や需要の開拓

6次産業化による魅力ある商品の開発、宮城県産ハタケシメジをはじめ、栽培きのこの生産技術の指導、GAP（生産工程管理）の取組を展開するとともに、根強い健康志向を背景に都市部を中心とした消費拡大に向けて、試食販売や生産者研修会等の開催を積極的に支援している。

ハ 特用林産物の振興

地域の実情に応じ生産出荷される林産物のスクリーニング検査を励行しているほか、安全安心な特用林産物を生産するための栽培管理を指導している。特に、原木しいたけ（露地栽培）やたけのこなどの産地再生に向けた生産及び栽培管理を指導する。併せて、正確な情報提供等を行い、安全な汚染されていないしいたけ原木の確保など、復興に向けた支援と販路回復等に努めている。

ニ 新たなビジネスモデルの創出

県産木材を利用した建築用材や、家具等の新製品開発を支援するとともに、CLT（直交集成板）部材の利用及び普及、ICT（情報処理ツール）やUAV（画像処理ツール）を活用したスマート林業の推進、森林認証制度取得など、新たな産業育成に取り組んでいる。

ホ 木質バイオマス利用による地域循環の促進

地域循環型の中小木質バイオマス活用施設や農業用木質バイオマスボイラーなどの施設において、間伐等未利用木質資源を燃料用チップとして利活用するための支援や、新規整備予定の大型バイオマス発電施設に対する効率的な供給体制構築等に向けた協議を支援している。

(2) 森林の持つ多面的な機能のさらなる発揮【森づくり】

イ 主伐・再生林の推進による森林資源の再造成

森林資源の持続的な循環利用を目指し、コンテナ苗の利用による一貫作業や低密度植栽など、新たな造林技術を検証しながら普及指導を進めるとともに、伐採及び伐採後の造林届出制度を運用しながら、市町村と連携し森林所有者及び素材生産業者等に対し、適正な伐採方法及び植栽による再生林について指導を行っている。

ロ 森林施業の集約化に向けた森林経営計画の策定及び森林経営管理制度の推進

森林施業の集約化に向けて、その指針となる市町村森林整備計画の策定・変更と実行プランとなる森林経営計画の作成と実行確保に向け、森林総合監理士等による市町村及び森林組合等林業事業者への計画作成支援・実行指導に努めている。

特に、森林環境譲与税を財源とした森林経営管理制度に基づく市町村による未整備森林の整備等に推進に向けた事業実施支援を、地域特性に合わせた事業内容での支援を行っている。

ハ 効果的な間伐の推進による森林の整備

間伐に関しては、施業の低コスト化を図るため、現地指導や地区座談会の開催などにより施業地を面的にまとめ、適切な路網整備による効率的な作業システムを導入しながら一体的に森林整備を行う「集約化施業」を最重点に推進している。

ニ 松くい虫及び森林被害対策の推進

多様性に富む健全な森づくりに向けて、松くい虫やナラ枯れ防除対策の強化に引き続き努めるほか、被害が増加傾向にあるニホンジカによる食害、ツキノワグマによる皮はぎ等については、防除対策などについて現地での調査・検証を進めている。

(3) 森林、林業・木材産業を支える地域や人材の育成【人づくり】

イ 持続的成長をけん引する経営体や担い手の育成

森林組合等の林業事業者の経営者、高度な路網作設技術を有する現場技能者、提案型集約化施業を担う森林施業プランナーなどを養成するための各種研修や労働安全衛生対策の指導の実施又は支援し、林業事業者における人材の育成に努めている。また、自伐林家やUIJターナーも新たな担い手として育成している。

ロ 意欲ある森林所有者(林家)や林業研究グループ等の育成と連携

意欲ある森林所有者に対し、巡回指導のほか、普及活動の中で実施する現地検討会や研修会での指導に努めているほか、一般県民に向け、多様な森林・林業に関する情報を分かりやすくタイムリーに発信している。また、林業研究グループが実施する、高校生等を対象としたインターンシップ活動などを支援している。

ハ 森林教育及び「木育」の推進による県民理解の醸成

多様な団体が主催する森林づくり行事やボランティア活動、児童・生徒に対する森林環境教育、CSR（企業の社会的責任）活動等との連携など県民参加の促進を図り、広く県民理解の醸成に努めている。

ニ みやぎ森林・林業未来創造機構による就業環境の向上と人材の確保・育成に向けた取組支援

「みやぎ森林・林業未来創造機構」における就業環境の向上と人材の確保・育成の取組の推進に向けて協力するとともに「みやぎ森林・林業未来創造カレッジ」の実践的な人材育成プログラムに基づいた研修やオープンカレッジ・講演会等の活動を積極的に推進していく。

2 普及指導の課題と普及指導活動に関する事項

(1) 林業・木材産業の一層の産業力強化【産業づくり】

重点事項	目標	現状と課題	普及指導活動の内容
イ 県産木材の需要創出とシェア拡大	<p>地域における木造公共施設の建設 10棟</p> <p>地域材利用推進会議及びCLT等推進協議会等の運営・支援 29回</p>	<p>県内には、国内最大規模の製材工場群や、大規模製材工場の立地などにより全国屈指の木材需要量がある。</p> <p>利用期を迎えている森林資源の有効活用に向け、供給拡大への対応が不可欠であるが、中長期的には住宅需要の減少が見込まれる。</p> <p>さらに、「改正公共建築物等木材利用促進法」による公共施設等の木造・木質化やCLTなど新たな木材製品の開発・普及を促進することで需要創出を先導するほか、広葉樹材の活用等、高付加価値な製品の生産・流通拡大を図っていく必要がある。</p>	<p>①「改正公共建築物等木材利用促進法」に基づく市町村における公共施設木質化等に向けた支援や勉強会等を開催する。</p> <p>②県地方機関や市町村、関係団体で組織する地域材利用推進会議等の活動について、積極的に参画するとともに、情報発信など普及啓発活動を支援する。</p> <p>③流通加工事業体等に対し、安定取引を目指した広域的な木材流通情報の提供を行うとともに、JAS認証に向けた各種取組を支援する。</p> <p>④消費者や建築設計関係者等に対し、信頼性の高い優良品やぎ材やJAS材のPRやその周知を図る。</p> <p>⑤広葉樹資源活用に向けた各地域が連携した取組を支援していく。</p>
ロ 特用林産物の生産性向上と新たな販路や需要の開拓	<p>生産指導等 65回</p> <p>経営等に関する指導の対象者数 83人(回)</p>	<p>食の安全・安心への関心が高まる中、今後は生産技術や品質の向上を図るとともに、6次産業化や地域性のある商品の開発が求められている。また、本県開発のハタケシメジ等については、生産量の確保と販路拡大に向けた簡易栽培技術の普及に取り組んでいく必要がある。</p>	<p>①生産直売所等に対して安全な生産技術とGAPを指導・支援するとともに、販路拡大や6次産業化に向けた新商品開発等の指導や各種販促活動の支援を行う。</p> <p>②ハタケシメジについては、新しい簡易施設栽培技術の導入を指導・支援するとともに、産直施設や料理講習会でのレシピ提案等のPR・販売促進に努める。</p>
ハ 特用林産物の振興	<p>技術指導等 67回</p> <p>食の安全安心に関する指導及び情報提供等 59回</p>	<p>原発事故に伴う森林や林産物への放射性物質による汚染の影響を受け、特用林産物の出荷制限解除に向けた支援が求められている。</p> <p>また、県産きのこ原木の利用再開を目指し、県内で初めて導入されたしいたけ用原木非破壊試験機の利活用した取組を加速化するとともに、県産特用林産物の安全性についての分かりやすい情報提供と風評被害の払拭を図るための支援を継続して行う。</p>	<p>①特用林産物や林産物に対する検査を継続し、適切な指導を行うとともに、森林や林産物、原木等の生産資材の除染技術や放射性物質の拡散防止技術に関し、情報の収集、提供を行う。</p> <p>②出荷制限品目の生産再開に向け、国のガイドライン等に基づく適切な指導・助言により、出荷制限の解除を行う。</p> <p>③消費者に対しては、県産品のPRや交流会の開催など様々な機会を捉えて、風評被害払拭に向けた対応を行う。</p>

<p>ニ 新たなビジネスモデルの創出</p>	<p>取組支援及び指導等 50回</p>	<p>必要がある。 近年、地元企業や森林組合等の林業事業体により、広葉樹材や未利用材を素材とした新たな森林資源の利活用に向けた取組が展開されつつある。 今後、これらの取組に対し、事業体と一体となった消費者等一般県民へのPRや、事業推進に必要な情報収集や異業種との交流等を積極的に支援する必要がある。</p>	<p>①県産木材を活用した新製品開発に対して、技術情報の提供やマッチングを通じて取組を支援するとともに、関係機関の連携強化と合意形成を図る。 ②オフセット・クレジット、地域通貨での森林整備、ICTやUAVの活用によるスマート林業の推進など、地域の森林資源を活用した新たなビジネスに取り組む団体の活動を支援する。</p>
<p>ホ 木質バイオマス利用による地域循環の促進</p>	<p>取組支援及び指導等 30回</p>	<p>森林資源の有効活用や未整備森林の整備推進に向け、未利用材の利用促進が課題となっている。 今後も木質バイオマス活用の際する施設の設置や経費調達に対する支援を行う必要がある。</p>	<p>①木質バイオマス利用促進に向けて、各地域で計画されている木質バイオマス活用施設整備に向けた取組支援をする。 ②稼働中の木質バイオマス発電施設・ボイラーの安定稼働の推進と新設される施設への燃料チップの広域的な安定供給体制整備に向けた取組や連携を支援する。</p>

参考【新ビジョン目標（令和9年度）】

素材生産 700 千 m³，林業（木材）算出額 56 億円，林業（特用林産）算出額 46 億円，木材・木製品出荷額 980 億円，木質バイオマス活用施設導入数 60 基，特用林産生産施設のGAP認証取得数 15 件
原木きのこ出荷制限（自粛）解除生産者数 66 人

(2) 森林の持つ多面的な機能のさらなる発揮【森づくり】

重点事項	目標	現状と課題	普及指導活動の内容
<p>イ 主伐・再造林の推進による森林資源の再造成</p>	<p>植栽面積 213ha 一貫作業等による再造林 31ha 10箇所</p>	<p>県内における伐採後の再造林率が3割に満たない現状を踏まえ、一貫作業等低コスト施業の推進や、国有林とも連携した下刈等施業技術の改善や普及が必要である。また、成長や形状に優れた次世代造林樹種の導入が求められている。</p>	<p>①森林所有者に、PRチラシなどにより、補助制度等の情報提供や現地に合った適正な植栽方法を指導する。 ②伐採届出及び伐採後の造林届出制度の運用を通じ、市町村や林業事体等への指導を強化する。 ③一貫作業や早生樹等による再造林に向けた新たな取組の支援の強化を図る。 ④下刈等低コスト施業技術の導入に向けた研修会の実施や関係者による協議を支援する。</p>

<p>ロ 森林施業の集約化に向けた森林経営計画の策定及び森林経営管理制度の推進</p>	<p>市町村森林整備計画の策定・変更支援 29回</p> <p>森林経営計画策定及び実行指導等 69回</p> <p>森林経営計画の策定等 27件</p> <p>森林環境譲与税を財源とした森林経営管理制度に基づく市町村事業への支援 80件</p>	<p>地域の森林整備の推進に向け、その基本方針となる市町村森林整備計画の策定・変更を支援するとともに、森林整備の具体的な実施計画となる森林経営計画の作成支援が必要である。</p> <p>さらに、森林環境譲与税を財源とし、森林経営管理制度に基づいて市町村が実施する、未整備森林等の整備や地域の特性に合った森林整備や木材利用拡大への取組について、関係機関と連携した総合的な支援を実施する必要がある。</p> <p>中でも、未整備森林等の施業推進の基盤となる林地台帳の精度向上や森林経営管理制度に基づく意向調査等の取組に対する市町村毎の支援が求められる。</p>	<p>①市町村森林整備計の策定・変更について、市町村を支援する。併せて森林組合等と連携しながら、活動支援交付金事業の活用等により、面的なまとまりのある森林施業を指導・支援する。</p> <p>②森林経営計画策定に当たっては、必要に応じて国有林等と連携しながら、実施主体等と十分に検討して実行性ある計画作成を指導する。</p> <p>③森林環境譲与税を活用し、森林管理が困難になった森林の市町村等への経営委託や、民間事業者への売却・斡旋などを行う取組を検討するとともに、森林所有者への意向調査等の活動を支援するとともに市町村の実情の即した森林整備や木材利用拡大への取組を支援する。</p>
<p>ハ 効果的な間伐の推進による森林の整備</p>	<p>間伐実施面積(民有林) 4,093ha</p> <p>間伐施業地の集約化 16団地</p>	<p>間伐実施面積は、平成24年度以降「みやぎ森と緑の県民条例基本計画」で掲げる目標を大きく下回っている。目標達成に向け、関係者との連携・協力を図りながら、間伐・路網整備等への支援と低コスト化に係る技術の普及を図る必要がある。</p>	<p>①市町村や森林組合等と連携し間伐を推進するとともに、民間事業者の事業参入を促進・支援する。</p> <p>②森林組合等と連携して巡回指導や座談会を開催し、補助制度の一層の周知を図りながら、安定的に木材供給できる施業団地の設定等を支援する。</p>
<p>ニ 松くい虫及び森林被害対策の推進</p>	<p>防除指導 71回</p>	<p>重要な松林を中心とした市町村、国有林とも連携した松くい虫被害の総合的な防除対策が求められている。また、ナラ枯れ被害も拡散している。さらに、ニホンジカやイノシシ等の野生獣による林業被害も深刻となっており、早期の防除対策が必要となっている。</p>	<p>①松くい虫については、地域の防除組織等と連携しながら早期発見・徹底駆除により、被害拡大防止に努める。</p> <p>②ナラ枯れについては、巡視活動により被害木の早期発見と広葉樹林世代交代推進の啓発・指導に努める。</p> <p>③ニホンジカ等獣害については、PRチラシによる啓発や防除技術の検証を行い、市町村や地域と連携した被害の拡大防止に努める。</p>

参考【新ビジョン目標（令和9年度）】

間伐実施面積 5,600ha, 植栽面積 400ha, 松くい虫被害による枯損木量 10,000 m³, 森林経営計画の認定率 60%

(3) 森林、林業・木材産業を支える地域や人材の育成【人づくり】

重点事項	目標	現状と課題	普及指導活動の内容
イ 持続的成長をけん引する経営経営体や担い手の育成	<p>森林施業プランナー受験者 9人</p> <p>森林施業プランナー養成研受講生 6人</p> <p>林業教室受講生 10人</p> <p>林業技術者及び林業事業体等への指導・支援 56回</p>	<p>森林施業の集約化を推進する森林施業プランナーの育成支援を行っている。今後は高度な技術を有する現場技能者のほか、価値ある山づくりに向けて森林施業をマネジメントできる有能な人材等を確保し、これを段階的・体系的に育成していく必要がある。</p>	<p>①集約化施業の推進に向けて、地域林業を支える現場技能者や統括的な管理者を確保・育成するため、緑の雇用等を活用した段階的な研修への参加働きかけと支援を行い、集約化施業担当者等には森林施業プランナーの資格取得を推進するほか、OJT等を通じてプランナーの能力の向上を図っていく。</p> <p>②地域の指導的な人材を育成するため、林業後継者や林業従事者等の知識・技術の習得を支援する。</p> <p>③事業体や自伐林家への巡回指導とともに労働安全講習の実施やKY活動等の現地指導を通じ、林業の現場における労働災害の未然防止や労働環境の改善に努める。</p>
ロ 意欲ある森林所有者（林家）及び林業研究グループとの連携	<p>指導林家や青年林業士等の育成 5人</p> <p>指導林家や青年林業士等と連携した森林整備の推進 4回</p> <p>林業グループ等への活動支援 39回</p>	<p>林業経営の改善や技術の普及を効果的・効率的に波及させていくための拠点となる指導林家や林業グループ等に限られ、普及指導における活動も低迷していることから、模範となる林家や経営体等を確保するとともに、連携強化を図っていく必要がある。</p>	<p>①指導林家・青年林業士を中心とした森林所有者等への巡回指導、情報誌やホームページによる情報提供等に努め、技術術の支援と連携強化に努める。</p> <p>②市町村や事業体等と連携し、地域林業におけるリーダーの育成を図る。</p> <p>③森林林業教育やインターンシップ活動等を行う林研グループを支援するとともに、地域で積極的に活動する団体等のサポートを通じ関係性を構築する。</p>
ハ 森林教育及び「木育」の推進	<p>森林・林業体験活動等の開催・支援 28回</p> <p>NPOやCSR活動等との連携 46回</p>	<p>企業や団体等による森づくり活動が盛んに行われ、震災後は海岸防災林の再生・整備が増えている。今後、「みやぎ環境税」などの活用による県民参加型の森林整備活動への支援を図る必要がある。</p>	<p>①一般県民向けの体験講座や児童生徒向けの体験学習等を実施するとともに、市町村とも連携しながら、活動フィールドの確保や支援者、協力者の発掘など活動環境を整備・強化する。</p> <p>②森林ボランティアやNPO団体等が行う森林の多面的機能の発揮に向けた地域活動等を支援する。</p>
ニ みやぎ森林・林業未来創造機構における就業環境の向上と人材の確保・	<p>各部会への参加 19回</p>	<p>森林・林業における社会への貢献は、木材生産のほか、温暖化防止や気象災害の軽減等その重要性は大きくなっている。</p>	<p>①令和2年に設立した「みやぎ森林・林業未来創造機構」が行う、経営強化・就業環境の向上に向けた取組や、人材育成プログラムの作成・実施を</p>

<p>育成に向けた取組支援</p> <p>カレッジ研修への参加支援 8事業体 17人</p> <p>カレッジ研修等の実施支援 13回</p>		<p>一方、森林・林業を支える担い手の減少・高齢化が進行しており、人口減少にともない、担い手の育成確保がより困難な状況にある。</p> <p>さらに、林業従事者の雇用先となる林業事業体は、経営規模が零細な中小事業体が大半を占めることから事業体の育成強化も大きな課題となっている。</p>	<p>検討する部会活動に参画する。</p> <p>②機構が実施する取組や、令和4年に本格開講する「みやぎ森林・林業未来創造カレッジ」における人材育成プログラムに基づいた多様な研修への事業体・林業技能者・林業就労希望者等の参加支援を行う。</p> <p>③「みやぎ森林・林業未来創造カレッジ」において、受講生のスキルアップを図るとともに、カレッジ研修の講師として、林業技術職員や県内事業体における人材の確保育成についての支援を行う。</p>
--	--	---	---

参考【新ビジョン目標（令和9年度）】

新規林業就業者数 100人，森林施業プランナー雇用林業事業体数 28事業体

3 普及指導の体制に関する事項

(1) 林業普及指導員等の資質の向上

ア 実施の基本的考え方

地域が抱える課題に迅速かつ効果的に対応できる知識・技術の習得と課題解決能力を備える。

イ 研修及びシンポジウム等の計画

研修・シンポジウムの名称	目的・内容等	対象者	人員	備考
1 県が実施する研修				
(1) 全体研修	地域課題の把握や新技術・知識の取得・検討	林業普及指導員	21人	2日
(2) 新任者研修	普及活動に必要な知識及び心構えの習得	新任林業普及指導員	6人	2日
(3) 専門別研修	各専門分野の学科・実習（学科・実習各1日）	林業普及指導員	7人	10日
(4) 林業普及指導員育成研修Ⅰ（林業一般区分）	林業普及活動の実践に必要な基本的技術・知識の習得	林業普及指導員（林業一般区分）資格取得を目指す者	4人	2日
(5) 林業普及指導員育成研修Ⅱ（地域森林総合監理区分）	森林総合監理士活動に必要な構想の作成・実現力及び合意形成力の取得	林業普及指導員（地域森林総合監理区分）資格取得を目指す者	6人	2日
(6) 派遣研修（特用林産）	民間事業体への派遣による実践的技術・知識の習得	林業普及指導員	2人	5日
(7) 特定課題研修（プロジェクト）	特定課題に関する実践研修及びPDCA	〃	21人	各分野5日
(8) 普及活動成果発表会	各普及指導区の普及に係る代表発表（審査・表彰）	〃	21人	1日
(9) 安全衛生研修（刈払機）	林業普及指導員のうち刈り払い機の労働安全衛生特別教育等未終了者	〃	10人	1日
(10) 安全衛生研修（チェーンソー）	林業普及指導員のうちチェーンソーの労働安全衛生特別教育等未終了者	〃	10人	3日
(11) みやぎ森林・林業未来創造カレッジ研修	森林ビジネス支援コース（2コース）	林業普及指導員	4人	各コース5～10日
	先進課題研修（2コース）	〃	7人	

(2) 林業普及指導員の配置

配置箇所	計	主として専門的に行う分野								その他	備考
		林業経営	造林	森林保護	森林機能保全	林産	特用林産	林業機械	市町村支援		
出先機関	17人 (3)	7人	5人 (1)	1人 (1)			3人 (1)		1人		
研究機関	4人 (2)	1人	1人			1人 (1)		1人 (1)			
計	21人 (5)	8人	6人 (1)	1人 (1)		1人 (1)	3人 (1)	1人 (1)	1人		

()は内数で森林総合監理士の人数

Ⅱ 普及指導區別計画



令和5年度 林業普及指導区別計画書
大河原普及指導区

1 普及指導区の概況

(1) 位置

本指導区は、宮城県南部の内陸部に位置し、2市7町（白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町）からなる。

仙南・仙塩地区の重要な水源である「七ヶ宿ダム」や「釜房ダム」などを擁しており、西部は山形県との県境を成す蔵王連峰、南部は福島県との県境を形成する阿武隈山地に囲まれている。また、中央を一級河川である阿武隈川が南から北へ貫流しており、豊かな自然環境を背景に林業や特用林産物生産活動が盛んに営まれてきた地域である。

(2) 森林資源の現状

指導区の森林面積は105,772haで県全体の26%、管内総土地面積の68%を占める。そのうち、民有林面積は70,148haで、スギが23,197ha（33%）と最も多く、次いでマツ類13,778ha（20%）、ヒノキ2,025ha（3%）の順となっている。

民有林のスギ・ヒノキ25,222haのうち、除間伐等の保育を必要とする7齢級以下（35年生以下）の林分は3,345ha、13%である一方、収穫可能な8齢級以上（36年生以上）の林分は21,878haで87%を占めており、充実した資源の計画的な利用と再生林の推進による資源の循環が必要な状況にある。

(3) 林業生産・経営の現状

管内には、5つの森林組合（白石蔵王、仙南中央、七ヶ宿町、川崎町、丸森町）があり、森林整備の担い手として組合員等の個人有林や公有林の整備及び林産事業を実施しており、管内全体の間伐実施量は、平成30年度から令和2年度の3ヶ年平均で約645haとなっている。

そのほか、管内には14の生産森林組合（うち1組合は解散手続き中）があるが、組合員の高齢化や経営の維持が困難な状況が続いており、対策に苦慮している。

管内の素材生産（民有林）は、森林組合及び民間素材生産業者等が担っており、年間約81,300m³（令和3年度独自調査より推定）が県内各地の製材工場や合板加工施設等に供給されているほか、隣接する福島県・山形県にも供給が行われている。また、管内では小型の木質バイオマス発電や熱利用施設の導入が進み、現在発電3基、熱利用1基が稼働しているほか、令和3年度からは、七ヶ宿町において木材チップ生産施設が稼働し、地域の森林資源の有効活用が図られている。今後も木質バイオマス利用施設への新たな需要が想定されることから供給体制の整備が必要となる。また、素材生産の拡大に必要な高性能林業機械の保有台数は、令和3年末時点で、森林組合保有7台、会社保有48台、個人保有10台の合計65台であり、今後も林業事業者による補助事業等を活用した導入が計画されている。

森林経営管理制度の推進や、森林環境譲与税を活用した森林整備について、市町において積極的な活用に向け働きかけを強めていく必要がある。

また、管内には県内で唯一林業関係の学科を有する柴田農林高等学校があることから、将来の担い手育成を目指し実習支援等を行っており、令和5年度に、柴田農林高等学校と大河原商業高等学校が統合されるが、林業関係へ担い手を確保するため、継続した支援が必要である。

管内の特用林産物については、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の影響が続いており、露地栽培の原木しいたけ（白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町）、こしあぶら（七ヶ宿町）、ぜんまい（野生）（丸森町）、野生きのこ（村田町）の出荷制限指示が継続している。【R5.2月末現在】また、令和4年3月には、丸森町（丸森町（旧金山町、旧館矢間村、旧大張村）のたけのこが、非破壊検査機による全量検査により安全を確認したもののみ出荷が再開された。

なお、令和4年度には、原木しいたけ（露地）生産者が追加で7ロット（6名）、丸森町のぜんまい（栽培ものに限る）について2名の出荷制限が解除になった。【R4.2月末現在】

放射性物質対策については、特用林産物のモニタリングや、出荷制限解除に向けた検査データ等の集積・放射性物質低減化対策などを行い、出荷可能な品目にあっては、安心・安全な特用林産物の生産に向けた栽培技術の指導や出荷管理体制づくりへの支援を継続している。

2 普及指導の課題と普及指導活動に関する事項

(1) 林業・木材産業の一層の産業力強化【産業づくり】

重点事項	目 標	現状と課題	普及指導活動の内容
イ 県産木材の需要創出とシェア拡大	地域における木造公共施設等の建設 1棟 地域材利用推進会議及びCLT等推進協議会等の運営・支援 2回	成熟した資源を有効活用する上でも建築需要への対応が不可欠であるため、「改正公共建築物等木材利用促進法」による公共施設等の木造・木質化やCLTなど新たな木材製品の開発・利用を進めることで需要を先導するほか、広葉樹材の活用も含め、品質が高く規格の明らかな製品の生産・流通拡大を図っていく必要がある。	①「改正公共建築物等木材利用促進法」に基づく市町村における公共施設木質化等に向けた支援や勉強会等を開催する。 ②県地方機関や市町、関係団体等の現状を把握し、事例を紹介しつつ、地域材の利用を働きかけるとともに、地域材利用の意義等の情報発信など、県民等への普及啓発活動を支援する。 ③管内の森林組合、民間林業事業体及び製材工場等の関係者による「仙南地域素材生産・流通連絡会議」の開催を通して、管内の木材需給情報の共有等を図り、より安定的で円滑な地域材の供給体制の整備を図る。 ④広葉樹資源活用に向けた各地域と連携した取組を支援していく。
ロ 特用林産物の生産性向上と新たな販路や需要の開拓	生産指導等 5回 経営等に関する指導の対象者数 10人 (回)	食の安全・安心への指向が高まっている今後は、生産技術や品質の向上を図るとともに、6次産業化や魅力ある商品の開発が求められる。また、新たな特用林産品目の産地化を図っていく必要がある。また、本県開発のハタケシメジ等について、生産量の確保と販路拡大に向けた簡易栽培技術の普及に取り組んでいく必要がある。	①生産者や農産物直売所等に対して安定生産技術と品質の確保を指導するとともに、販路拡大や6次産業化に向けた新商品開発等の指導や各種販促活動の支援を行う。 ②市町等と連携して、新たな特用林産品目の生産に関する技術指導、PR・販路確保の支援を行う。 ③ハタケシメジについては、簡易施設栽培技術の普及及び指導を行い、生産拡大を支援する。
ハ 特用林産物の振興	技術指導等 10回 食の安全安心に関する指導及び情報提供等 15回	原発事故に伴う森林や特用林産物への放射性物質による汚染の影響を受け、特用林産物の出荷制限解除と生産再開に向けた継続した支援が求められている。 また、県産きのこ原木の利用再開を目指し、県内で初めて導入されたしいたけ用原木非破壊試験機の利活用による取組を加速するとともに、県産特用林産物の安全性についての分かりやすい情報提供	①特用林産物や林産物に対する検査を継続し、適切な指導を行うとともに、森林や林産物、原木等の生産資材の除染技術や放射性物質の拡散防止技術に関し、情報の収集、提供を行う。 ②たけのこ（丸森町）の出荷制限全面解除に向けた取組を継続する。 ③原木しいたけ（露地）の出荷制限解除に取り組む生産者に対して、栽培管理の指導や適切な助言を行う。 ④ぜんまい（栽培）の出荷を希

		と風評被害の払拭を図るための支援を継続して行う必要がある。	望する生産者に対して、栽培管理の指導や助言を行う。 ⑤ 関係市町及び農産物直売所等と連携し、こしあぶら（七ヶ宿町）、ぜんまい（丸森町）の出荷制限解除に向けたモニタリング調査を推進する。 ⑥ 消費者に対して、県産品のPRや交流会の開催など様々な機会を捉えて、風評被害払拭に向けた対応を行う。
ニ 新たなビジネスモデルの創出	取組支援及び指導等 5回	近年、地元企業や森林組合等の林業事業者により、広葉樹材や未利用材を素材とした新たな森林資源の利活用に向けた取組が展開されつつある。今後、これらの取組に対し、事業者と一体となった消費者等一般県民へのPRや、事業推進に必要な情報収集、異業種との交流等を積極的に支援する必要がある。	① 県産スギ材や広葉樹材等を活用した新製品の開発や新用途の提案に対して、技術情報の提供等の支援を行うとともに、関係機関の連携強化とマッチングを図る。 ② ICTやUAV等の活用によるスマート林業の推進など、地域の森林資源を活用した新たなビジネスに取り組む団体の活動を支援する。
ホ 木質バイオマス利用による地域循環の促進	取組支援及び指導等 12回	森林資源の有効活用や未整備森林の整備推進に向け、未利用材の利用促進が課題となっている。管内においては、小型の木質バイオマス発電や木材チップ生産施設等の整備が進んできたことから、未利用材の安定的な供給体制整備に向けた取組へ支援する必要がある。	① 木質バイオマス生産・利用施設の整備促進と、安定的な未利用材の供給体制整備に向けた取組へ支援する。 ② 「仙南地域素材生産・流通連絡会議」を活用して、未利用材の賦存情報を共有するとともに、効率的な供給体制の整備を図る。 ③ 稼働中の木質バイオマス発電施設・ボイラーの安定稼働の推進と新設される施設への燃料チップの広域的な安定供給体制整備に向けた取組や連携を支援する。

参考【新ビジョン目標（令和9年度）】

素材生産量 700 千 m³，林業(木材)算出額 56 億円，林業(特用林産)算出額 46 億円，木材・木製品出荷額 980 億円，木質バイオマス活用施設導入数 60 基，特用林産生産施設のGAP認証取得数 15 件
原木きのこ出荷制限(自粛)解除生産者数 66 人

(2) 森林の持つ多面的な機能のさらなる発揮 【森づくり】

重点事項	目標	現状と課題	普及指導活動の内容
イ 主伐・再造林の推進による森林資源の再造成	植栽面積 20ha 一貫作業等による再造林	造林未済地の拡大による森林の公益的機能の低下が懸念されているため、一貫作業等の低コスト施業の推進や下刈り等施業技術の改善や普及が必要	① 森林所有者に、補助制度等の情報提供や現地に合った適正な植栽方法を指導する。 ② 伐採及び伐採後の造林届出制度の運用を通じ、市町や林業事業者等への指導を強化す

	3 ha 1箇所	である。また、生長や形状に優れた次世代造林樹種の導入が求められている。	る。 ③一貫作業や下刈等の低コスト施業技術の導入に向けた研修会の実施や関係者による取組を支援する。 ④下刈等低コスト施業技術の導入に向けた研修会の実施や関係者による協議を支援する。
ロ 森林施業の集約化に向けた森林経営計画の策定及び森林経営管理制度の推進	市町村森林整備計画の策定・変更支援 1回 森林経営計画策定及び実行指導等 15回 森林経営計画等の策定 10件 森林環境譲与税を財源とした森林経営管理制度等に基づく市町事業への支援 20件	地域の森林整備の推進に向け、その基本方針となる市町村森林整備計画の策定・変更、及び森林整備の具体的な実施計画となる森林経営計画の作成支援が必要である。 さらに、森林環境譲与税を財源とし、森林経営管理制度に基づいて市町が実施する未整備森林の整備等について、関係機関と連携した総合的な支援を実施する必要がある。 中でも、未整備森林等の施業推進の基盤となる林地台帳の精度向上や森林経営管理制度に基づく意向調査等の取組に対する市町毎の支援が求められる。	①市町村森林整備計画の策定・変更について、市町村を支援する。また、森林組合等と連携しながら、面的なまとまりのある森林施業を指導・支援する。 ②森林経営計画策定について実施主体等と十分に検討し、実行性ある計画作成を指導する。 ③圏域推進会議の開催及び個別巡回等により、管内各市町の地域性に応じた、適切な森林経営管理制度の定着と森林環境譲与税を活用した森林整備や木材利用拡大等の取組を支援する。
ハ 効果的な間伐の推進による森林の整備	間伐実施面積(民有林) 950ha 間伐施業地の集約化 2団地	間伐の遅れから公益的機能が低下している森林が増えているため、関係者と連携・協力を図りながら、間伐・路網整備等の集約化や低コストで収益性の高い搬出間伐を普及する必要がある。	①市町や森林組合等と連携して間伐を推進する。 ②民間事業者による間伐の実施を推進する。 ③森林組合等と連携して巡回指導や座談会を開催し、補助制度の一層の周知と施業団地の設定等を支援する。
ニ 松くい虫及び森林被害対策の推進	防除指導 10回	管内では松くい虫及びナラ枯れとも継続的に被害が発生しており、引き続き保全すべき松林等を中心とした防除対策が必要である。また、クマや野ウサギ等による林業被害も発生しており、市町等の関係者と連携した被害防止対策が必要となっている。	①松くい虫については、管内市町と連携しながら適期及び徹底駆除を実施し、被害拡大防止に努める。 ②ナラ枯れについては、巡視活動による被害木の早期発見と適切な駆除の実施について市町を支援、指導するほか、広葉樹林の若返りについて啓発・指導を行う。 ③獣害については、PRチラシによる啓発や防除等により、管内市町、地域住民と連携した被害の軽減に努める。

参考【新ビジョン目標（令和9年度）】

間伐実施面積 5,600ha, 植栽面積 400ha, 松くい虫被害による枯損木量 10,000 m³, 森林経営計画の認定率 60%

(3) 森林、林業・木材産業を支える地域や人材の育成 【人づくり】

重点事項	目標	現状と課題	普及指導活動の内容
イ 持続的成長をけん引する経営体や担い手の育成	森林施業プランナー受験者 1人 森林施業プランナー養成研修生 1人 林業教室受講生 1人 林業技術者及び林業事業体等への指導・支援 20回	管内の民有人工林資源の約7割が収穫期に達していることから、高度な技術を有する現場技能者のほか、森林の集約化を推進し、価値ある山づくりに向けて施業をマネジメントできる森林施業プランナー等の有能な人材を段階的・体系的に育成していく必要がある。	①集約化施業の推進に向けて地域林業を支える現場技能者や統括的な管理者を確保・育成するため、緑の雇用等を活用した段階的な研修への参加の働き掛けと支援を行うほか、森林施業プランナーの資格取得を推進する。 ②地域の指導的な人材を育成するため、林業後継者や林業事業者等への情報提供や技術の習得を支援する。 ③事業体への巡回指導や労働安全講習の実施、KY活動等の現地指導を通じ、労働災害の未然防止や労働環境の改善に努める。
ロ 意欲ある森林所有者（林家）及び林業研究グループとの連携	指導林家や青年林業士等の育成 1人 指導林家と連携した森林整備の推進 1回 林業グループ等への活動支援 3回	林業経営の改善や後継者への技術普及を効果的に進めていくため、模範となる林家や経営体等の確保と、連携強化を図っていく。 管内において、自伐型林業への関心が高まっており、実践者の活動に対する支援が必要である。	①指導林家や森林所有者等への巡回指導、ホームページによる情報提供等に努め、技術の普及と連携強化に努める。 ②市町や事業体、自伐型林業実践者等と連携し、地域林業をけん引するリーダーの掘り起こしと育成を図る。 ③地元農林高校に対し、インターンシップ等を行う仙南フォレストクラブや地域で積極的に活動する団体等と連携した活動を支援する。
ハ 森林教育及び「木育」の推進	森林・林業体験活動等の開催・支援 5回 NPOやCSR活動等との連携 20回	企業や団体等による県民参加型の植樹活動等のサポートや、「みやぎ環境税」などの活用による県民参加型の森林整備活動への支援が必要である。	①地元農林高校に対する実習支援を継続するとともに、一般県民・児童生徒向けの体験学習等を実施する。 ②市町やNPOと連携しながら、企業や団体等による森林整備活動の支援や協力者の発掘など活動環境を整備・強化する。 ③地域の森林ボランティア団体等が行うみんなの森林づくりプロジェクト推進事業の活動について支援する。
ニ みやぎ森林・林業未来創造機構における就業環境の向上と人材の確保・育成に向けた取組支援	各部会への参加 2回 カレッジ研修への参加支援 2事業体	森林・林業における社会への貢献は、木材生産のほか、温暖化防止や気象災害の軽減等その重要性は大きくなっている。 一方、森林・林業を支える担い手の減少・高齢化が進行しており、人口減少にともない、担い手の育成確保がより困難な状況にあ	①令和2年に設立した「みやぎ森林・林業未来創造機構」が行う、経営強化・就業環境の向上に向けた取組や、人材育成プログラムの作成・実施を検討する部会活動に参画する。 ②機構が実施する取組や、人材育成プログラムへの事業体・林業技能者・林業就労希望者

	<p>2人 カレッジ研修等 の実施支援 1回</p>	<p>る。 さらに、林業従事者の雇 用先となる林業事業体は、 経営規模が零細な中小事 業体が大半を占めること から事業体の育成強化も 大きな課題となっている。</p>	<p>等の参加支援を行う。 ①各プログラム等、県が実施す る研修実施の講師等として人 材育成を支援する。</p>
--	--	---	--

参考【新ビジョン目標（令和9年度）】

新規林業就業者数 100人、森林施業プランナー雇用林業事業体数 28事業体

3 普及指導関係施設等の現況

施設等の名称	施設等の位置	設置年日	施設等の概要	関係グループ名	施設等の利用状況	備考
展示林 間伐モデル 展示林	川崎町本 砂金字島 谷窪	H20. 3	スギ 15.00ha 40～45 年	—	間伐展示林	
低コスト造林 技術試験地	①柴田町 本船迫	H21. 3. 23	スギ 0.10ha 14年	宮城県農林種 苗農業協同組 合と協働設置	データ収集・分析 低コスト造林展示林	
	②七ヶ宿 町横川	H21. 5. 1	スギ 0.10ha 14年	〃	〃	
	③蔵王町 八山	H23. 5. 18	スギ 0.30ha 12年	〃	〃	
	④柴田町 富沢	H24. 4. 13	スギ 0.20ha 11年	〃	〃	
	⑤角田市 峠	H25. 4. 25	スギ 0.27ha 10年	〃	〃	

令和5年度 林業普及指導区別計画書
仙台普及指導区

1 普及指導区の概況

(1) 位置

本指導区は本県中央部から県南東部に位置し、仙台市、塩竈市、多賀城市、名取市、岩沼市、富谷市、亘理郡、宮城郡、黒川郡の6市7町1村からなる。西部は山形県との県境をなす奥羽山脈が連なり、東部及び南部は太平洋沿岸に面し、これらの中に標高100～200m前後の丘陵地と名取川、阿武隈川等による沖積平野が広がっている。

(2) 森林資源の現状

森林総面積は、82,357haで土地総面積の50%を占めている。このうち民有林は55,982haで森林面積の68%を占め、うち人工林は22,367haで、人工林率は40%となっている。

管内の民有林面積は全県の約2割を占めるが、仙台市など都市型の土地利用状況となっており森林率は50%と県平均(57%)を下回っている。また、管内面積の約12%が自然公園や自然環境保全地域等であり、人工林率は県内で最も低く、自然環境に配慮した都市近郊の里山林として林業経営が行われてきた地域である。人工林のうち収穫可能な8齢級以上(36年生以上)の林分は20,087haで90%を占めており、主伐、再造林による森林資源の循環利用を促進し、持続可能な森林経営を推進する必要がある。

震災以降、太陽光発電施設等の林地開発により森林面積は減少した一方で、津波により消失した海岸林については、県民参加の植樹や国・県による復旧事業により、令和2年度に造成が完了し、海岸林の再生に向け下刈りや本数調整伐等の整備が続けられている。

(3) 林業生産・経営の現状

管内には、宮城中央・黒川の2つの森林組合があり、意欲と能力のある林業経営者の認定を受け、地域林業のけん引役として期待されている。また、7つの生産森林組合と3つの愛林公益会のほか共有林組合等の林業経営団体も多く組織されており、公的森林や共有林等を主体とした森林整備が行われており、令和2年度の間伐面積は692haとなっている。

素材生産量は、年間約60千 m^3 (令和2年度)となっており、森林組合や民間事業者が担っているが、生産された木材の多くは、石巻市内の合板工場や管内の共販所やチップ工場などに供給されている。素材生産の効率化に不可欠な高性能林業機械は、令和3年度末時点でハーベスタ5台、プロセッサ4台、フォワーダ8台など合計25台となっており、老朽化による機械の更新が必要となっている。

木材産業は、中小製材工場、プレカット工場、チップ工場、製品市場、木材流通業等が立地し、仙台都市圏の住宅需要などを背景に県内随一の木材消費圏域となっている。震災の復興需要が減少し、新設住宅着工数も減少する中、仙台市ではCLTを使用した中高層建築物への木材利用が進みつつある。また、今年に入り仙台市で県産CLT材を活用した企業社屋が竣工するなど、民間施設における木材利用の取組も進んでいる。

松くい虫被害は、震災以降平成27年度をピークに増加が続いていたが、継続的な防除対策によりその後減少に転じ、令和3年度の被害量は2,275 m^3 と震災時(H22年度:4,319 m^3)の被害量を下回っている。しかし、特別名勝「松島」地域(塩竈市、松島町、七ヶ浜町、利府町)においては被害量が依然多く、管内の被害量の約8割を占めることから、市町村との連携により、被害木の早期発見と適期防除の徹底を図る必要がある。

特用林産物では、原発事故を起因とした放射性物質汚染により、原木しいたけ(露地栽培)をはじめ、野生きのこ、山菜(こしあぶら)に出荷制限指示が出されており、原木しいたけの

出荷再開を希望する生産者に対して、放射性物質低減措置や解除手続き等の指導を行った結果、令和4年度末までに19名の生産者の91ロットに対し出荷制限が解除されている。

森林経営管理制度については、仙台市で集積計画を策定したほか、大和町など4市町で意向調査に着手しており、その他の市町村についても順次着手する予定となっている。森林環境譲与税を活用した森林整備については、継続的な働きかけにより取組を始める市町村が増えつつあるが、引き続き活用に向け働きかけを重ねていく必要がある。また、木材利用などへの森林環境譲与税の活用方法についても働きかけを続けていく必要がある。

2 普及指導の課題と普及指導活動に関する事項

(1) 林業・木材産業の一層の産業力強化【産業づくり】

重点事項	目標	現状と課題	普及指導活動の内容
イ 県産木材の需要創出とシェア拡大	地域における木造施設の建設・内装木質化の支援 2棟 地域材利用推進会議及びCLT等推進協議会等の運営・支援 2回	管内には、木材消費地である仙台市が所在しており、利用期を迎えている森林資源の有効活用に向け、公共・民間施設をはじめ住宅分野における木材利用を推進する必要がある。 さらに、「改正公共建築物等木材利用促進法」による市町村単位での公共施設等の木造・木質化の計画を後押し、今後建て替えを予定している公共施設や各種建築分野への木造・木質化の波及を図る必要がある。	①「改正公共建築物等木材利用促進法」に基づく施設木質化等に向けた支援や勉強会を開催する。 ②宮城南部流域森林・林業活性化センター仙台支部や宮城県CLT等普及推進協議会等と連携し、地域材利用推進会議等の開催や県産材利用の普及啓発活動を支援する。 ③公共性の高い施設等における内装木質化や木製品の導入を推進するため、補助事業の活用等に関する情報提供や支援を行う。
ロ 特用林産物の生産性向上と新たな販路や需要の開拓	生産指導等 10回 経営等に関する指導の対象者数 10人 (回)	しいたけやまいたけ等のきのこ生産者に対し、引き続き安定生産に向けた支援が必要であり、食の安全・安心への指向が高まる中、生産技術や品質の向上、6次産業化に向けた地域性のある商品開発が不可欠となっている。新型コロナウイルスの影響により販路が縮小した生産者もおり、新たな販売方法や販路の確保が必要である。 また、新たな特用林産品目に取り組もうとする生産者等もあり、栽培技術等の広範な指導が求められる。	①きのこ生産者等に対する資材助成や施設整備補助の活用を支援し、安定供給体制の整備を図る ②生産者等に対して安全な生産技術とGAPの導入を支援するとともに、6次産業化に向けた新商品開発や各種販促活動の支援を行う。 ③特用林産物等の生産に取り組もうとする新規就労者等に対し、生産に必要な情報の提供や栽培技術等の指導、支援を行う。
ハ 特用林産物の振興	技術指導等 10回 食の安全安心に関する指導及び情報提供等 4回	原発事故に伴う放射性物質汚染の影響による、特用林産物の出荷制限解除に向けた継続した支援が必要であり、食の安全安心を確保しながら、県民への分かりやすい情報提供と	①特用林産物や林産物に対する検査を継続し、生産者や販売者に対し、適切な指導を行う。 ②出荷制限品目の生産再開に向け、国のガイドライン等に基づく適切な指導・助言により、出荷制限解除を行う。

		風評被害の払拭を図る必要がある。また、県内産原木の利用再開については管内の生産者からの要望は強く、県内産きのこ原木の早期利用再開に向けた継続的な検討等が求められている。	③生産者や市町村等との連携により、特用林産物のPRイベント等の開催を支援し、正しい情報の発信により認知を広げ、風評被害の払拭を図る。
ニ 新たなビジネスモデルの創出	取組支援及び指導等 2回	新たな森林資源の利活用を推進するため、素材生産業者や木材・製材業者、地元企業等による異業種連携や新たなビジネスモデルの創出に向けた取組等について支援する必要がある。	①地域の森林資源を活用する取組に対し、必要な技術等の情報提供や異業種間のマッチング等の支援を行う。 ②ICTやUAVの活用によるスマート林業の推進など新たなビジネスに取り組む事業者に対し支援を行う。
ホ 木質バイオマス利用による地域循環の促進	取組支援及び指導等 5回	森林資源の有効活用や未整備森林の整備推進に向け、未利用材の利用促進が課題となっており、木質バイオマスの活用に向けた体制整備が求められる。	①管内で予定されている木質バイオマス発電に県産木質燃料を安定的に供給するための体制整備に向けた支援を行う。

参考【新ビジョン目標（令和9年度）】

素材生産量 700 千m3、林業(木材)算出額 56 億円、林業(特用林産)算出額 46 億円、木材・木製品出荷額 980 億円、木質バイオマス活用施設導入数 60 基、特用林産生産施設のGAP認証取得数 15 件
原木きのこ出荷制限(自粛)解除生産者数 66 人

(2) 森林の持つ多面的な機能のさらなる発揮 【森づくり】

重点事項	目標	現状と課題	普及指導活動の内容
イ 主伐・再造林の推進による森林資源の再造成	植栽面積 30ha 一貫作業等による再造林 2ha 1箇所	森林所有者の経営意欲の低下等により皆伐後の再造林が進まない状況にあることから、再造林の省力化と低コスト化の取組として一貫作業システム等の普及を図るとともに、各種補助事業の活用により再造林の推進を図る。また、伐採及び伐採後の造林届出制度の適切な運用により的確な更新を図る必要がある。	①森林所有者や林業事業者に対し、補助制度や一貫作業システム等の周知を図るとともに、現地に合った適正な更新方法等を指導する。 ②伐採及び伐採後の造林届出制度の適切な運用について、市町村に対し指導を行うとともに、再造林PRチラシ等により適切な更新を促す。 ③一貫作業システム施行地において、低コスト化に向けた指導を行うとともに、システムの導入を促進するための研修会等を開催する。
ロ 森林施業の集約化に向けた森林経営計画の策定及び森林経営管理制度の推進	市町村森林整備計画の策定・変更支援 2回 森林経営計画策定及び実行指導	適切な森林整備を推進するため、地域の実情に合った適切な市町村森林整備計画の策定・変更を支援するとともに、森林施業の集約化を図るため、実行性のある森林経営計画の作	①適切な市町村森林整備計画変更について、市町村を支援・指導する。 ②森林経営計画の策定について実施主体等と十分に検討を行い、実行性ある計画作成と計画の適正な実行について指導

	等 4回 森林経営計画等 2件 森林環境譲与税を財源とした森林経営管理制度に基づく市町村事業への支援 11件	成について支援、指導を行う必要がある。 さらに、森林環境譲与税を財源とした、市町村が実施する森林整備や木材利用への取組について支援するとともに、森林経営管理制度の着実な実施を図るため、意向調査等の取組に対する市町村毎の支援が求められる。	する。 ③森林経営管理制度について、市町村の意向調査等の実施に向けた取組を支援するとともに、効率的な実施体制の構築について検討・支援する。 ④森林環境譲与税の活用について、市町村の実情に応じた森林整備や木材利用などの取組を支援する。
ハ 効果的な間伐の推進による森林の整備	間伐実施面積(民有林) 800ha 間伐施業地の集約化 3団地	スギ人工林の収穫期を迎え、豊富な木材資源を循環利用することが重要な課題となっている。 みやぎ森林・林業の将来ビジョンで掲げる目標の達成に向け関係者との連携・協力を図りながら、施業地の集約化や低コスト化による効率的な間伐の実施が求められている。	①森林所有者、林業事業者等が参集する会議等の機会を捉えて、補助制度等の周知を図る。 ②民間事業者の事業参入を促進するため、各種補助事業の情報提供など経営基盤強化に向けた支援を行う。 ③低コスト木材生産に向けた高性能林業機械の導入やICT等を活用したスマート林業の取組を支援する。
ニ 松くい虫及び森林被害対策の推進	防除指導 20回	依然として特別名勝「松島」区域における松くい虫被害が多いことから、被害の沈静化に向け、引き続き、適期防除の徹底と被害量把握の励行が不可欠であり、市町村の指導及び連携を強化する必要がある。また、ナラ枯れ被害についても、伐倒駆除等により適切な対策を進める必要がある。	①市町村等と連携し、適時適切な松くい虫被害対策を実行するとともに、市町村が行う被害対策の適切な実行について支援、指導する。 ②適切な被害対策の実行を確保するため、関係市町村等による防除協議会等を開催し、連携強化を図る。 ③ナラ枯れ被害の早期発見と適切な駆除の実施や、ナラ林更新伐の活用による広葉樹林の更新について市町村等を支援、指導する。

参考【新ビジョン目標（令和9年度）】

間伐実施面積 5,600ha, 植栽面積 400ha, 松くい虫被害による枯損木量 10,000 m³, 森林経営計画の認定率 60%

(3) 森林、林業・木材産業を支える地域や人材の育成【人づくり】

重点事項	目標	現状と課題	普及指導活動の内容
イ 持続的成長をけん引する経営体や担い手の育成	森林施業プランナー受験者 2人 森林施業プランナー養成研修生 1人	森林組合や林業事業者において、就業者の減少や高齢化が進んでおり、新規就業者の確保定着を図るとともに、地域林業を支える現場技能者や統括的な管理者の育成が求められる。	①森林施業プランナーの確保・育成に向けて、資格試験の働きかけや受験者に対する研修等の実施など資格取得に向けた支援を行う。 ②地域の指導的な人材を育成するため、県等が実施する研修

	<p>林業教室受講生 2人</p> <p>林業技術者及び 林業事業者等へ の指導・支援 5回</p>	<p>ている。</p> <p>森林施業を適切に実行 できる現場技術者や価値 ある山づくりに向けて施 業をマネジメントできる 有能な人材を確保するた め、段階的・体系的に育成 する必要がある。</p>	<p>会等の参加について林業事業 体等に働きかけ、受講のため の支援を行うほか、林業事業 体等の経営力強化に向けた支 援を行う。</p> <p>③インターンシップ等により人 材の確保を図る林業事業者 等に対し、情報提供や開催の支 援を行う。</p>
ロ 意欲ある森林 所有者（林家） 及び林業研究グ ループとの連携	<p>指導林家や青年 林業士等の育成 ・連携 1人</p> <p>林業グループ等 への活動支援 1回</p>	<p>林業経営の改善や技術 の普及を効果的・効率的に 波及させていくための指 導林家等が少ないことか ら、模範となる林家や経営 体等の確保が必要である。 また、管内のNPO等の 林研グループについて継 続した活動が行えるよう 連携、支援を行う必要があ る。</p>	<p>①指導林家を中心とした森林所 有者等への巡回指導、情報誌 やホームページによる情報提 供等に努め、技術の支援と 連携強化に努める。</p> <p>②市町村、事業者等と連携によ り地域林業におけるリーダー の確保、育成を図る。</p> <p>③森林・林業教育やインターン シップ活動等を行う林研グ ループを支援し、連携強化を 図る。</p>
ハ 森林教育及び 「木育」の推進	<p>森林・林業体験 活動等の開催・ 支援 2回</p> <p>NPOやCSR 活動等との連携 11回</p>	<p>都市部の一般消費者等 を多く抱えることから、森 林・林業に対する理解や木 材の需要拡大を図るため、 森林・林業体験や木工体験 等は継続して実施する必 要がある。 また、森づくり活動等 を行うボランティア等の団 体が多くあり、継続的な活 動に向けた支援が必要であ る。</p>	<p>①宮城南部流域森林・林業活 性化センター仙台支部と連 携し、木工工作体験会等を開 催する。</p> <p>②NPO法人等が行う森林・林 業教育や「木育」活動を支 援する。</p> <p>③森林ボランティアやNPO団 体等が行う森林の多面的機能 の発揮に向けた地域活動等 を支援する。</p>
ニ みやぎ森林・ 林業未来創造機 構における就業 環境の向上と人 材の確保・育 成に向けた取組 支援	<p>各部会への参加 3回</p> <p>カレッジ研修へ の参加支援 2人・回</p> <p>カレッジ研修等 の実施支援 1回</p>	<p>森林・林業における社会 への貢献は、木材生産のほ か、温暖化防止や気象災害 の軽減等その重要性は大 きくなっている。 一方、森林・林業を支え る担い手の減少・高齢化が 進行しており、人口減少に ともない、担い手の育成確 保がより困難な状況にあ る。 さらに、林業従事者の雇 用先となる林業事業者は、 経営規模が零細な中小事 業体が大半を占めること から事業者の育成強化も 大きな課題となっている。</p>	<p>①「みやぎ森林・林業未来創造 機構」が行う、経営強化・就 業環境の向上に向けた取組 や、人材育成プログラムの作 成・実施を検討する部会活動 に参画する。</p> <p>②機構が実施する取組や、令和 4年に本格開講する「みやぎ 森林・林業未来創造カレッジ」 における人材育成プログラム に基づいた多様な研修への事 業体・林業技能者・林業就労 希望者等の参加支援を行う。</p> <p>③「みやぎ森林・林業未来創造 カレッジ」において、カレッ ジ研修の講師として、事業者 における人材の確保育成につ いての支援を行う。</p>

参考【新ビジョン目標（令和9年度）】 新規林業就業者数 100人、森林施業プランナー雇用林業事業者数 28事業者

3 普及指導関係施設等の現況

施設等の名称	施設等の位置	設置年日	施設等の概要	関係グループ名	施設等の利用状況	備考
施設 県民の森	利府町 神谷沢地内	昭和44年	中央記念館 中央広場 野外音楽堂 フィールドアスレチック 樹木園 湿地植物園 遊歩道 (18路線 13,289m)	自然保護課	利用者 年間約20万人	
青少年の森	利府町 神谷沢地内	昭和51年	もりの学び舎 学習館 展示館 新校倉式住宅 野鳥の森 自然観察道(2,500m)	自然保護課	利用者 年間約2万人	
昭和万葉の森	大衡村 平林地内	平成元年	万葉の館 広場 植物園 湿性植物園 遊歩道 (12路線 5,633m)	自然保護課	利用者 年間約3万人	
展示林 四季の森	富谷市 上折元地内	平成7年	見本園 芝生広場 遊歩道 (13路線 6,854m)	自然保護課		
低コスト間伐 モデル展示林	泉区朴沢地区 大和町小野地区 太白区秋保地区 泉区岳山地区(1) 岳山地区(2) 菅ノ崎地区	平成17年 (3カ所) 平成18年 (4カ所)	作業システム, 間伐率, 収益金額等を表記した看板(間伐材を利用)の設置	宮城南部流域森林・林業活性化センター仙台支部		

	青葉区菖蒲沼地区 泉区七北田地区 岩沼市志賀地区	平成19年 (3カ所)				
--	--------------------------------	----------------	--	--	--	--

令和5年度 林業普及指導区別計画書
大崎普及指導区

1 普及指導区の概況

(1) 位置

本指導区は、県北西部の大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町の1市4町で構成され、北西部から西部にかけて山形・秋田両県との境をなす奥羽山脈が連なり、東に向かって次第に傾斜しながら平坦地が広がっている。管内を横断する形で、荒雄岳を源とする江合川と船形連峰を源とする鳴瀬川が西から東に流れ、県下有数の穀倉地帯である大崎耕土を潤している。

(2) 森林資源の現況

管内の森林面積は、土地総面積の56%を占める84,769haとなっており、うち民有林は、森林面積の56%、47,494haである。民有林のうち人工林は56%、26,649haで、そのうち約8割をスギが占め、収穫期を迎える8齢級(41年生)以上が約41%となっている。

(3) 林業生産・経営の状況

管内は、鳴子や岩出山など古くからの有名林業地を擁し、大規模森林所有者によるスギ人工林の良質材生産が実施されている地域もあるが、大部分が10ha未満の零細かつ分散型の所有者で占められている。

管内には7つの認定林業事業体(1森林組合、6民間事業体)があり、森林整備や素材生産を行っている。令和3年度の民有林における間伐実績は118.47haで県全体の4%の事業量となっており、素材生産実績は114,767m³で、県全体の23%の事業量となっている。

管内民有林の木材生産量は、近年100,000m³前後で推移していたが、コロナ禍等による需給動向の変化により令和元年は81,068m³(対前年比79%)まで減少したものの、その後、国際情勢の変化により輸入材の確保が困難となる「ウッドショック」の影響で国産材需要が増えるなど、令和2年度は86,465m³(対前年比107%)と増加傾向となった。今後も需給動向に応じた県産材の安定供給体制構築の取り組みが必要となっている。

また、管内の森林経営計画認定面積は15,662ha(令和5年2月末)で、管内民有林面積に対する認定率は33%にとどまっており、小規模森林所有者等を取りまとめた区域計画の策定等、森林施業の集約化を図っていく必要がある。一方、国産材需要の高まり等により皆伐施業が拡大しており、造林未済地の増加が懸念されることから、一貫作業や早生樹植栽など、新たな造林技術の検証と指導を進めている。

管内では、建築用材の供給拠点である加美町の大規模製材工場への素材供給については、目標数量の15,000m³を上回る素材が安定供給されており、今後は、新たなプレカット施設を整備し、県産材を利用した住宅販売を関東圏へ拡大するほか、非住宅分野での新たな需要開拓に取り組み、継続した地域材の安定供給を目指し支援していく必要がある。

さらに、令和2年度から取り組む、加美町での広葉樹利用については、みやぎ森林・林業未来創造機構の広葉樹ビジネス講座と連携し、新たなビジネスモデルとしてサプライチェーンの構築について検討するほか、木質バイオマスなど木材の総合的な利活用を推進する必要がある。

森林組合をはじめ管内の林業事業体では、担い手不足への対応と素材生産性の向上を図る目的で機械化が進められており、プロセッサやハーベスタ等の高性能林業機械が61台導入(令和4年3月31日現在)されている。

特用林産物については、県下有数のきのこ産地として、ぶなしめじやえのきたけの生産量が高いシェアを占めているが、他県産等との厳しい競争のため、生産量、生産額とも頭打ちとなっている。また、管内には全国的にも高い集客力のある直売所が点在しており、鮮度はもとより安さと多彩な品揃えを売りにきのこや山菜が人気商品となっているが、東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質の影響で、原木しいたけ(露地栽培)、こしあぶら、ぜんまい、わらび、野生きのこの5品目の出荷制限が続いている。

なお、平成27年5月から29年5月にかけて加美町・大崎市のくさそてつ(こごみ)、平成31年度から大崎市(旧三本木町)のたけのこ、令和4年2月に大崎市のたらめ(野生)の出荷制限が解除され、原木しいたけでは、これまでに14名(79ロット)の生産者が出荷制限解除

を実現している。

森林・林業教育活動については、「おおさき山がっこ情報バンク」により小学校等に講師を派遣して行う体験活動を継続し、地域に定着したものとなっている。

しかし、授業カリキュラムの変化や、新型コロナウイルスの感染防止のための学校行事の見直し等により、森林環境教育の在り方について、これまでの講師及び学校関係者らとともに実施体制の見直し等を行う時期となっている。

平成31年度からは、森林経営管理法（平成30年法律第35号）に基づく森林経営管理制度がスタートしている。

森林経営管理制度では、森林環境譲与税を財源として、大崎市では意向調査後の集積計画・配分計画の策定も進み市単独での森林整備も実施されているが、その他の町においてはマンパワー不足もあり、意向調査後の手続きを進めることが困難な状況が続いている。

このため、「市町村モデル支援」の構築を目指した伴走型支援も必要となっている。

(1) 林業・木材産業の一層の産業力強化【産業づくり】

重点事項	目 標	現状と課題	普及指導活動の内容
イ 県産木材の需要創出とシェア拡大	<p>地域における木造公共施設の建設</p> <p>1 棟</p> <p>地域材利用推進会議及びCLT等推進協議会等の運営・支援</p> <p>10回</p>	<p>管内のスギ林の多くは利用可能な8齢級(41年生)以上の収穫期を迎えており、建築需要への対応が不可欠である。</p> <p>そのため、平成24年度から「県産材利用エコ住宅普及促進事業」により一般住宅への県産材の利用拡大に取り組むほか、令和3年度から2ヶ年計画で加美町の大型製材工場へ補助事業導入(繰越対応)による施設整備を支援し、生産性と地域材利用率の向上を図り、安定供給体制の強化を目指している。</p> <p>さらに、「改正公共建築物等木材利用促進法」による公共施設の木造・木質化を進めるため、市町に対して「建築物における木材利用の促進に関する方針」の作成について支援するほか、宮城北部流域森林・林業活性化センター大崎支部と連携し、関係機関への効果的な普及啓発活動に継続し取り組む必要がある。</p>	<p>①「改正公共建築物等木材利用促進法」に基づき、市町における地域材利用の普及啓発活動を建設部局と連携し支援する。また、宮城北部流域森林・林業活性化センター大崎支部と連携し、公共施設の木造・木質化を進める現地研修会等を開催する。 (地域材利用支援：1回)</p> <p>②加美町で取り組む広葉樹資源の新たな活用については、林業技術総合センターと連携し、継続的に支援する。</p> <p>③一般住宅への地域材利用を推進するため、地元製材工場や市町と連携し、県民等を対象とした植樹等の森林体験活動による地域材利用の普及啓発活動を支援する。 (普及啓発活動支援：1回)</p> <p>④「木の日(10月8日)」や県産材利用推進月間等の期間に、木材利用をPRするため、木工作品展示やパネル展示、参加型イベント等を開催する。 (イベント開催支援：3回)</p>
ロ 特用林産物の生産性向上と新たな販路や需要の開拓	<p>生産指導等</p> <p>5回</p> <p>経営等に関する指導の対象者数</p> <p>3人 (3回)</p>	<p>管内は、ぶなしめじやえのきたけ等、県内有数のきのこ生産地である。</p> <p>近年は、菌床しいたけ生産組合がJGAP認証を受けるなど、安全・安心な生産に取り組んでいる。また、春の山菜類は、道の駅や直売所の人気商品として地元直売所の売り上げ向上に貢献している。</p> <p>なお、本件開発のハタケシメジについては、生産量の安定と生産コストの削減及び販路拡大に向けた簡易栽培技術の普及が課題である。</p>	<p>①経営状態の「見える化」や改善に繋がるGAPの導入を検討する生産者や生産団体に対して支援する。 (経営指導：随時)</p> <p>②ハタケシメジ等については、林業技術総合センターと連携し、生産コスト削減の検討と生産技術の普及定着を図る。 (生産指導：3回)</p> <p>③キクラゲをはじめとした、菌床を購入し既存のビニールハウス等で発生・収穫するきのこ栽培に取り組む生産者等に対して支援する。 (経営・生産指導：随時)</p>

		<p>さらに、近年は比較的栽培が容易なキクラゲの生産量が増加傾向となっている。</p>	
<p>ハ 特用林産物の振興</p>	<p>技術指導等 10回 食の安全安心に関する指導及び情報提供等 随時</p>	<p>原発事故に伴う放射性物質の影響を受け、管内では未だ5品目のきのこや山菜が出荷制限されている。 出荷制限解除に向け、生産者や市町等と連携し、モニタリング検査を継続する必要あり、出荷制限が解除された場合の出荷前検査等の体制を整備する必要がある。 更に、県産きのこ原木の利用再開に向けた取り組みも継続する必要がある。</p>	<p>①特用林産物の安全・安心な生産・出荷について、生産者や直売所、市町等に対する指導を引き続き実施する。 (安全・安心：随時)</p> <p>②原木しいたけ等の安全な生産資材の使用について指導するほか、適正な栽培管理による放射性物質の低減化対策について巡回指導を行う。 (技術指導：10回)</p> <p>③大崎市のわらび(野生)及び野生きのこ、加美町のわらび(野生)等出荷制限指示となっている品目については、モニタリング検査を行うとともに生産者及び直売所、市町に対する指導を行う。 (安全・安心：随時)</p> <p>④消費者に対しては、スクリーニング検査や出荷前・定期検査の結果を公表し、安全性をPRする。また、県庁1階でのPR販売や「きのこの日(10月15日)」と併せて県産きのこの消費拡大に取り組む。 (安全・安心：随時)</p>
<p>ニ 新たなビジネスモデルの創出</p>	<p>取組支援及び指導等 3回</p>	<p>地域林業の活性化を図るため、広葉樹資源等の用途開発や異業種連携による新たなビジネスモデルの創出が求められている。 しかし、管内の広葉樹資源は、高齢化しナラ枯れ被害の影響もあることから、計画的な更新作業が必要であり、付加価値を付けた広葉樹材の新たな活用が課題である。 今後、地域資源を活用沙汰新たなビジネスモデルを創出するため、関係者が連携し事業推進に必要な情報収集や異業種とのマッチング支援等が必要である。</p>	<p>①豊富な広葉樹資源の新たな活用では、これまで(令和2～4)、加美町と取組んだ活動成果について報告会を開催し、森林組合や事業体と情報共有を図ってきた。また、新設された中新田公民館に広葉樹テーブルセットを設置した。 引き続き、みやぎ森林・林業未来創造機構の広葉樹ビジネス講座と連携し新たなビジネスモデルの可能性について勉強会や研修会を開催し、素材生産から加工・流通までの中長期的な事業方針等を検討する。 (取組支援：3回)</p> <p>②令和4年度に伝統こけし工人から相談を受けている、ミズキ材については、令和5年度秋の材供給に一定の道筋が着</p>

			<p>いた。</p> <p>今後、持続的な供給が可能となるようミズキ植栽等について市町、森林組合等の関係者による検討を継続する。 (取組支援：随時)</p> <p>③労働環境の改善や生産効率の向上を目指し、ドローンを活用した新たなビジネスモデルに取り組む団体の活動を支援する。 (取組支援：随時)</p>
ホ 木質バイオマス利用による地域循環の促進	取組支援及び指導等 随時	<p>森林を持続的かつ適正に管理する上で、計画的な森林整備が必要であり、収益性向上策の一つとして、未利用材等の利活用が重要視されているが、特に森林からの搬出コストが課題となっている。</p> <p>今後も間伐等の森林施業で発生する低位利用材等を活用した木質バイオマス利用を促進するとともに、施設の設置や経費調達に対する支援を行う必要がある。</p>	<p>①木質バイオマスの導入を計画している市町や事業者に対し、技術的支援や情報提供を行う。</p> <p>②関連する補助事業の紹介や利用施設の導入を支援するとともに、広域的な木質バイオマスの安定供給体制の整備に向けた連携を支援する。</p> <p>③木質バイオマスボイラーを導入した施設への燃料の安定供給体制を定着させるため、燃料を供給する森林組合や事業者に対し、計画的な森林整備について指導するとともに、原木の安定供給ができるよう継続的に支援に取り組む。 (取組支援：随時)</p>

参考【新ビジョン目標（令和9年度）】

素材生産量 700 千 m³、林業(木材)算出額 56 億円、林業(特用林産)算出額 46 億円、木材・木製品出荷額 980 億円、木質バイオマス活用施設導入数 60 基、特用林産生産施設のGAP認証取得数 15 件
原木きのこ出荷制限(自粛)解除生産者数 66 人

2 普及指導の課題と普及指導活動に関する事項

(2) 森林の持つ多面的な機能のさらなる発揮 【森づくり】

重点事項	目 標	現状と課題	普及指導活動の内容
<p>イ 主伐・再造林の推進による森林資源の再造成</p>	<p>植栽面積 5.3 ha</p> <p>一貫作業等による再造林 1.5 ha 3箇所</p>	<p>木材価格の低迷等による森林所有者の経営意欲減退に伴い増加している造林未済地の早期解消を図るため、環境に配慮した主伐・再造林実施への支援と普及が求められているほか、一貫作業による再造林や低コスト化に向け、国有林とも連携した取り組みが必要であり、「集約化施業」を強力に推進していく必要がある。</p>	<p>① 森林所有者に、補助制度等の情報提供や現地に即した適正な植栽方法を指導する。 (随時支援)</p> <p>② 西日本を中心に新たな造林樹種として期待される、早生樹(コウヨウザン)の造林試験地での生長量を継続的に調査し、下刈経費の削減など保育作業のコスト低減についてのデータ収集を行う。また、令和4年度に「平坦地で早生桐の植栽を行ってみたい。あわせて林床で農産物生産に取り組みたい。」との相談が土地所有者からあり、今後、関係市町、農業部局とも連携しながら必要な支援を行う。 (随時支援)</p> <p>③ 一貫作業システムを実施している施業地において、新たな低コスト造林技術の指導及び実証調査を引き続き行うとともに、情報収集、検証を進める。</p>
<p>ロ 森林施業の集約化に向けた森林経営計画の策定及び森林経営管理制度の推進</p>	<p>市町村森林整備計画の策定・変更支援 10回</p> <p>森林経営計画策定及び実行指導等 20回</p> <p>森林経営計画等 2件</p> <p>森林環境譲与税を財源とした森林経営管理制度に基づく市町村事業の支援 10件</p>	<p>森林の有する多面的機能を十分に発揮させるための森林整備には、実効性のある計画策定及び施業実施に向け、基本計画となる市町村森林整備計画の策定支援及び森林経営計画の作成支援が必要である。</p> <p>平成31年度からスタートした森林経営管理制度については、市町に対して、意向調査後の集積計画作成支援等を行って着実に森林整備に繋がっていくことが重要であり、森林環境譲与税が適切かつ有効に活用されるよう指導等を行う必要がある。また、令和4年度に国から示された「森林環境譲与税を活</p>	<p>① 地域森林計画・市町村森林整備計画の策定年となることから、必要な情報提供とともに適切なゾーニングの設定など市町を支援する。 (策定指導等：10回)</p> <p>② 伐採届出制度については、新たな手続き等が必要となったことから、理解徹底のため必要な指導・助言を行う。</p> <p>③ 市町や森林組合等と連携しながら、新たな森林管理情報クラウドシステムに対応する森林経営計画の策定手順等について指導するとともに、計画に基づく森林施業の</p>

		<p>用して実施可能な市町村の取組の例について(ポジティブリスト)」を参考にしながら、各市町の創意工夫のもと取り組みが進むよう指導・助言を行う。</p>	<p>実行管理について指導・助言する。</p> <p>④ 新たに森林経営計画を策定する事業者に対し、現地調査や森林所有者への説明に同行する等、継続的な支援を実施する。</p> <p>⑤ 森林経営管理制度については、圏域推進会議及び作業部会を通じて情報共有を図るとともに、マンパワー不足の状況にある市町への伴走型支援の定着を図るなど、支援を強化して森林整備が進むよう指導・助言を行っていく。</p>
<p>ハ 効果的な間伐の推進による森林の整備</p>	<p>間伐実施面積(民有林) 130ha</p> <p>間伐施業地の集約化 2団地</p>	<p>間伐実施面積は、平成24年度以降の「みやぎ森林・林業の将来ビジョン」で掲げる目標を大幅に下回っている。</p> <p>これは長期にわたる木材価格の低迷等から、森林所有者の経営意欲が低下しており、間伐等森林施業放棄森林が増えていることが一因と考えられる。</p> <p>このままでは、健全で多面的機能を発揮する森林の維持が困難となることから、関係者との連携・協力を図りながら、施業地の団地化に加え、適切な作業システムにより一体的に施業を実施する「集約化施業」を強力に推進していく必要がある。</p>	<p>① 市町や森林組合、民間事業者等と連携して間伐を推進するとともに、民間事業者の更なる事業参入を促進・支援する。</p> <p>② 森林組合と連携した座談会のほか、補助事業を活用した効果的・効率的な森林整備事業の普及啓発を行う。 (随時支援)</p> <p>③ 間伐施業の効率化やコスト低減に向け、安定的に木材を供給できる施業団地の設定により森林経営計画の作成を支援する。</p>
<p>ニ 松くい虫及び森林被害対策の推進</p>	<p>防除指導 5回</p>	<p>管内の松くい虫被害量は、近年減少傾向にあるが地域によっては依然として発生が続いており、伐倒駆除とあわせ樹幹注入等の防除を行う必要がある。</p> <p>また、ナラ枯れ被害の発生状況を引き続き把握するほか、近年管内でも生息が確認されているニホンジカの食害による森林被害等も懸念されている。</p>	<p>① 松くい虫被害については、市町等と連携しながら早期発見・適期駆除を徹底する。また、重要な松林については、樹幹注入等、効果的な防除手法の導入を指導する。</p> <p>② ナラ枯れ被害についても、松くい虫被害同様、市町等と連携し対応していく。</p> <p>③ ニホンジカによる森林被害の状況把握を行う。</p>

参考【新ビジョン目標(令和9年度)】

間伐実施面積 5,600ha, 植栽面積 400ha, 松くい虫被害による枯損木量 10,000 m³, 森林経営計画の認定率 60%

(3) 森林、林業・木材産業を支える地域や人材の育成 【人づくり】

重点事項	目 標	現状と課題	普及指導活動の内容
イ 持続的成長をけん引する経営体や担い手の育成	森林施業プランナー受験者 1人 森林施業プランナー成研修生 随時 林業教室受講生 2人 林業技術者及び林業事業体等への指導・支援 5回	管内の森林資源が利用期を迎えている中、森林整備の担い手である林業就業者の高齢化と減少は続いている。 森林施業の集約化による収益性の向上を図るためには、必要な森林施業を安全かつ適切に実行できる高度な技術を有する現場技術者のほか、価値ある山づくりに向けて森林正業をマネジメントできる有能な人材等を確保し、これを段階的・体系的に育成していく必要がある。	①集約化施業の推進に向け、現場を総括して管理できる技術者を育成するため、森林施業プランナーの資格取得を目指す技術者の支援を行うとともに、OJT等を通じたプランナーの能力向上を図る。 (資格取得支援：1人) ②林業教室受講生を対象とした森林調査や測量等の研修を行う。(受講生：2人) ③県及び各業界団体等で実施する経営体強化研修の支援と情報提供を行う。また、労働災害の未然防止と労働環境の改善について、補助事業の活用等により支援を行う。 (指導・支援回数：5回)
ロ 意欲ある森林所有者（林家）及び林業研究グループとの連携	指導林家や青年林業士等の育成・連携 随時 林業グループ等への活動支援 6回	林業経営の改善や技術の普及を効果的・効率的に波及させていくために拠点となる林業グループが限られている傾向にあり、普及指導における支援も低迷している。特に、林業経営等の模範となる指導林家等が不在のため、今後、地域の中核的リーダーの育成支援が必要である。 なお、管内に存在する3つの林業グループは、会員の高齢化等により活動が停滞しているため、活動支援等が必要である。	①森林所有者の協力を得て、県内でコウヨウザンの植栽試験に取り組む関係者や林業技術総合センターと連携し、試験地での現地研修を行うとともに、生長量調査の情報共有を図り、コウヨウザンの育林方法等について検討する。 (支援回数：1回) ②意欲ある林業経営者を育成するため、林業研究グループの活動を支援する。 (指導・支援回数：6回)
ハ 森林教育及び「木育」の推進	森林・林業体験活動等の開催・支援 5回 NPOやCSR活動等との連携 随時	SDGs（持続可能な内発目標）の動きなど県民の森林に対する意識の高まりから、森林・林業体験活動や森林づくりに取り組むNPOや企業等が増加している。 特に管内では、「おおさき山がっこ」の活動により小学校を主体に森林・林業に対する理解を深めるための教育活動を継続している。 今後も活動を継続するため、活動環境の整備や実施・支援体制の見直しを図	①県民に対する森林環境教育を実施するとともに、市町とも連携しながら、管内で森林体験活動ができるフィールドについて情報収集し、広く情報発信する。 ②森林・林業体験活動等の指導者を登録する「おおさき山がっこ情報バンク」の活動等を通じ、森林環境教育を支援するとともに、森林ボランティア団体の活動を支援する。

		る必要がある。	③森林ボランティアやNPO団体等が行う森林の多面的機能の発揮に向けた地域活動については、補助事業の活用を図りながら市町と連携し支援する。
ニ みやぎ森林・林業未来創造機構における就業環境の向上と人材の確保・育成に向けた取組支援	各部会への参加 2回 カレッジ研修への参加支援 3人・回 カレッジ研修等の実施支援・研修参加 3回	森林・林業は、木材生産のほか、温暖化防止や気象災害の軽減等、さまざまな面で社会へ貢献しているが、その重要性は益々大きくなっている。 しかし、この森林・林業を維持・管理していく担い手不足は深刻な状況が続いており、受け皿となる林業事業体の経営規模が小さいなど、林業事業体の経営指導及び育成も課題となっている。	①みやぎ森林・林業未来創造機構が行う部会活動に参加し情報収集を行うとともに、機構の取組内容を管内林業事業体に伝達する。 ②管内の事業体・林業技能者・林業就労希望者等に対し、機構が実施する研修への参加について支援する。 ③機構の事業構想に掲げた4つのプロジェクトに即し、就業環境の向上を図るために機構の会員を対象としたヒアリング調査を行い、課題を抽出し地域課題として整理する。また、機構と連携し、必要に応じ各研修プログラムの講師等として人材育成を支援する。

参考【新ビジョン目標（令和9年度）】

新規林業就業者数 100人、森林施業プランナー雇用林業事業体数 28事業体

3 普及指導関係施設等の現況

施設等の名称	施設等の位置	設置年日	施設等の概要	関係グループ名	施設等の利用状況	備考
低コスト造林試験地 (単植え植栽)	大崎市岩出山池月字上一栗菅生地内(89-イ28)	平成26年 6月22日	スギ 面積 0.12ha 内訳 三角単植 3試験区	有限会社 鎌田林業土木 (鎌田氏所有林)	令和元年度 生長量調査実施	看板無
早生樹(コウヨウザン)造林試験地	大崎市岩出山南沢字宮守沢地内(1-ホ10-1)	平成31年 3月28日	対象区 スギ 面積 0.11ha コウヨウザン 0.11ha 計 0.22ha	有限会社 鎌田林業土木 (鎌田氏所有林)	令和2年度 生長量調査実施	

令和5年度 林業普及指導区別計画書 栗原普及指導区

1 普及指導区の概況

(1) 位置

本指導区は、県の北西部に位置し、自治体は栗原市1市で、北は岩手県、北西端は秋田県と接している。管内の区域面積は、約800平方キロメートルで、北西部は栗駒山（標高：1,626m）を中心に山地が形成され、中部～南東部は迫川、二迫川、三迫川沿いに耕地と丘陵地が入り込み、栗駒国定公園（昭和43年7月22日指定）やラムサール条約湿地の伊豆沼・内沼（昭和60年9月13日登録）及び蕪栗沼・周辺水田（平成17年11月8日登録）を有する自然豊かな地域となっている。

(2) 森林資源の状況

管内の森林面積は44,127haで、森林率は55%、本県森林面積の11%を占めている。

このうち、民有林は29,985haあり（森林面積の68%）、地域的には旧栗駒町、旧花山村、旧一迫町の3地区に民有林面積の7割超が位置している。民有林の人工林面積は17,069haで、人工林率は57%となっており県平均の53%を若干上回っている。

管内樹種別では、スギ（72%）が最も多く、次いでマツ類（21%）、ヒノキ（5%）の順となっており、この3樹種で人工林全体の98%を占める。また、収穫可能な8齢級以上（36年生以上）の林分が14,018ha（83%）を占めるなど、利用可能な資源は充実している。

一方、近年、林業採算性の悪化等による伐採後に再造林されない造林未済地が増加傾向にあり、持続可能な森林経営や木材資源の循環利用の観点から課題となっている。

※森林資源の数値は、令和2年3月現在

(3) 林業生産・経営の状況

木材生産や森林整備については、高齢化等により、森林所有者自らが行う事は少なく、森林所有者から施業の委託を受けた森林組合等の林業事業者がその大半を担っている。

管内には、栗駒高原森林組合1組合があり、地域林業を担う主体として活躍している。

森林組合の林産事業量は、年間約28千 m^3 （令和3年度）で、生産された木材は、直販による県内外の製材工場や石巻地区の合板工場へ供給されている。また、間伐や保育事業は主に森林組合が実施し、皆伐による素材生産は民間の事業者が担っている状況にある。

管内の林業事業者における高性能林業機械の保有状況は、令和3年度末時点で29台となっており、そのうち8台（約28%）を森林組合が保有している。

管内の製材業者は年々減少し4社（うち1社はチップ製造）が稼働しており、チップ製造を除く3社の素材取扱量は、合計で約7千 m^3 となっている。なお、人工乾燥材生産を行っているのは、2社となっている。

きのこ類の生産は菌床栽培が中心で、菌床栽培による生しいたけは、県内生産量の42%、なめこは、県内生産量の45%を占める主要産地となっており、GAP認証を活用した生産者が2者となっている。※きのこ生産量は、令和3年次実績

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質対策については、管内では依然として原木むきたけ（露地）、原木しいたけ（露地）、こしあぶら、たけのこ、野生きのこ、たらのめ（野生）の6品目の出荷が制限（自粛）されており、うち原木むきたけ（露地）、原木しいたけ（露地）、たけのこ、たらのめの4品目については、一部生産者や地域が解除されており、さらなる出荷制限（自粛）の解除拡大と販売促進が求められている。

平成 31 年 4 月から施行された森林経営管理制度や森林環境譲与税を活用した取組については、栗原市により森林所有者の意向調査や森林経営管理権集積計画の策定が進められており、管理委託の希望があった森林で間伐等の森林整備事業が実施される見込みである。

2 普及指導の課題と普及指導活動に関する事項

(1) 林業・木材産業の一層の産業力強化【産業づくり】

重点事項	目 標	現状と課題	普及指導活動の内容
イ 県産木材の需要創出とシェア拡大	地域における木造公共施設の建設 1 棟 地域材利用推進会議及び CLT 等推進協議会等の運営・支援 2 回	県内には、国内最大規模の製材工場群やスギ製材産地、大規模製材工場の立地などにより全国屈指の木材需要量がある。しかし、管内の製材業者をみると年々減少しており、これらは地域需要を喚起するだけの受け皿とはなっていない。 成熟した地域資源を有効活用する上でも住宅需要等への対応が不可欠であるが、十分な将来の見通しはたっていない。 このため、「改正公共建築物等木材利用促進法」による公共施設の木造・木質化や CLT など新たな木材製品の開発・普及を促進するための情報収集等を行い、取組を進める団体等を支援する必要がある。	① 栗原市から施設整備等に係る情報を収集するとともに、「改正公共建築物等木材利用促進法」の策定支援、木造公共施設の建設や内装の木質化等に対する勉強会等の開催を行う。 ② 宮城北流域森林・林業活性化センター栗原支部等と連携し、地域材利用推進会議等の活動について、積極的に参画するとともに、情報発信など普及啓発活動を支援する。 ③ 流通加工事業体等が事業を導入して行う施設整備に対し、需要変動に即応する需給システムの構築を図る安定取引を目指した広域的な木材流通情報の提供を行うとともに、JAS 認証に向けた各種取組を支援する。 ④ 消費者や建築設計関係者等に対し、信頼性の高い「優良品やぎ材」や「JAS 材」の PR、その周知を図る。
ロ 特用林産物の生産性向上と新たな販路や需要の開拓	生産指導等 20 回 経営等に関する指導の対象者数 40 人 (回)	管内は、しいたけ、なめこの生産量が多く県内の主要産地になっている。しかし、価格の低迷や資材費の高騰等で経営環境は厳しい状況が続いている。 今後は生産技術や品質の向上を図るとともに、6 次産業化や地域性のある商品の開発が求められている。	① 生産者や農産物直売所等に対して安全な生産技術と GAP の導入を指導・支援するとともに、販路拡大や 6 次産業化に向けた新商品開発等の指導、各種販促活動の支援を行う。 ② 各種特用林産物については、栽培技術向上の取組を支援するとともに、生産者等への技術指導や産直施設へのレシピ提案等の PR・販売促進に努める。
ハ 特用林産物の振興	技術指導等 12 回 食の安全安心に関する指導及び情報提供等 20 回	原発事故に伴う森林や林産物への放射性物質による汚染の影響を受け、依然として特用林産物の出荷制限（自粛）解除に係る対応が必要となっている。 このような状況も踏まえ、安全・安心な食品販売に必要な消費者への	① 特用林産物や林産物に対する検査を継続し、適切な指導を行うとともに、森林や竹林の放射性物質低減化に関する情報収集や実証を行う。 ② 出荷制限（自粛）品目の生産再開に向け、国のガイドライン等に基づく適切な指導・助言により、出荷制限（自粛）

		正しい情報の提供、生産者への指導を引き続き徹底する。また、非破壊検査器を積極的に活用した取組を加速する必要がある。	の解除及び手続き支援を行う。 ③消費者に対しては、県産品のPRや交流会の開催など様々な機会を捉えて、風評被害払拭に向けた対応を行う他、GAP等食の安全に関する情報を提供する。
ニ 新たなビジネスモデルの創出	取組支援及び指導等 20回	近年、地元企業や森林組合等の林業事業体により、広葉樹材や未利用材を素材とした商品開発など新たな森林資源の利活用に向けた取組が展開されつつあり、管内では「苔」に着目した取組を進めている。 今後、これらの取組に対し、事業体と一体となった消費者等一般県民へのPRや、事業推進に必要な情報収集や異業種との交流等を積極的に支援する必要がある。 また、持続的な森林整備の推進と市産材の認知度向上等を図るため、栗原市有林を主としたFSC森林認証取得を支援する必要がある。	①県産木材を活用した新製品の開発に対して、技術情報の提供やマッチング等を通じて取組を支援するとともに、関係機関の連携強化と合意形成を図る。 ②新たな森林資源である「苔」については、竹や山菜等の森林から得られる他の素材と同様に、生産者とともに地場産品の開発を検討し、造園関係業者との交流を図りながら、苔の魅力発信するための「苔アート展」の開催等、地域活性化に向けた支援を進める。 ③ICTの活用などによるスマート林業の推進を目指し、林業事業体の取組を支援する。 ④FSC森林認証取得に向けた関係者の協議を支援する。
ホ 木質バイオマス利用による地域循環の促進	取組支援及び指導等 2回	森林資源を有効に利用するため、未利用材の利用促進が課題となっている。 今後も木質バイオマス活用に資する施設の設置や経費調達に対する支援を行う必要がある。	①市町村等に対する木質バイオマス利用促進に向けて情報収集・提供を行う。 ②地域の公共施設等への木質バイオマス発電機・ボイラーの導入に関連する補助事業の紹介や、安定供給可能な体制整備を支援する。

参考【新ビジョン目標（令和9年度）】

素材生産量 700 千 m³、林業(木材)算出額 56 億円、林業(特用林産)算出額 46 億円、木材・木製品出荷額 980 億円、木質バイオマス活用施設導入数 60 基、特用林産生産施設のGAP認証取得数 15 件
原木きのこ出荷制限(自粛)解除生産者数 66 人

(2) 森林の持つ多面的な機能のさらなる発揮 【森づくり】

重点事項	目標	現状と課題	普及指導活動の内容
イ 主伐・再造林の推進による森林資源の再造成	植栽面積 10ha 一貫作業等による再造林 2ha 1箇所	環境に配慮した主伐・再造林実施への支援と普及が求められているほか、一貫作業による再造林や低コスト化に向け、技術開発や普及が必要である。また、生長や形状に優れた次世代造林樹種の導入が求	①森林所有者に、PRチラシなどにより、補助制度等の情報提供や現地に合った適正な植栽方法等を指導する。 ②伐採届出及び伐採後造林届け出制度の運用を通じ、市町村や林業事体等への指導を強化する。

		められている。	③伐採から植栽まで一貫作業を行う箇所等において、新たな低コスト造林技術の実証調査及び指導を行う。
ロ 森林施業の集約化に向けた森林経営計画の策定及び森林経営管理制度の推進	市町村森林整備計画の策定・変更支援 7回 森林経営計画策定及び実行指導等 5回 森林経営計画等 2件 森林環境譲与税を財源とした森林経営管理制度に基づく市町村事業への支援 12件	実行性ある計画策定及び施業実施に向け、基本計画となる市町村森林整備計画の策定支援及び森林経営計画の作成支援が必要である。また、森林経営管理制度の施行に伴い、森林管理が困難になった森林所有者の森林を対象に、経営委託等による森林管理の促進を更に図る必要がある。 さらに、市町村が行う森林台帳の精度向上や、森林経営管理制度に基づく意向調査、森林整備事業等の取組に対する支援が求められている。	①市町村森林整備計画の策定・変更について、栗原市を支援する。併せて森林組合等と連携しながら、活動支援交付金事業の活用等により、面的なまとまりのある森林施業を指導・支援する。 ②森林経営計画策定に当たっては、必要に応じて国有林等と連携しながら、実施主体等と十分に検討して実行性ある計画作成を指導する。 ③森林管理が困難になった森林の市町村等への経営委託や、山地災害危険箇所等での森林管理について、森林所有者への意向調査等の活動や森林環境譲与税の適切な執行に向けた取組について支援する。
ハ 効果的な間伐の推進による森林の整備	間伐実施面積(民有林) 500ha 間伐施業地の集約化 2団地	間伐実施面積は、平成24年度以降「みやぎ森林・林業の将来ビジョン」で掲げる目標に向け、森林組合等、関係者との連携・協力を図りながら、間伐・路網整備等への支援と低コスト化に係る技術の普及を図る必要がある。	①栗原市や森林組合等と連携し、森林経営計画策定を進め、着実に間伐を推進するとともに、民間事業者の事業参入を促進・支援する。 ②森林組合等と連携して、森林所有者への巡回指導や説明会を通じて、補助制度の一層の周知を図りながら、安定的に木材供給できる施業団地の設定等を支援する。
ニ 松くい虫及び森林被害対策の推進	防除指導 6回	松くい虫被害量は近年増加傾向にあることから、栗原市と連携した防除対策が求められている。また、ナラ枯れ被害については、被害木の早期発見に向けた監視を行い、引き続き被害拡大防止を図る。	①栗原市が実施する松くい虫防除対策が、適時、効果的に実施されるよう支援し、被害拡大防止に努める。 ②ナラ枯れについては、巡視活動により被害木の早期発見を図るとともに広葉樹林の若返りについて啓発・指導に努める。

参考【新ビジョン目標（令和9年度）】

間伐実施面積 5,600ha, 植栽面積 400ha, 松くい虫被害による枯損木量 10,000 m³, 森林経営計画の認定率 60%

(3) 森林、林業・木材産業を支える地域や人材の育成【人づくり】

重点事項	目標	現状と課題	普及指導活動の内容
イ 持続的成長をけん引する経営体や担い手の育成	森林施業プランナー受験者 1人 森林施業プランナー養成研修生	森林施業の集約化を推進する森林施業プランナーの育成支援を行っている。 今後は高度な技術を有する現場技能者のほか、価	①集約化施業の推進に向けて、地域林業を支える現場技能者や統括的な管理者を確保・育成するため、緑の雇用等を活用した段階的な研修への参加の働きかけと支援を行い、集

	1人 林業教室受講生 1人 林業技術者及び 林業事業体等へ の指導・支援 15回	値ある山づくりに向けて 森林施業をマネジメント できる有能な人材等を確 保し、これを段階的・体系 的に育成していく必要が ある。	約化施業担当者等には森林施 業プランナーの資格取得を推 進する。 ②地域の指導的な人材を育成 するため、林業後継者や林業 従事者等の知識・技術の習得 を支援する。 ③事業体への巡回指導とともに 労働安全講習の実施やKY活 動等の現地指導を通じ、林業 の現場における労働災害の未 然防止や労働環境の改善に努 める。
ロ 意欲ある森 林所有者（林 家）及び林業研 究グループとの 連携	指導林家や青年 林業士等の育成 ・連携 1人 林業グループ等 への活動支援 4回	林業経営の改善や技術 の普及を効果的・効率的に 普及させていくための牽 引約となる指導林家は1 名、林業グループは2団体 と限られ、普及指導におけ る活動が低迷しているた め、模範となる林家や経営 体等を掘り起こすととも に、連携強化を図り山村地 域の活性化に結び付けて いくことが重要である。	①一迫林業研究会が行う林間 学校や森林・林業の普及啓発 活動、「めぐ実の森くりはら」 の自主活動等に対して、積極 的に参画・助言するなど、林 業グループの活動と後継者の 育成をサポートする。 ②森林所有者等への巡回訪問等 を通じて、情報提供と現場情 報の把握に努め、技術の支援 と連携強化に努める。 ③地域で積極的に活動する個 人及び団体等のサポートによ り、林業後継者との連携を構 築する。
ハ 森林教育及び 「木育」の推進	森林・林業体験 活動等の開催・ 支援 2回 NPOやCSR 活動等との連携 4回	県民の森林や自然環境 に対する関心は、年々高ま っている。また、地球温暖 化防止対策に対応した森 林整備を確実に進める上 で、県民の理解と協力が不 可欠となっている。 こうした中、県民や次代 を担う子供達が、森林の働 きや役割の重要性を体験 の中から学び理解するこ とは大きな意義を持つこ とから、今後、「みんなの 森づくりプロジェクト推 進事業」などの活用による 県民参加型の森林整備活 動への支援を強化する必 要がある。	①森林科学館（(株)ゆめぐり） や栗原市の地域コーディネ ーター（総合的学習支援委員） 等と連携し、一般県民向け の体験講座や小学校などで行 われる森林・林業体験学習活 動を支援する。 ②森林ボランティアやNPO 団体等が行う森林の多面的 機能の発揮や普及啓発に向 けた地域活動等について情 報収集や支援を行う。
ニ みやぎ森林・ 林業未来創造機 構における就業 環境の向上と人 材の確保・育成 に向けた取組支 援	各部会への参加 3回 カレッジ研修へ の参加支援 2事業体 2人 カレッジ研修等 の実施支援 3回	森林・林業における社会 への貢献は、木材生産のほ か、温暖化防止や気象災害 の軽減等その重要性は大 きくなっている。 一方、森林・林業を支え る担い手の減少・高齢化が 進行しており、人口減少に ともない、担い手の育成確 保がより困難な状況にあ る。	①「みやぎ森林・林業未来創造 機構」が行う、経営強化・就 業環境の向上に向けた取組 や、人材育成プログラムの作 成・実施を検討する部会活 動に参画する。 ②機構が実施する取組や、「み やぎ森林・林業未来創造カ レッジ」における人材育成プ ログラムへの事業体・林業技 能者・林業就労希望者等の参加

	さらに、林業従事者の雇用先となる林業事業体は、経営規模が零細な中小事業体が大半を占めることから事業体の育成強化も大きな課題となっている。	支援を行う。 ③各プログラム等、県が実施する研修実施の講師等として人材育成を支援する。
--	--	--

参考【新ビジョン目標（令和9年度）】

新規林業就業者数 100人，森林施業プランナー雇用林業事業体数 28事業体

3 普及指導関係施設等の現況

施設等の名称	施設等の位置	設置年月	施設等の概要	関係グループ名	施設等の利用状況	備考
こもれびの森・森林科学館	栗原市花山草木沢	平成5年4月	①森林科学館 ②野外炊事場 ③湿性植物園 ④山菜見本園 ⑤体験の森（遊歩道）ほか	指定管理者（株）ゆめぐり：栗原市第3セクター運営	苔玉講習会及び各種の講習会等、普及指導として利用	
間伐展示林	栗原市栗駒沼倉峰裏	平成元年	スギ 0.54ha 72年	—	間伐展示林	
低コスト造林技術試験地	栗原市一迫	平成21年4月23日	スギ 0.08ha	宮城県農林種苗農業協同組合	植栽苗木の生育状況観察等	

令和5年度 林業普及指導区別計画書 石巻普及指導区

1 普及指導区の概況

(1) 位置

本指導区は、県の東部沿岸地域に位置し、石巻市、東松島市及び牡鹿郡女川町の2市1町で構成され、東部及び南部は太平洋に面している。東部地域一帯は丘陵が連なって北上山地の一端を形成しており、南部には三陸復興国立公園に指定されている牡鹿半島や特別名勝「松島」に指定されている野蒜・宮戸地区で囲まれた石巻湾が広がっている。また、中央部には北上川が、西部には鳴瀬川が貫流しているほか、石巻市の網地島と田代島、女川町の出島と江島といった離島地域を所管している点が特色となっている。

(2) 森林資源の現状

管内の森林面積は39,046haで県森林面積の9.4%、管内総面積の54.1%を占めている。このうち国有林は8,739ha(22.4%)、民有林は30,307ha(77.6%)となっており、民有林の人工林率は56.7%と県平均の53.2%を上回っている。

(3) 林業生産・経営の現状

当管内は、石巻工業港を中心に合板工場や大型製材工場が立地し、県全体の素材消費量及び木材・木製品製造出荷額の約6～7割を占めており、地元の森林組合は、県産原木の安定供給を図る調整役を担っている。

木材生産は、人工林の多くが利用期を迎え主伐(皆伐)による生産が増加し、間伐実績は減少傾向にある。一方、皆伐による伐採後の再生林の実行確保が課題となっていることから、コンテナ苗や一貫作業システムを活用した低コスト造林の普及を図ることが必要となっている。

このような現状を踏まえ、木材の安定供給や生産性の向上と、資源の循環利用を両立するためには、計画的な森林施業の推進とそのけん引役となる施業プランナーの育成が重要である。

このため、地元森林組合では、施業プランナーの確保・育成のほか、「スマート林業」の推進に向けた取り組みを積極的に行い、作業の効率化と省力化を図っている。加えて、植林経費支援基金を創設して再生林にも尽力している。

管内における森林病虫獣害対策に関しては、特別名勝「松島」の東松島市宮戸地区を中心に、効果的な松くい虫防除対策の推進に努めている。また、ニホンジカの生息域が牡鹿半島地域から内陸部へと拡大しており、伐採跡地の食害による更新阻害等の問題が顕著となっていることに対応し、所内横断型のプロジェクトチームを立ち上げ、今後の取組の方向性や具体的対策を盛り込んだロードマップを作成し、関係者と連携しながら被害拡大防止に向けた取組を進めている。

木材利用に関しては、合板・製材とも需給バランスに応じた生産動向が続いているものの、今後、人口減少による住宅需要の減少は避けられないことから、非住宅分野の新たな需要創出に向けた取組が重要となっている。また、木質バイオマスについては、松くい虫被害材や林地残材等の未利用資源を活用した加工生産が行われており、木質バイオマス発電用燃料等として供給されている。

特用林産物に関しては、震災後に生産を開始した生産者が多く、生しいたけにおいては原木及び菌床合せて21t(R3)、生きくらげ0.6t(R3)等で生産量も増加傾向にある。特に原木しいたけの栽培施設拡大があり、生しいたけの約3割を占めている。

森林経営管理制度に関しては、管内各市町が抱える課題や組織体制、譲与される予算規模な

どの状況が異なることから、各市町の地域課題に合わせた重点的取組や整備エリア、優先順位等を取りまとめた「推進方針書」に基づき、各市町担当普及指導員を中心に支援を継続しており、令和4年度には石巻市と女川町で初めての森林経営管理権集積計画が策定され、それに基づく森林整備がスタートしている。

2 普及指導の課題と普及指導活動に関する事項

(1) 林業・木材産業の一層の産業力強化【産業づくり】

重点事項	目 標	現状と課題	普及指導活動の内容
イ 県産木材の需要創出とシェア拡大	地域における木造公共施設の建設 3棟 地域材利用推進会議及びCLT等推進協議会等の運営・支援 5回	合板需要に的確に対応できるような供給体制の構築が必要となっているほか、地域産材を活用したCLT, LVL, 合板, 製材品等の需要拡大により地域産業のさらなる発展と、山元への収益還元を図る必要がある。 今後、人口減少社会を迎え、住宅需要の大幅な減少が見込まれるため、「改正公共建築物等木材利用促進法」による公共施設等の木造・木質化を普及促進する必要がある。 また、当管内においても国際森林認証材の活用によるSDGsへの貢献に向けた取組が進められている。	① 宮城北部流域森林・林業活性化センター石巻支部と連携し、「合板用県産材の供給等に関する検討会」等の開催を支援する。 ② 管内のPR効果の高い公共施設等における県産材利用推進を図るため、課題把握とその解決に向けた取組及び管内市町長への要望活動を支援する。 ③ 「改正公共建築物等木材利用促進法」による公共施設等の木造・木質化の普及を促進し、市町の方針書改正など必要な支援を行う。 ④ 国際森林認証材を活用したSDGsへの取組について、製品加工や販売PR活動等に関する必要な支援を行う。
ロ 特用林産物の生産性向上と新たな販路や需要の開拓	生産指導等 10回 経営等に関する指導の対象者数 10人	当管内では、震災後から原木しいたけ、菌床きくらげ等の栽培に取り組んでいる新規の生産者が多く、販路拡大や生産効率向上等に関心を持っている。	① 原木・菌床きのこの生産拡大に向けて、栽培技術の指導を行うとともに、販路拡大に向けた取組支援を行う。 ② 管内で生産された特用林産物のブランド化や新商品開発等に向けた必要な指導を行う。 ③ 特用林産物新規栽培希望者に対して普及促進を図るとともに、栽培技術の指導を行う。
ハ 特用林産物の振興	技術指導等 10回 食の安全安心に関する指導及び情報提供等 5回	原発事故に伴う森林や林産物への放射性物質による汚染の影響を受け、特用林産物の出荷制限解除や風評被害払拭に向けた継続した支援が求められている。 また、きのこ原木や菌床資材を他県から購入している生産者に対しては、資材の安定確保に向けて継続して支援する必要がある。	① 特用林産物における放射性物質の出荷前検査の徹底と、積極的な簡易検査の実施により、一般県民に対する安心・安全の周知に努めるとともに、原木しいたけ（露地栽培）の出荷制限解除に向けた生産管理などの指導を行う。 ② 消費者に対しては、県産品のPRや交流会の開催など様々な機会を捉えて、風評被害払拭に向けた対応を行う。 ③ 原木しいたけ生産者に他県産原木等の必要な生産資材の導入を引き続き支援していく。

<p>ニ 新たなビジネスモデルの創出</p>	<p>取組支援及び指導等 5回</p>	<p>近年、ICT等の先端技術を活用することで、林業・木材産業の生産性や安全性の向上等を図っていくことが期待されている。また、管内では、地域で独自の技術力を発揮している事業者が多数あり、地域材の利活用に向けた取組が展開されつつある。 今後、これらの取組に対し、事業者等と一体となった需要者等へのPRや必要な情報収集、異業種との交流などを積極的に支援する必要がある。</p>	<p>① ICTを活用した素材流通管理やUAVによる森林資源調査など、林業事業者等が行う「スマート林業」の取組を支援する。 ② 宮城北部流域森林・林業活性化センター石巻支部と連携を図りながら、地元企業の強みを活かした新規用途や新製品開発に向けた取組を支援する。 ③ 木工業者や地元企業等の新たな森林資源の利活用に向けた取組に対し、生産拡充や販路開拓に向けた支援を進めるほか、消費拡大に向けたPRや交流会等の開催を支援する。</p>
<p>ホ 木質バイオマス利用による地域循環の促進</p>	<p>取組支援及び指導等 3回</p>	<p>近年、発電や熱利用に向けた木質バイオマス資源への需要が増大していることから、需給動向を適切に把握していく必要がある。</p>	<p>① 木質バイオマス関連施設整備及び原材料需給の最新動向に係る情報収集に努める。 ② 地域の公共施設等への木質バイオマス発電施設・ボイラー導入に関する補助事業の紹介や、広域的な安定供給可能な体制整備に向けた連携を支援する。</p>

参考【新ビジョン目標（令和9年度）】

素材生産量 700 千 m³、林業(木材)算出額 56 億円、林業(特用林産)算出額 46 億円、木材・木製品出荷額 980 億円、木質バイオマス活用施設導入数 60 基、特用林産生産施設のGAP認証取得数 15 件
原木きのこ出荷制限(自粛)解除生産者数 66 人

(2) 森林の持つ多面的な機能のさらなる発揮 【森づくり】

重点事項	目標	現状と課題	普及指導活動の内容
<p>イ 主伐・再造林の推進による森林資源の再造成</p>	<p>植栽面積 15ha 一貫作業等による再造林 1ha 1箇所 荒廃農地等の森林化モデルの設置 1箇所</p>	<p>環境に配慮した主伐・再造林実施への支援と普及が求められているほか、一貫作業による再造林など低コスト化に向けた技術の普及が必要である。 また、農業振興と連携したシカ被害の防除や荒廃地の有効活用の一例として、森林への転換の方向性について検討が行われている。 加えて、管内の経営体や企業による森林資源の持続的活用に向けた取組が進められている。</p>	<p>① 森林所有者や林業事業者に対し、補助制度等の周知を行うほか、現地の条件に見合った適切な主伐・再造林の方法等について助言・指導を行う。 ② 低コスト造林や一貫作業システムにおける再造林に向けた取組みを支援する。 ③ 伐採及び伐採後の造林届出制度の適正な運用について、市町に対し指導を行う。 ④ 荒廃地の森林への計画的な転換について、検討・助言を行う。</p>
<p>ロ 森林施業の集約化に向けた森林経営計画の策定及び森林経営管理制度の推進</p>	<p>市町村森林整備計画の策定・変更支援 6回</p>	<p>森林経営計画(属人・林班)が期間満了時期を迎え、認定面積が大幅に減少していることから、今後は、地域の実情を反映しな</p>	<p>① 地域のニーズや実情を的確に把握し、実行性の高い森林経営計画が策定されるよう、事業者や市町に対する指導・支援を行う。</p>

	<p>森林経営計画策定及び実行指導等 10回</p> <p>森林経営計画等 3件</p> <p>森林環境譲与税を財源とした森林経営管理制度に基づく市町村事業への支援 12件</p>	<p>から“区域計画”への切り替えを行うなど、施業の集約化を進める必要がある。</p> <p>また、各市町の推進方針に基づき、森林経営管理制度の取組が円滑かつ適切に実行されるよう、市町の業務負担軽減に向けた支援などを行う必要がある。</p>	<p>②各種計画に基づき、適正に事業が実行される体制を確保するため、事業体等に対する助言・指導を行う。</p> <p>③市町有林の適切な森林整備に向け指導・助言する。</p> <p>④市町への伴走型支援や圏域推進会議により、関係者間の情報共有を図り、早期の森林整備への着手を支援する。</p>
<p>ハ 効果的な間伐の推進による森林の整備</p>	<p>間伐実施面積(民有林) 520ha</p> <p>間伐施業地の集約化 2団地</p>	<p>管内の人工林の多くは利用期を迎え、主伐(皆伐)が増加していることに加え、労務や気候の影響等で、目標面積を下回っている。</p> <p>今後は、計画的かつ効果的に間伐を実施していくため、関係者との連携・協力を図りながら、間伐や路網整備等への支援と低コスト化に係る技術支援を行う必要がある。</p>	<p>①定期的に森林組合や市町との意見交換の場を設定し、整備箇所や現場の課題等の早期把握、対応策の提案などの支援を行う。</p> <p>②今後の計画的間伐実施のため、指導林家や施業プランナー等と連携しながら、座談会や説明会等を開催するなど、今後の中期的な間伐実施計画作成の支援を行う。</p>
<p>ニ 松くい虫及び森林被害対策の推進</p>	<p>防除指導 10回</p>	<p>松くい虫被害の発生から長年が経過する中で、防除対策に対する関係者の意識の低下や温度差が生じており、適期の防除が徹底されていない現状が見受けられる。</p> <p>適期に適切な防除対策を実施することができるよう、関係者の理解と協力を得ながら改善を図っていく必要がある。</p> <p>さらに、ナラ枯れ被害も沿岸部を中心に拡散傾向にある。</p> <p>ニホンジカの食害については、捕獲事業とも連携しながら適切な被害対策を構築する必要がある。</p>	<p>①松くい虫防除協議会及び地域住民説明会等を適期に開催し、関係者及び住民への周知・情報共有を図る。</p> <p>②より効果的な防除を図るため、被害木の調査時期・調査方法等について市町及び事業体を指導する。</p> <p>③松くい虫防除の対策対象松林の現況調査等を実施し、区域の見直し等に向けた検討を指導する。</p> <p>④ナラ枯れ被害について優先的に対処すべき箇所を関係市町と情報共有し、適切な被害調査と防除指導を行う。</p> <p>⑤ニホンジカ対策ロードマップに位置づけた具体の対策等が適切に実行できるよう、必要な取組支援を行う。</p>

参考【新ビジョン目標(令和9年度)】

間伐実施面積 5,600ha, 植栽面積 400ha, 松くい虫被害による枯損木量 10,000 m³, 森林経営計画の認定率 60%

(3) 森林、林業・木材産業を支える地域や人材の育成 【人づくり】

重点事項	目 標	現状と課題	普及指導活動の内容
イ 持続的成長をけん引する経営体や担い手の育成	森林施業プランナー受験者 1人 森林施業プランナー養成研修生 1人 林業教室受講生 1人 林業技術者及び林業事業体等への指導・支援 3回	森林組合等林業事業体には、団地形成による施業集約化と森林所有者に対する施業提案に係るスキルが求められている。自伐型林業や新たに林業に参入する事業体には林業全般にわたる知識・技術の普及や安全な作業実施に係る研修受講等に係る支援が必要である。林業経営の集積・集約化の推進母体となる林業経営体を育成確保することが重要となっている。	① 森林施業プランナーの確保・育成に向けて、資格試験の受験を働きかけるとともに、林業事業体等と連携し、研修の開催・支援を行う。 ② 地域の指導的な人材を育成するため、各種研修会等の参加について林業事業体等への働きかけを行うほか、労働安全・作業道整備等の講習会参加への支援を行う。 ③ 森林組合等林業事業体の体制の強化や「意欲と能力のある林業経営体」の確保・育成に向けた支援を行う。
ロ 意欲ある森林所有者（林家）及び林業研究グループとの連携	指導林家や青年林業士等の育成・連携 1人 林業グループ等への活動支援 10回	林業経営の改善や技術の普及を効率的・効果的に波及する拠点となる指導林家等に限られ、普及指導の現場での活用も停滞しているため、模範となる林家や経営体を確保する必要がある。森林づくり活動組織に対しては自伐的林業のモデルとして、森林施業や里山林整備等の取組支援を継続する必要がある。	① 市町や事業体等と連携し、地域林業におけるリーダーの育成を図るとともに、指導林家等の協力の下、森林所有者等に対する研修会等の開催・支援を行う。 ② 林業研究グループ等の先進地研修開催支援及びきのこの安定栽培・出荷に係る指導を行う。 ③ 森林づくり活動組織が行う森林整備や里山林整備等に係る技術的な助言・指導を行う。
ハ 森林教育及び「木育」の推進	森林・林業体験活動等の開催・支援 10回 NPOやCSR活動等との連携 6回	森林・林業に対する理解を深めてもらう上で、小中学生や高校生等に対する森林・林業教育や木工等に係る体験活動を継続実施する必要がある。企業や団体等による森づくり活動の増加や海岸防災林維持管理体制構築に向けた取組の必要がある。	① 管内の小中学校～高校等に対し、木育や林業等のガイダンス活動を支援する。 ② 宮城北部流域森林・林業活性化センター石巻支部が主催する木工教室等の開催を支援する。 ③ 地元NPO等による森林の多面的な利活用に向けた活動に協力する。 ④ 海岸防災林維持管理体制構築に向けた取組を支援する。
ニ みやぎ森林・林業未来創造機構における就業環境の向上と人材の確保・育成に向けた取組支援	各部会への参加 2回 カレッジ研修への参加支援 事業体2人 カレッジ研修等の実施支援・研修参加 2回	森林・林業における社会への貢献は、木材生産のほか、温暖化防止や気象災害の軽減等その重要性は大きくなっている。一方、森林・林業を支える担い手の減少・高齢化が進行しており、人口減少にともない、担い手の育成確保がより困難な状況にある。さらに、林業従事者の雇用先となる林業事業体は、	① 「みやぎ森林・林業未来創造機構」が行う、経営強化・就業環境の向上に向けた取組や、人材育成プログラムの作成・実施を検討する部会活動に参画する。 ② 同機構事業への事業体・林業技能者・林業就労希望者等の参加支援を行う。 ③ 各プログラム等、県が実施する研修実施の講師等として人材育成を支援する。

	経営規模が零細な中小事業体が大半を占めることから事業体の育成強化も大きな課題となっている。
--	---

参考【新ビジョン目標（令和9年度）】

新規林業就業者数 100人，森林施業プランナー雇用林業事業体数 28事業体

3 普及指導関係施設等の現況

施設等の名称	施設等の位置	設置年日	施設等の概要	関係グループ名	施設等の利用状況	備考
低コスト造林モデル展示林	植栽後の成長量調査完了	平成22年度	試験地面積:0.3ha <1,000本/ha区> コンテナ 苗 150cc:0.025ha コンテナ 苗 300cc:0.025ha 2年生大苗:0.05ha <1,500本/ha区> コンテナ 苗 150cc:0.025ha コンテナ 苗 300cc:0.025ha 2年生大苗:0.05ha <対象区> 0.10ha (3,000本/ha)	宮城県農林種苗農業協同組合	植栽後の成長量調査完了	

令和5年度 林業普及指導区別計画書

登米普及指導区

1 普及指導区の概況

(1) 位置

本指導区は登米市を区域とし、中央部は水田地帯、西部はハクチョウ・ガン・カモ等が飛来するラムサール条約登録湿地の伊豆沼・内沼、蕪栗沼・周辺水田など自然豊かな丘陵地帯、東部は北上山地の南端に位置する森林資源の豊富な山間地帯に区分され、農地と森林が総面積(53,612ha)の7割以上を占めている。

また、高速交通体系は三陸縦貫自動車道開通、みやぎ県北高速道路の整備が着実に進んでおり、木材を含む物流の効率化や今後の観光・交流の発展が期待されている。

登米市の人口は長期的に減少傾向にあり、令和5年2月現在、約7万5千人となっている。

(2) 森林資源の現況

管内の森林面積は22,074haで総土地面積の41%を占め、地域森林計画対象民有林は19,396haで森林面積の88%を占める。そのうち69%(13,307ha)が人工林であり、その大部分は、7齢級以上の木材利用が可能な林分となっている。特に、登米地区・東和地区・津山地区は、古くから森林整備や木材生産を積極的に推進してきたため、県内屈指の林業・木材製造業が盛んな地域となっている。

(3) 林業生産・経営の現状

森林整備の中核的役割を担う登米市内3森林組合及び民間林業事業者では、高性能林業機械の積極的な導入や交付金事業等を活用した路網整備など、経営基盤の強化に向けた取組を推進している。

主伐後の再生林に対する取組も比較的積極的に進められており、令和2年度の再生林面積は約46ha、再生林率は約54%と、県全体の平均を大きく上回っている。

一方、登米市及び管内森林組合等が組織する登米市森林管理協議会によるFSC森林管理認証のFMグループ認証取得面積は9,162haとなっており、登米地域林業成長産業化地域構想に基づき、認証面積の拡大、認証材流通の一元管理、針葉樹(A～D材)及び広葉樹認証材に係る生産加工流通のサプライチェーン構築に向けた取組等を行うほか、認証材の生産基盤となる林業専用道の整備も進めてきた。

今後は、旺盛な認証材需要に対応するため、森林認証を取得した他地域とも協力しながら認証材の安定供給体制を構築していくことが、登米地域の森林・林業・木材産業の成長産業化には必要不可欠である。

特用林産物は、主に生しいたけ等が生産されている。

津山地区の道の駅には県内唯一の木工芸品の専門店「もくもくハウス」があり、津山スギ等県産材を加工した「矢羽木工芸品」や、地域おこし協力隊(木工芸支援員)を経て登米市に移住した若手の職人が製作した木工品等が販売されている。

2 普及指導の課題と普及指導活動に関する事項

(1) 林業・木材産業の一層の産業力強化【産業づくり】

重点事項	目 標	現状と課題	普及指導活動の内容
イ 県産木材の需要創出とシェア拡大	地域における木造公共施設の建設 1 棟 地域材利用推進会議及び CLT 等推進協議会等の運営・支援 5 回	登米市策定の登米市公共施設木造化・木質化指針（H20.4.1 施行）に基づき公共施設等整備や公共工事に地元材の利用が図られるよう支援する必要がある。 また、広葉樹も含めた地元材の利用拡大を図るため、乾燥材生産・流通拡大を推進する必要がある。	①「改正公共建築物等木材利用促進法」の施行に伴い、現行の市の指針改定を促し、公共施設等の木造・木質化に向けた体制作りを支援する。 ② F S C 認証材等登米市産材の安定供給体制の構築に向けて、登米市森林管理協議会の活動を支援していく。
ロ 特用林産物の生産性向上と新たな販路や需要の開拓	生産指導等 5 回 経営等に関する指導の対象者数 5 人 (回)	栽培きのご類（原木しいたけ等）の生産者に対し、生産技術や品質向上が図られるよう支援するとともに、販路拡大に向けた消費者への積極的な P R 活動を実施する必要がある。 はたけしめじについては、生産量の確保と簡易栽培技術の普及に取り組む必要がある。	①生産者や直売所に対し、安定生産技術の定着と品質の確保を指導するとともに、6 次産業化も視野に入れた新商品開発等の指導・支援を行う。 ②はたけしめじについて、林業技術総合センターとも連携し、新しい簡易栽培技術の導入支援を行う。
ハ 特用林産物の振興	技術指導等 5 回 食の安全安心に関する指導及び情報提供等 10 回	原木しいたけ（露地栽培）の出荷制限解除が進んでいるが、被災前の生産量に回復しておらず、本格的な復活に至っていないため、新規のロット解除を希望する生産者を継続して支援する必要がある。 また、生産再開後の安全な原木確保に対する支援も継続する必要がある。 登米市で出荷制限指示の対象となっているこしあぶらや野生きのご類について、出荷制限解除に向けて、検体の確保や放射性物質濃度の検査データの蓄積を進める必要がある。	①きのごや山菜等の特用林産物、原木やほだ木等の林産物に対する検査体制を継続確保し、適切なモニタリングや生産者等に対する情報提供を行う。 ②原木しいたけの露地栽培生産再開者及び希望者に対して、安全な原木確保や原木しいたけ栽培管理基準に基づく技術支援を行う。 ③登米市と連携し、非破壊型検査機を用いた検査の実施体制を整備し、各品目毎に測定データを蓄積していく。
ニ 新たなビジネスモデルの創出	取組支援及び指導等 5 回	令和 4 年度をもって登米地域林業成長産業化地域構想は期間満了となったが、今後も認証材の利用拡大のため、さらなる認証面積の確保のほか、他の森林認証取得地域との協力により、認証材の安定供給	①認証材供給に係るロットの拡大など、需要に適切に対応可能な安定供給体制を確立すべく宮城県と岩手県の森林認証取得地域を結ぶネットワークである 5TreesNet の取組を支援していく。 ②試作・開発された認証材活用

		<p>体制の構築を進める必要がある。また、モデル事業の成果として生み出された認証材製品の量産化により、一般流通に乗せていく必要がある。</p> <p>津山木工芸品事業協同組合による木工品生産については、地場産業として定着しているが、販売環境は依然厳しい状況にあることから、商品開発や販売促進の面で持続的な支援が必要である。</p>	<p>製品について、販路拡大や量産化に向けた支援を継続する。</p> <p>③ 矢羽材や地元産の木材を活かした特色のある木工芸品等に関して、消費者ニーズを踏まえた製品開発に向けて、専門的なトレンド情報を提供していくとともに、販売会等において販売支援を行う。</p>
ホ 木質バイオマス利用による地域循環の促進	<p>取組支援及び指導等</p> <p>3回</p>	<p>モデル的な施設として登米市津山町に完成した木質バイオマスボイラーの継続稼働に向けて、燃料チップ生産の原料となる原木の安定供給を図る必要がある。</p>	<p>① 木質バイオマスボイラーの安定稼働における課題について整理するとともに、より効率的なエネルギー利用の実現に向けて、木質バイオマスエネルギー利活用推進会議の場を活用して支援を行う。</p>

参考【新ビジョン目標（令和9年度）】

素材生産量 700 千 m³、林業(木材)算出額 56 億円、林業(特用林産)算出額 46 億円、木材・木製品出荷額 980 億円、木質バイオマス活用施設導入数 60 基、特用林産生産施設のGAP認証取得数 15 件、原木きのこ出荷制限(自粛)解除生産者数 66 人

(2) 森林の持つ多面的な機能のさらなる発揮 【森づくり】

重点事項	目標	現状と課題	普及指導活動の内容
イ 主伐・再造林の推進による森林資源の再造成	<p>植栽面積</p> <p>50ha</p> <p>一貫作業等による再造林</p> <p>5ha 2箇所</p>	<p>伐採後の再造林率は約50%であり十分とはいえない状況にある。</p> <p>造林未済地解消を図るためにも、低コストかつニホンジカによる食害リスクを踏まえた造林・育林技術の導入を図る必要がある。</p>	<p>① 森林所有者等に対し、補助制度等の活用や現地に合った適切な苗木の選択・造林方法等を指導する。</p> <p>② 伐採届出制度の運用を通じて、市町村や林業事業者等との連携を深める。</p> <p>③ 伐採～再造林の一貫作業の工程調査を支援し、低コスト造林技術の普及定着を図る。</p>
ロ 森林施業の集約化に向けた森林経営計画の策定及び森林経営管理制度の推進	<p>市町村森林整備計画の策定・変更支援</p> <p>1回</p> <p>森林経営計画策定及び実行指導等</p> <p>10回</p> <p>森林経営計画</p>	<p>地域の森林整備の推進に向け、その基本方針となる市町村森林整備計画の策定・変更を支援するとともに、森林経営計画の更新に際して、適切なタイミングで精度の高い計画作成に向けた支援が必要である。</p>	<p>① 市町村森林整備計画の変更に当たり、市を支援する。</p> <p>② 市、森林組合等との連絡を密にし、森林経営計画の策定・変更に関して支援するとともに、補助事業との関係を踏まえた計画的な実行を指導する。</p> <p>③ 森林管理が困難となった森林</p>

	<p>等の策定 5件</p> <p>森林環境譲与税を財源とした森林経営管理制度に基づく市町村事業への支援 5件</p>	<p>また、森林環境譲与税を財源とし、森林経営管理制度に基づいて市が実施する未整備森林等の整備や、地域の木材資源を活かした木材利用拡大への取組について、関係機関と連携した総合的な支援を実施する必要がある。</p>	<p>所有者等の森林整備の推進を図るため、森林環境譲与税を活用して市が実施する意向調査や集積計画の策定、事業者への経営委託等についても支援する。また、市の実情に即して、地元産の木材利用拡大や人材育成等への取組を支援する。</p>
ハ 効果的な間伐の推進による森林の整備	<p>間伐実施面積(民有林) 523ha</p> <p>間伐施業地の集約化 2団地</p>	<p>間伐は市の特定間伐等促進計画で掲げる523haを目標値とし、森林組合等関係事業者と協力・連携し施業地を取りまとめるとともに効果的な路網整備を促し、低コスト化を図りながら実行面積を確保する必要がある。</p>	<p>①森林経営計画に基づく計画的な間伐の実施について、市や森林組合等を指導する。</p> <p>②市や森林組合等に対して補助事業毎の事業要件等について周知し、事業の適切な活用による間伐推進について支援する。</p> <p>③効率的な間伐施業により安定的に木材を供給できる施業団地の設定等を支援する。</p>
ニ 松くい虫及び森林被害対策の推進	<p>防除指導 10回</p>	<p>松くい虫被害については、防除対象箇所を絞り込み、被害の徹底防除ができておらず、被害収束に至っていない。</p> <p>また、有用な広葉樹資源であるコナラ林においてナラ枯れ被害が確認されている。</p> <p>さらに、津山・登米地区において、ニホンジカによる苗木の食害が顕著になっており、適切な被害防止対策が必要である。</p>	<p>①松くい虫については、市と連携し、優先的に防除対策を進める箇所を選定するとともに、駆除漏れを防ぐための発注方法等について指導する。また、守るべき松林以外の箇所は樹種転換を促進する。</p> <p>②ナラ枯れについては、巡視活動により被害の実態を把握し、必要に応じ適切な方法で被害拡大を抑制するよう市や森林組合等を指導する。</p> <p>③ニホンジカ被害については、単木防除資材の実証調査を継続し、効果的な被害防止対策を確立していく。</p>

参考【新ビジョン目標(令和9年度)】

間伐実施面積 5,600ha, 植栽面積 400ha, 松くい虫被害による枯損木量 10,000 m³, 森林経営計画の認定率 60%

(3) 森林、林業・木材産業を支える地域や人材の育成【人づくり】

重点事項	目 標	現状と課題	普及指導活動の内容
イ 持続的成長をけん引する経営体や担い手の育成	森林施業プランナー受験者 2人 森林施業プランナー養成研修受講生 1人 林業教室受講生 2人 林業技術者及び林業事業体等への指導・支援 3回	林業従事者の減少と高齢化が進んでいる。 一方、森林施業の集約化による収益性の向上を図るためには、必要な森林施業を安全かつ適切に実行できる現場技術者のほか、価値ある山づくりに向けて森林施業をマネジメントできるように、経営者も含め事業体職員の育成を図るほか、新たに有能な人材等を確保し、これを段階的・体系的に育成していく必要がある。	①集約化施業の推進に向けて、地域林業を支える現場技能者や統括的な管理者を確保・育成するため、緑の雇用等を活用した段階的な研修への参加働きかけと支援を行い、集約化施業担当者等には森林施業プランナーの資格取得を促すほか、有資格者に対し各種講習会の受講を働きかけ、その能力の向上を図る。 ②地域の指導的な人材を育成するため、林業後継者や林業従事者等の知識・技術の習得を支援する。 ③事業体への巡回指導や労働安全講習等の開催等を通じ、林業の現場における労働災害の未然防止や労働環境の改善に努める。
ロ 意欲ある森林所有者（林家）及び林業研究グループとの連携	指導林家や青年林業士等と連携した森林整備の推進 3回 林業グループ等への活動支援 5回	指導林家が3名存在するが、各々連携・協力する体制が構築されていないほか、指導実践の場が確保されていない。また、林業研究会が1団体存在するが、単発的な活動となっているため、地域の中で連携・協力できる体制整備が必要である。	①森林経営計画に基づき模範的な森林経営を実践している指導林家と林研グループの連携により、林研グループ活動の充実を図る。 ②市や事業体等とも連携し、地域林業におけるリーダーの発掘と育成を図る。 ③森林林業教育やインターンシップ活動等を行う林研グループの活動を支援するとともに、そのサポートを通じた関係性を構築する。
ハ 森林教育及び「木育」の推進	森林・林業体験活動等の開催・支援 3回 NPOやCSR活動等との連携 2回	春と秋に登米市と共催で実施している「市民参加の森づくり」は、市の恒例イベントとして定着しつつあり、森林づくり等に取り組むNPOや企業等も育成されつつあるため、継続的な開催に向けて支援する必要がある。	①開催場所の確保や植樹する樹種の選定、植樹イベント当日の植栽補助など、一般県民向けの植樹体験及び児童・生徒向けの体験学習等の実践を支援していく。 ②森林づくり等に取り組むNPOや企業に対し、森林・林業に係る講話や資料提供などを行い、活動を支援していく。

<p>ニ みやぎ森林・林業未来創造機構における就業環境の向上と人材の確保・育成に向けた取組支援</p>	<p>各部会への参加 5回 カレッジ研修への参加支援 3事業体 5人 カレッジ研修等の実施支援・研修参加 2回</p>	<p>森林・林業における社会への貢献は、木材生産のほか、温暖化防止や気象災害の軽減等その重要性は大きくなっている。 一方、森林・林業を支える担い手の確保・育成が難しく、減少・高齢化が進行している。 さらに、林業従事者の雇用先となる林業事業体は、経営規模が零細な中小事業体が大半を占めることから事業体の育成強化も大きな課題となっている。</p>	<p>①「みやぎ森林・林業未来創造機構」が行う、経営強化・就業環境の向上に係る取組や、人材育成プログラムの実施・検証を行う部会活動にオブザーバーとして参画する。 ②機構が実施する取組や、人材育成プログラムへの事業体・林業技能者・林業就労希望者等の参加支援を行う。 ③「みやぎ森林・林業未来創造カレッジ」が実施する研修を側面からサポートしていく。</p>
---	---	---	--

参考【新ビジョン目標（令和9年度）】

新規林業就業者数 100人、森林施業プランナー雇用林業事業体数 28事業体

3 普及指導関係施設等の現況

施設等の名称	施設等の位置	設置年日	施設等の概要	関係グループ名	施設等の利用状況	備考
<p>施設 登米森林公園 生活環境保全林 百年の森 森林セラピー基地</p>	<p>登米市登米町大字日根牛上羽沢地内</p>	<p>昭和60年 平成元年 平成20年4月認定</p>	<p>管理棟・木製遊具・コテージ・キャンプ場・散策道等</p>	<p>登米市登米町森林組合</p>	<p>年間利用者 3,835人 (R4)</p>	
<p>展示林 低コスト間伐モデル展示林</p>	<p>登米市登米町大字日根牛中山地内</p>	<p>平成17年2月</p>	<p>スギ 面積 3.0ha 林齢 41・42年 (設定時)</p>	<p>宮城北部流域森林・林業林業活性化センター</p>		<p>列状間伐 1伐3残 0.7ha 2伐4残 0.8ha 普通間伐 1.5ha</p>
<p>低コスト造林モデル展示林</p>	<p>登米市津山町大字殿田・細谷地内</p>	<p>平成22年6月</p>	<p>スギ 面積 0.56ha (0.28ha×2箇所)</p>	<p>宮城県農林種苗農業協同組合</p>		<p>コンテナ苗 0.32ha 実生苗 0.24ha</p>

令和5年度 林業普及指導区別計画書
気仙沼普及指導区

1 普及指導区の概況

(1) 位置

本指導区は、県の北東端の沿岸地域に位置し、三陸海岸特有のリアス式海岸を有する優れた自然景勝地として三陸復興国立公園及び県立自然公園気仙沼に指定されている。

気仙沼市、南三陸町の1市1町を所管し、総面積は49,584haで県総面積の約7%を占めている。

(2) 森林資源の現状

森林面積は36,329ha(県全体の約9%)で、総土地面積の73%を占め、その内民有林は30,356ha(森林面積の約84%)となっており、民有林の占める割合が高い。

民有林の人工林面積は19,078haで、人工林率が普及指導区全体で63%と県平均の53%を大きく上回り、公有林を中心に森林整備が進んだ地域である。

(3) 林業生産・経営の現状

人工林率が63%と比較的森林整備が進んだ地域であるが、人工林のうち収穫可能な8齢級以上(36年生以上)の林分が9割以上に達しており、利用可能な資源が充実していることから、間伐を中心に計画的な木材生産の推進が必要な状況にある。

管内の森林組合は、気仙沼市・本吉町・南三陸の3組合があり、地域林業のけん引役として期待されている。また、生産森林組合や部分林組合、愛林公益会等、大面積の森林を所有する団体が多数存在している。

さらに、気仙沼市と南三陸町には林業グループが各1グループあり、特に南三陸町の林業グループ「南三陸山の会」のメンバーが中心となって設立した「南三陸森林管理協議会」では、平成27年10月にFSC森林管理認証(FM認証)を取得し、認証材を活用した南三陸町役場の新庁舎建設を行い、公共事業では全国初となるFSC全体プロジェクト認証を受けるなど、積極的に森林・林業サイドから震災の復興に取り組んでいる。

また、木材生産では、低コスト化と林業労働環境の改善を図るため、高性能林業機械の導入が進んでおり、ハーベスタやプロセッサ、フォワーダなど、森林組合をはじめ民間林業事業者において38台(R4年調査)が導入されている。

製材施設は、中小規模の製材所となっているが、地域材を主体に製材を行っており、FSCのCOC認証を取得している製材所もある。

気仙沼市では、平成28年から木質バイオマスによる熱電併給施設が本格稼働しており、各林業事業者及び自伐林家等による間伐材等未利用材1万m³(8千t)／年の需要に対して安定的な供給体制支援が必要となっている。

特用林産物は、生しいたけが主体で、そのほとんどを占めている菌床しいたけの栽培施設の生産量は125トン(R4年調査)と震災前の約3倍まで増加し、安定した生産量で推移している。

他方、出荷制限指示が継続されている原木しいたけ(露地栽培)は4名の生産者が制限解除されたほか、気仙沼市において出荷自粛措置中の原木なめこについても5名の自粛が解除され、生産を再開している。さらに、気仙沼市のごみとたらめも出荷制限解除がなされ、出荷者登録や出荷前の放射能測定により、安全な生産体制づくりを推進し、出荷制限解除の拡大を目指している。

令和2年12月には野生きのこ(まつたけ含む)が出荷制限指示となったが、国の新たな考え方として非破壊検査機導入等による一部解除(まつたけのみ)が追加されたことにより、市と連携の上、体制を整備し、令和3年9月に一部解除を受け、344kg(R4年調査)の出荷がされている。

今後も特用林産物の早期解除に向け、関係者と協力していく必要がある。

森林被害では、令和4年度に515㎡の松くい虫被害が発生しており、気象条件や震災の影響により拡大していることから、沿岸部を中心に被害木の処理や樹幹注入等により被害拡大防止を図るほか、関係機関と連携し、景観に配慮した防除や枯損木除去に取り組んでいる。

2 普及指導の課題と普及指導活動に関する事項

(1) 林業・木材産業の一層の産業力強化【産業づくり】

重点事項	目標	現状と課題	普及指導活動の内容
イ 県産木材の需要創出とシェア拡大	地域における木造公共施設の建設 1棟 地域材利用推進会議及びCLT等推進協議会等の運営・支援 3回	利用期を迎えている森林資源の有効活用に向け、供給拡大への対応が不可欠であることから、地域材活用に向けた業界内連携を図り、新たな需要を創出する必要がある。各市町において、木材利用促進法の改正による新たな基本方針を作成し、地域材の利用促進を図る必要がある。また、FSC認証森林の木材による新たな需要創出、広葉樹材の活用等に向けた具体的な取組が必要である。	①「改正公共建築物等木材利用促進法」に基づく公共施設木質化等に向け、市町の方針書の改正など必要な普及支援を行う。 ②気仙沼市木材需要拡大協議会や森林・林業活性化センター気仙沼支部等との連携した取組を推進する。 ③市町に対してFSC認証製品等地域材を活用した公共建築の施工を推進する。 ④各地域が連携した広葉樹の資源活用に向けた取組を支援していく。
ロ 特用林産物の生産性向上と新たな販路や需要の開拓	生産指導等 10回 経営等に関する指導の対象者数 5人 (回)	しいたけについては、震災に伴う原発事故の影響により菌床しいたけ生産が中心となっている。また、その他の林産物は生産者・生産量ともに少ないが、出荷制限解除に伴う生産支援が必要である。	①菌床しいたけ生産者等に対し、経営指導制度の活用や6次産業化に向けた新商品開発等の支援を行う。 ②ハタケシメジ生産希望者に対して生産技術の指導を行う。 ③産業まつり等イベントの機会を利用して、きのこの美味しさ等をPRし、販売拡大を支援する。
ハ 特用林産物の振興	技術指導等 10回 食の安全安心に関する指導及び情報提供等 5回	出荷制限解除となった原木しいたけ、原木なめこ及び山菜等の生産者に対する継続した出荷再開支援が必要である。また、非破壊検査により一部解除となっているまつたけの全面解除に向けた取組が必要である。	①「気仙沼・南三陸地域きのこ・山菜生産推進連絡会」等の関係機関と連携し、出荷再開生産者の支援を行うとともに、その他の作目の制限解除等に向けた取組を支援する。また、出荷前検査を徹底し、一般消費者に対する「安全・安心な特用林産物」をPRしていく。 ②まつたけの全面解除に向け、関係者と連携した取組を推進するとともに、一部解除による出荷が県の方針に基づき適切に行われるよう指導する。
ニ 新たなビジネスモデルの創出	取組支援及び指導等 10回	南三陸町における木質ペレットを活用した取組を支援する必要がある。ま	①南三陸町の木質ペレット関連事業が推進するよう技術情報の提供等を行うとともに、ペ

		た、放置竹林が拡大している状況にあり、たけのこを活用した取組を支援する必要がある。 さらに、近年、地元企業や森林組合等の林業事業者により、広葉樹材や未利用材を素材とした新たな森林資源の利活用に向けた取組が展開されつつある。	レット製造等付加価値化に向けた取組を支援する。 ②宮城・岩手両県の5地域の森林認証地域が設立した「5TreesNet」が行うFSC認証材の需要拡大と安定的な供給体制確立に向けた取組を支援する。 ③竹林整備の一環として、幼竹を活用した特産品（メンマ）づくりを支援する。 ④ICTやUAVの活用によるスマート林業の推進など、地域の森林資源を活用した新たなビジネスに取り組みむ団体の活動を支援する。
ホ 木質バイオマス利用による地域循環の促進	取組支援及び指導等 5回	気仙沼市における木質バイオマスガス化発電施設が本格稼働したが、今後、関係機関と連携し、燃料となる間伐材等未利用材の安定供給に向けた具体的な供給体制整備が必要となる。	①気仙沼市の熱電併給施設が安定的に操業できるよう発電会社に対し、補助制度の活用支援や情報提供を行う。 ②各種支援制度により、木質バイオマス関連施設への地域材の安定供給体制整備の支援を行う。

参考【新ビジョン目標（令和9年度）】

素材生産量 700 千 m³、林業(木材)算出額 56 億円、林業(特用林産)算出額 46 億円、木材・木製品出荷額 980 億円、木質バイオマス活用施設導入数 60 基、特用林産生産施設のGAP認証取得数 15 件
原木きのこ出荷制限(自粛)解除生産者数 66 人

(2) 森林の持つ多面的な機能のさらなる発揮 【森づくり】

重点事項	目標	現状と課題	普及指導活動の内容
イ 主伐・再造林の推進による森林資源の再造成	植栽面積 3.5 ha 一貫作業等による再造林 3 ha 1箇所	林業の採算性悪化により、再造林の可能な伐採跡地においても造林未済地が見られる状況にある。 今後、造林未済地の増加に伴い、森林資源の持続的な循環利用と公益的機能の発揮に支障が懸念される。また、主伐再造林実施への普及が求められているほか、一貫作業による再造林や低コスト化に向けた技術開発や普及が必要である。	①森林所有者等に対し、PRチラシなどにより、補助制度等の情報提供や現地に合った適正な植栽方法を指導する。 ②コンテナ苗を利用した低コスト造林や一貫作業など、再造林の推進を図る。
ロ 森林施業の集約化に向けた森林経営計画の策定及び森林経営管理制度の推進	市町村森林整備計画の策定・変更支援 2回 森林経営計画策定及び実行指導	持続的で多様な森林整備の推進には、その基本方針となる市町村森林整備計画の策定・変更を支援するとともに、森林経営計画の作成と計画に基づく森林施業の実施が重要であ	①市町村森林整備計画の策定・変更について、市町を支援する。 ②森林経営計画に基づく施業実施に向け、関係者への指導を行う。 ③気仙沼市における市有林・部

	等 5回 森林経営計画の策定等 3件 森林環境譲与税を財源とした森林経営管理制度に基づく市町村事業への支援 10件	るが、小規模森林所有者が多く集約化が困難であり、森林経営計画の作成が進まない状況で、関係機関と連携し、計画作成に向けた個別支援が必要となる。さらに、森林環境譲与税を財源とし、森林経営管理制度に基づいて市町村が実施する未整備森林等の整備や地域の特性に合った森林整備等への取組について、関係機関と連携した総合的な支援を実施する必要がある。	分林の活用に向けた取組を支援していく。 ④森林環境譲与税を活用し、森林管理が困難になった森林の市町等への経営委託などを行う取組を検討するとともに、森林所有者への意向調査等の活動を支援し、市町村の実情に即した森林整備への取組を支援する。
ハ 効果的な間伐の推進による森林の整備	間伐実施面積(民有林) 670ha 間伐施業地の集約化 3団地	事業支援制度が利用間伐を前提としていることから、路網整備と一体となった間伐の実施を推進するため、事業箇所の集約化を図る必要がある。	①森林組合や民間事業体に間伐補助制度の一層の周知や計画書作成等の支援を行う。 ②事業体に路網整備と一体となった間伐事業を推進するため、現地指導を主体とした支援を行う。 ③市町・森林組合と連携し、森林所有者を対象とした説明会・座談会等を開催し、間伐施業地集約化の必要性について理解を高める。
ニ 松くい虫及び森林被害対策の推進	防除指導 10回	沿岸部の観光資源として重要な松林において、気象条件や震災の影響により、松くい虫被害が増加していることから、景観に配慮した防除の実施が喫緊の課題である。また、ニホンジカ・カモシカ等による獣害も増加傾向にある。	①適切な防除事業の実施に向け、会議や巡回指導を通して市町・森林組合及び地域住民と連携した防除方法の検討を行う。 ②NPO等と連携し、被害跡地の後継樹植栽等を推進する。 ③ニホンジカ・カモシカ等による獣害については、市町、地域住民等と連携した被害の拡大防止に努めるほか、防除指導や防除に関する補助制度の情報提供等を行う。

参考【新ビジョン目標（令和9年度）】

間伐実施面積 5,600ha, 植栽面積 400ha, 松くい虫被害による枯損木量 10,000 m³, 森林経営計画の認定率 60%

(3) 森林、林業・木材産業を支える地域や人材の育成【人づくり】

重点事項	目標	現状と課題	普及指導活動の内容
イ 持続的成長をけん引する経営体や担い手の育成	森林施業プランナー受験者 1人 森林施業プランナー養成研修生	林業の持続的経営や採算性向上のためには、高度な技術・知識を有する技術者が必要であり、研修や実務を通して育成を図る必要がある。また、森林組合	①集約化施業担当者等には森林施業プランナーの資格取得を推進するほか、OJT等を通じてプランナーの能力の向上を図っていく。 ②森林組合等の事業体に対し、

	1人 林業教室受講生 1人 林業技術者及び 林業事業体等へ の指導・支援 5回	等では、新規採用職員も多いことから、森林・林業に関する基礎知識・技術の習得を図る必要がある。	地域の指導的な人材を育成するため、各種研修等への参加を働きかけるほか、地域の中核となる人材には個別に参加の働きかけを行う。 ③事業体や自伐林家への巡回指導と併せた労働安全講習の実施やKY活動等の現地指導を通じ、林業の現場における労働災害の未然防止や労働環境の改善に努める。
ロ 意欲ある森林所有者（林家）及び林業研究グループとの連携	指導林家や青年林業士等の育成・連携 1人 林業グループ等への活動支援 10回	森林・林業関係者に関する情報を把握し、指導林家等と連携して中核となる人材の発掘・育成を図ることが重要となるが、情報把握や林家等との連携が不足している。また、自伐林家等の活動が本格化するなど、新たな動きに対応した支援が必要となっている。	①指導林家からの情報収集等により、技術の支援と連携強化に努める。 ②自伐林家等における森林施業の推進に向けた各種支援制度のPRや現地技術指導を行っていく。 ③南三陸森林管理協議会におけるFSCグループ（FM部会、COC部会）の活動を支援する。
ハ 森林教育及び「木育」の推進	森林・林業体験活動等の開催・支援 1回 NPOやCSR活動等との連携 3回	森林環境に関する授業を実施する学校や森林整備活動を行う会社等の取組を支援する必要がある。また、学校林のあり方について検討が求められている。	①NPO法人リアスの森応援隊による自伐林家支援等の活動への支援を行う。 ②学校の要請に基づき、環境学習の支援を行うとともに、必要な情報を提供する。 ③地域の森林ボランティアやNPO団体等が行う森林の多面的機能の発揮に向けた地域活動等を支援する。
ニ みやぎ森林・林業未来創造機構における就業環境の向上と人材の確保・育成に向けた取組支援	各部会への参加 2回 カレッジ研修への参加支援 1人・回 カレッジ研修等の実施支援・研修参加 1回	森林・林業における社会への貢献は、木材生産のほか、温暖化防止や気象災害の軽減等、その重要性は大きくなっている。 一方、森林・林業を支える担い手の減少・高齢化が進行しており、人口減少に伴い、担い手の育成確保がより困難な状況にある。 さらに、林業従事者の雇用先となる林業事業体は、経営規模が零細な中小事業体が大半を占めることから、事業体の育成強化も大きな課題となっている。	令和2年に設立した「みやぎ森林・林業未来創造機構」が行う、経営強化・就業環境の向上に向けた取組や、人材育成プログラムの作成・実施を検討する部会活動に参画する。 機構が実施する取組や、人材育成プログラムへの事業体・林業技能者・林業就労希望者等の参加支援を行う。 各プログラム等、県が実施する研修実施の講師等として人材育成を支援する。

参考【新ビジョン目標（令和9年度）】

新規林業就業者数 100人、森林施業プランナー雇用林業事業体数 28事業体

3 普及指導関係施設等の現況

施設等の 名 称	施設等 の位置	設 置 年 月 日	施設等 の概要	関 係 グループ名	施設等 の状況	備 考
展 示 林 間伐モデル 展示林 低コスト造林 技術試験地	気仙沼市 本吉町 狩猟地内	平成 17 年 12 月 8 日	スギ 2.12ha 林齢 36 年生 (設定時)	本吉町森林組合	—	列状間伐 (2 伐 2 残)

Ⅲ 普及・研修部



【普及・研修部】

第1 普及指導の概要

1 林業普及指導を取り巻く情勢と普及研修部の役割

昭和20年代以降、県内各地において造成されてきたスギ人工林を主体とする森林資源の過半が、本格的な利用期を迎えている。多発する気象災害の軽減化に貢献する森林の公益的機能や、充実した木材資源の適切な活用による脱炭素化社会の達成への貢献への期待と相まって、適切な森林資源の管理と資源の有効活用による林業の成長産業化に向け、関係機関や事業者が連携した多様な取組が求められている。

社会課題解決への期待が高まる一方、木材需給構造の変化と木材価格低迷に伴う林業採算性の低下は、森林所有者の森林経営意欲の低下を招き、間伐等の森林施業や伐採後の再造林等の適正な森林管理に支障を来している。

これらの課題解決を図るため、改正された「公共建築物等木材利用促進法」に基づき、県産材の需要拡大に向けた原木の安定供給から加工流通までの事業関係者が連携した需給体制の整備、集約化施業等の効率的な作業システムを実践する技術者の育成確保、ICT技術を活用したスマート林業の推進に向けた人材・事業者の育成支援、市町村等関係機関と連携した非住宅分野における県産材活用推進への取組、適切な間伐等森林整備の推進、中でも伐採・再造林の推進による資源循環利用システム整備を確立による森林整備の推進を図る必要がある。

他方、福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質の汚染による特用林産物生産への影響は未だ深刻であり、個々の生産者における出荷制限解除や県産原木しいたけやたけのこを中心とする県産特用林産物の風評被害払拭に向け、地域の実態に即しながら、生産者個々の要望に対応した多様な支援の継続が必要となる。

さらに、新型コロナウイルスの感染拡大の影響が長引く中、客体との対面方式による従来型の普及手法が制限され、体験型の交流事業等の実施が困難な状況下、感染状況を考慮しながら、効果的な交流事業への支援について検討していく必要がある。

一方、「森林環境譲与税」を財源とし、森林経営管理制度に基づいて市町村が実施している未整備森林の整備促進等への取組に対し、市町村の実情に即し、税を財源とする適切な事業の実行を支援することが求められている。

このように、各地域における、各市町村、森林所有者から林業・木材関係事業者までの幅広いニーズや先進的な取組に対する支援を効率的かつ効果的に実施し、県が掲げる政策目標を達成していくために、林業普及指導員は、試験研究機関や関連機関等と密接に連携し、最新の技術・情報、研究成果等を十分に踏まえた実証・指導・協力等の普及指導活動を展開しなければならない。

加えて、林業技術総合センターが事務局となる「みやぎ森林・林業未来創造機構」の運営や、令和4年度に本格開講した「みやぎ森林・林業未来創造カレッジ」で実施する研修の各講座における実施内容の充実に向け、外部講師等との講義内容の調整や、林業技術総合センター職員をはじめとする県職員が講座の講師となるなど、センターの研修運営能力の向上も併せて検討していくこととする。

さらに、ホームページを開設し、「機構」・「カレッジ」の活動内容の紹介、カレッジ研修の講座内容の紹介、会員等の情報交換の場の提供等、PR活動も積極的に実施していく必要がある。普及・研修部は、これら林業施策上の課題解決に加え、森林環境譲与税及び森林経営管理法に基づき市町村が森林所有者の意向を踏まえながら地域の実情に即し実施する、森林整備・保全から、担い手となる人材の育成確保及び地域材を有効活用した施設整備等の多様な取組の推進により、宮城県の森林・林業・木材の持続的な発展に向け、以下の活動テーマに積極的に取り組んでいくこととする。

- ①研究成果や技術の普及を通じた産業振興
- ②林業担い手等人材の育成・確保
- ③普及指導員の資質向上
- ④林業の成長産業化と震災復興と発展に向けた対応

2 活動テーマに関する主な取組等の状況

(1) 研究成果や技術の普及を通じた産業振興

森林所有者や生産現場等からの技術的要請や相談等に対し、センター研究部門や行政部門と連携した普及活動により、的確な技術・知見等を収集し、適切な指導・コーディネート及び情報発信を行っている。

また、センターの試験研究評価制度や課題選定に際して普及指導する立場から意見を反映させ

ることで、今求められている研究ニーズ・シーズの検討や課題の検証がなされており、普及指導員等の信頼性や実用性等が高まってきた。これらの連携により、緊急に対応が必要な特定の地域課題に当たる「プロジェクト活動（以下「PT」という）」において、森林経営管理制度における具体的な市町村支援に必要なマニュアルの作成及びスマート林業の推進に向け、関係者と連携し、UAV技術の導入に向けた研修等の実施を支援した。

(2) 林業担い手等人材の育成・確保

施業の集約化等为先導する人材を育成するための研修を実施してきたほか、県林業労働力確保支援センターが行う緑の雇用事業等の実施支援を通じて新規就業者の育成・確保や現場作業員の技術向上を進めている。また、単位林研のインターンシップ事業を通じた組織の活性化など、地域の中核的な森林所有者組織である林業グループの活動等を支援している。

さらに、人材の確保・育成に向けた就業環境の改善等を含む総合的な課題解決を図るため、県内の行政期間や事業体により「みやぎ森林・林業未来創造機構」を設立するとともに、事業運営体制についての検討を行った。

(3) 普及指導員の資質向上

高度で幅広い技術、知識及び経験に基づく総合的な視点に立った普及指導活動を効率的かつ効果的に行えるよう、総合研修、新任者研修、専門別研修等の各種研修を行っているほか、業務内容等に応じて国が実施する職員研修に各指導区から職員を派遣している。

また、林業普及指導員資格取得（一般区分・地域総合区分）を目指した育成研修を強化するとともに、市町村支援（地域林業振興と地域森林の管理）等の森林総合監理士としての高度な支援活動に必要な技術・知識の習得に向け、国が行う技術者実践研修等に職員を派遣している。

(4) 林業の成長産業化と震災復興と発展に向けた対応

持続的な林業経営と森林の整備・保全に向け、コンテナ苗の特性を活かし、地域や立地条件に応じた伐採から再生林までの一貫作業システムの普及に向けた指導や、林業成長産業化地域構想に基づいた多様な取組の支援を行うとともに、森林環境譲与税と森林経営管理制度に基づく市町村への支援を行うとともに、デジタルデータを活用した林業・木材産業分野のDX推進に向けた取組支援を行った。

また、特用林産物の放射性物質対策として、出荷制限及び自粛の対象となっている原木しいたけやたけのこ・山菜類の出荷制限解除に向けた取組や風評被害の払拭への取組支援を行った。

さらに、県内産原木の活用に向けた原木林調査や試験栽培等の取組を行うとともに、直売所での販売を念頭に置いた新たな特用林産物の栽培に向けた現地検討を行った。

第2 普及指導の課題と普及指導活動に関する事項

森林所有者（林家）、森林組合等の森林資源育成管理施業を担う川上の客体や生産された木材材資源等の有効活用を担う川中・川下の客体、さらには一般県民まで、幅広い客体と、年々高度化・多様化するニーズへの対応が求められる中、各指導区における普及指導職員の減少や普及活動関係予算の縮減に加え、行政事務の煩雑化など、本来の普及指導事業が担っている活動への制約が大きくなっている。

他方、森林環境譲与税と森林経営管理制度に基づいた市町村による未整備森林整備等の具体的な実施事業等への支援も普及事業の重点事項となる。

加えて、新型コロナ禍で社会活動の変革が求められ、林業分野においても、デジタル技術を活用したDXの推進が求められてくる。

このような状況下、林業普及指導における各重点項目の円滑な実施に向け、中核となる組織・人材等からの要望に対応し、行政や研究機関等との広域的な連携に基づき、課題解決に直結した支援を行うとともに、各指導区からの情報収集に基づいた個別支援も併せて実施していく。

また、森林整備の中核的な人材育成や新規就労者を対象とした研修や森林環境教育・木育等の一般県民を対象した体験学習についても、普及指導員が直接指導・支援する内容のほか、事業体関係者による現場指導や指導林家・林業研究グループ等関係団体と協働・連携した指導・支援を行っていく。

「みやぎ森林・林業未来創造機構」で実施するオープンカレッジにおける就業環境の向上や事業体の経営基盤強化に向けた研修等の運営管理を行い、実施内容の充実と効率的な運営を行うとともに、人材育成等研修事業そのものの対外的なアピールも併せて検討していく。

さらに、森林法に規定されている、森林計画制度や普及指導事業における森林総合監理士及び林業普及指導員の活動、①構想の作成、②合意形成、③構想の実現、の各取組や森林環境譲与税と森林経営管理制度に基づく市町村への支援・指導への対応に向け、林業普及指導員資格取得の支援、普及指導員における専門的な指導スキルアップに向け、国主催の研修への普及指導員等の積極的な派遣、県主催の専門別研修内容の拡大のほか、関係機関と連携したスマート林業の推進に向けた研修

の実施などの普及指導員の資質向上を図るとともに、国有林関係者との積極的な意見交換等、関係構築に向けた取組を行っていく。

普及指導の重点項目毎の活動計画

重点事項	目標	現状と課題等	普及指導活動の内容
1 実施計画の進捗管理	四半期ごとの会議開催 4回	「みやぎ森と緑の県民条例基本計画」等で定めた指標を発展的に達成し、普及指導事業として設定した目標の実現に向け、進捗状況や懸案となる課題をタイムリーに把握・検証する必要がある。	活動進捗状況報告書が提出される7月、10月、1月及び3月に林業普及指導推進会議を開催し、指導区及び県全体の進捗状況を確認・把握するとともに、重点的かつ効果的な普及活動を実践するため、各種の調整を行う。
2 各指導区への指導・助言及び情報提供等	指導回数 14回	普及活動の有効性を全体的に底上げするため、各指導区との連絡調整、情報交換を密にして効率・効果的な普及指導が実施できるよう支援する必要がある。	各指導区が開催する説明会や現地指導等の機会に巡回し、活動や取組に対する支援や指導及び情報の収集等に努める。
	行政への提言 随時	行政施策を効果的・機動的に実行するとともに地域の課題を施策に反映させていくためには、行政と普及指導活動との密接な連携が不可欠である。	巡回指導や普及推進会議等で抽出された課題の中で、一貫作業や森林病虫獣害など、行政施策との関連が強いものについては、適時関係機関に情報を伝え、普及活動と行政の課題解決に向けた意識の共有化を図る。

重点事項	目標	現状と課題等	普及指導活動の内容
3 普及指導員の資質向上	普及指導員の確保と資質向上	普及現場において実践的な対応が可能な知識や技術を身につけるとともに、森林計画制度の実行監理など市町村支援の場面において、構想の策定や実現に必要な活動や、合意形成を図る能力が求められている。	別紙「研修及びシンポジウム計画」のとおり。 なお、個人の研修履歴や経験を踏まえつつ、総合的かつ幅広い知識・技術を体系的・段階的な修得を勘案しながら、森林総合監理士及び林業普及指導員の育成・確保に努める。
4 研究成果等の現地適応化及び普及手引書等の作成・協力	間伐等シミュレーションソフト及び間伐コスト分析シートの普及	シミュレーションソフト等は集約化作業や一貫作業の推進に不可欠なツールの一つだが、更なる普及定着が必要な状況である。	コスト分析に必要なツールの利用を推進するため、各種研修等の機会を捉えて自己研鑽を働き掛けるとともに、普及指導員を通じた林業事業体の指導を促進する。
	災害に強い森林作業道開設の手	作業の集約化や一貫作業システムを推進する上	手引き書に基づいた作業道開設を、各種研修会やモデル団地

引きの普及	で必要な、壊れにくい森林作業道の理解や普及が進んでいない。	での取組等を通じて、事業体の指導者や経営者に対して普及啓発する。
コンテナ苗による造林の推進及び一貫作業の普及	伐採・造林一貫作業による再造林の推進を図るため、県内事業体における導入事例の調査分析を行い、一貫作業の体系化を図る必要がある。	各種研修や巡回指導等のほか、一貫作業システム導入施業地における現地検討会の実施により、事業体の現場技術者や市町村に対して普及啓発に努める。
スマート林業の推進に向けた森林調査ツールの普及と森林情報を活用する人材の確保・育成	森林・林業事業現場における森林資源情報の把握や施業実施状況の確認等の効率化に向けた、UAV等資源調査ツールの普及を図っていく必要がある。	県内事業体及び関係機関のほか、メーカーとも連携しながら、調査ツールを活用した現地調査等の技術研修会や効率的な調査法についての検討会等を通じ、県内における普及啓発に向けた取組を実施する。 また、令和4年度からは、「林業・木材産業デジタル人材育成事業」における「森林デジタル情報リテラシー高度化」の実践研修を行い、森林・林業関連業務におけるデジタルデータ活用に向けた人材の確保・育成に務める。
ニホンジカ等森林獣害対策の普及	ニホンジカ等の野生獣の生息分布の拡大と生息密度の増加により、森林資源の造成と一体となった獣害防止の取組が必要となっている。	パンフレットや冊子を活用した説明会や研修会の開催を通じ、市町村や事業体に対する普及啓発に努める。

重点事項	目標	現状と課題等	普及指導活動の内容
5 林業の担い手の確保・育成	各種研修会の開催及び開催支援	人材やノウハウが不足する事業体に対し、林業技能者の育成研修の開催・支援の効果的な実施に向けた関係機関との連携が不可欠である	参考（各種研修）のとおり
	林業研究会連絡協議会及び各林業研究グループ活動への支援	女性グループ交流会の開催を契機にNPO法人が林研会員として参入したが、今後とも、組織化と連携強化について支援を継続する必要がある。	県林研連事務局業務及び「単位林研支援事業」，「高校生等に対する林業経営・就業体験事業」等の活動支援を行う。
	みやぎ森林・林業未来創造機構の運営支援と及	森林・林業の推進に向け、最重点課題である人材の確保・育成を推進するた	機構幹事会に設置した部会を通じ、オープンカレッジにおける各種プロジェクトの実現に向

	びみやぎ森林・林業未来創造カレッジ研修における人材の確保・育成に向けた多様な取組の推進	め、新規参入者の確保と定着率の向上に向けた技術研修の「充実と、就業環境の向上等」の向けた経営課題解決、持続的な事業展開に向けた新規需要創出等、産業としての森林・林業の確立に向け、関係事業者による総合的な対策を検討する必要がある。	け、森林ビジネス講座・先進課題講座において、外部講師等による専門的な技術の習得やワークショップ形式による受講生の主体的な学習を行うほか、森林管理技術者養成に向けた実践研修等多様な研修を主催するとともに、一般県民が林業を体験できるように、県内NPO等の協力事業者と連携した体験型研修の実施についても併せて検討していく。
6 地域課題への取組	県産きのこ原木の利用再開に向けた調査への支援	放射性物質の影響により、原木しいたけをはじめとする原木栽培きのこの原木は県外産でとなっており、安定的に生産資材を確保していくためには、県内産原木の利用の可能性についての検討が急務である	県で導入した非破壊検査機等の活用に向けた調査や栽培試験等について、関係機関と連携して取り組み、県内産きのこ原木の利用再開の可能性について検証を進める。
	森林・林業分野におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）推進に向けた取組への支援とデジタルデータを活用する人材の確保・育成	ICT技術によるスマート林業の検討が本格化する中、新型コロナウイルスによる産業構造の変化に対応し、デジタルデータを活用した林業・木材産業におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進による新たな事業展開の拡大が基求められている。	林業・木材産業におけるDX推進手法として、シームレスな情報管理システム、具体的には、大学等研究機関、システム開発会社、県内外事業者等と協議を行いながら、最終製品への付加価値の付与が可能なマネジメントシステムの開発を行うとともに、成果を関係事業者の事業において活用し、県内外への普及啓発を図る。 併せて、林業木材産業デジタル人材育成事業において、木材トレーサビリティモデルの構築に向けた人材の確保・育成に向けた研修を行う。

別 紙

研修及びシンポジウム計画

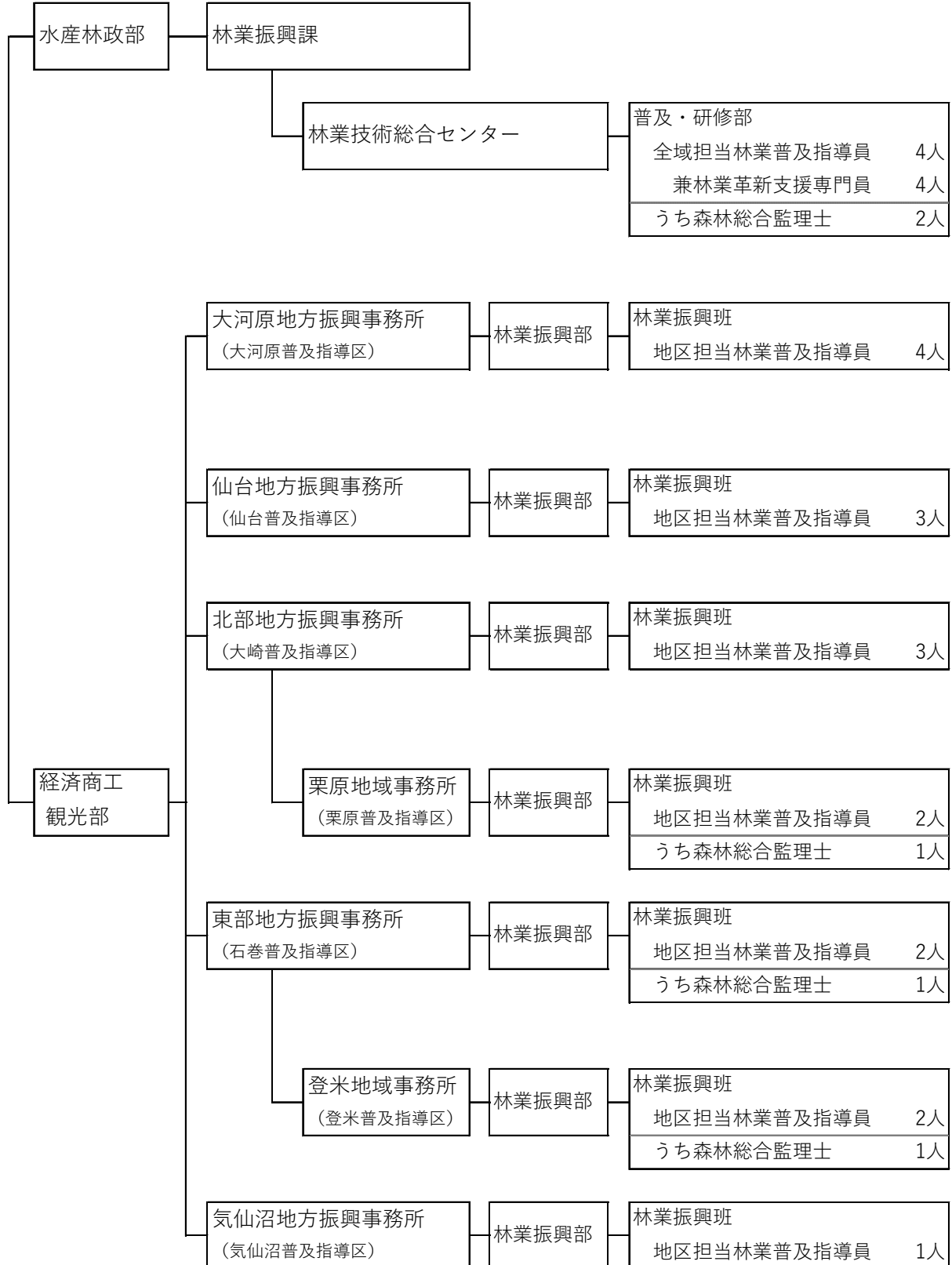
研修・シンポジウムの名称	目 的 等	対 象 者	人員	備 考
1 県が実施する研修				
(1) 全体研修 〈5月, 10月〉	地域課題の把握や新技術・知識の取得・検討等	林業普及指導員等	21人	2日
(2) 新任者研修 〈4月, 12月〉	普及活動に必要な知識及び心構えの習得	新任林業普及指導員	6人	2日
(3) 専門別研修(機械) 〈8, 12月〉	チェーンソー・刈払機の操作及び安全指導に関する技術・知識の習得	林業普及指導員 (安全衛生研修と併催)	7人	2日
(4) 専門別研修(保護) 〈7月〉	森林病虫害及び鳥獣害防除に関する技術・知識の習得及び現地検討	〃	7人	1日
(5) 専門別研修(造林) 〈6月, 12月〉	造林。育種の基本的な知識の習得と現地検討	〃	7人	2日
(6) 専門別研修(特産) 〈5月, 9月〉	特用林産物生産に関する技術・知識の習得及び情報収集	〃 (派遣研修と併催)	7人	3日
(7) 林業普及指導員 (林業一般区分) 育成研修 〈6月〉	林業普及活動の実践に必要な基本的技術・知識の習得	普及指導員資格取得を目指す者	4人	2日
(8) 林業普及指導員 (地域森林総合監理区分) 育成研修 〈6月〉	森林総合監理士活動に必要な構想の作成・実現力及び合意形成力の取得	普及指導員資格取得を目指す者	6人	2日
(9) 派遣研修 (特用林産) 〈1月〉	民間事業者でのきのこ生産・流通に関する実践的な技術・知識の習得	林業普及指導員等	2人	5日
(10) 森林経営管理制度市 町村事業推進	森林環境譲与税を活用した, 市町村による未整備森林整備等の実施支援に向けた協議と情報の共有化による指導区毎の事業推進	〃	7人	4日
(12) 林業普及活動成果 発表会 〈11月〉	課題解決への取組方法や効果的活動手法等についての事例研究	〃	35人	1日
(13) 安全衛生研修 (刈払機) 〈9月〉	刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育に関する技術・知識の習得	安全衛生教育未修の林業普及指導員等	5人	1日
(14) 安全衛生研修 (チェーンソー) 〈10, 11, 12月〉	伐木等の業務労働安全衛生特別教育に関する技術・知識の習得	安全衛生特別教育未修の林業普及指導員等	5人	3日

研修・シンポジウムの名称	目 的 等	対 象 者	人員	備 考
2 国等が実施する研修 (1) 各種専門研修 〈選択・随時〉	最新の森林・林業の各分野に係る技術・知識の習得	林業普及指導員等	3人	20日
(2) 森林計画 〈8月〉	新たな森林計画制度とその運用	〃	1人	5日
(3) チェーンソー伐木造材技術 〈6月〉	伐木造材等技術の指導者の育成	〃	1人	5日
(4) 高性能林業機械安全指導 〈9月・1月〉	車両系木材伐出機械等の技術者の育成	〃	1人	7日
(5) 森林総合監理士育成研修 〈6月・9月〉	市町村等への指導を的確に行える人材（森林総合監理士）の育成	〃	1人	9日
(6) 森林総合監理士実践研修 〈10月〉	森林総合監理士等が地域課題を解決するための知識・技術の習得	〃	1人	3日
(7) シンポジウム ア 東北・北海道ブロックシンポジウム 〈9月〉	地域の新たな課題に対応した普及指導の取組（秋田県）	〃	2人	2日
イ 全国シンポジウム 〈11月〉	〃 （東京都）	〃	4人	1日
ウ 林業機械化推進シンポジウム 〈2月〉	地域に適合した搬出システム等に関する知見の収集（東京都）	〃	2人	1日

(8) 森林経営管理技術者養成研修	森林整備・森林経営・各種林業行政制度等、事業体の経営管理を担う人材の育成を目的とした総合研修	森林所有者・事業体職員等	5名	50日 2年制
(9) 森林ビジネス支援 ①広葉樹ビジネス講座 I・II<6~12月> ①-2 広葉樹ビジネス実践	広葉樹資源の活用による新たなビジネスモデルの検討	市町村・森林・林業事業体職員等	各 10人 10人	各 10日 10日
②育林ビジネス講座	再造林の推進と下刈等保育作業の合理化に向けた事業体育成、強化		各 10人	各 10日
(10) 先進課題解決 ①スマート林業の推進 森林調査 UAV 初級 実践 事業活用 GNSS 初級 実践 事業活用 レーザー 初級 実践 事業活用 (6~12月) ②スマート林業の推進 林業DX 初級 実践 事業活用 (6~12月)	ドローン等UAV, GNSSによる人工衛星データ活用, 地上レーザーによる森林調査技術やデータ活用手法の受講生のレベルに応じた習得		各 5人	各 3日
4 その他依頼研修など (1) 新規就業者育成研修 <9~10月>	林業への就業希望者等に対する林業に関する基礎知識及び基礎技術習得への支援	林業就業希望者	—	2日
(2) 山仕事ガイダンス <2月>	林業への就業を考える者に対する森林・林業の紹介	林業研究グループ会員	—	1日
(3) 林業技術講習会 <2月>	林業研究グループに最新の林業技術や関係情報を提供等する。	林業技術者	—	1日
(4) 「緑の雇用」フォレスト ワーカー等研修 <7~9月>	森林施業における現場技能者を育成する。(1年3回, 2年2回, 3年3回)	林業事業体現場指導者	—	8日
(5) 森林作業道作設オペレーター指導者 研修 <10月>	災害に強く効率的な作業システムの導入可能な森林作業道の設計・開設・提案・実施ができる現場指導者を育成する。			4日

III 参 考 资 料

令和5年度宮城県林業普及指導員配置図



1 宮城県指導林家・青年林業士名簿

認定年度	事務所	氏名	部門
昭和53年度	東部	遠藤 運二	経営造林
昭和55年度	大河原	佐藤 正友	経営造林
平成13年度	栗原	門 傳 仁	経営造林
	登米	高橋 龍一	椎茸栽培
	気仙沼	山内 孝樹	経営造林
平成27年度	気仙沼	高橋 浩幸	青年林業士(椎茸栽培)
平成28年度	気仙沼	佐藤 久一郎	経営造林
	気仙沼	高橋 長晴	経営造林
	気仙沼	佐藤 太一	青年林業士(経営造林)
	仙台	熊谷 幸夫	椎茸栽培
平成29年度	登米	芳賀 裕	椎茸栽培
令和2年度	登米	佐々木 卓蔵	経営造林

2 宮城県林業普及指導協力員

登録番号	登録年度	氏名	住所	専門分野	備考
2	7	高橋 康治	柴田郡川崎町	経営造林	元青年林業士
3	7	大沼 毅彦	柴田郡柴田町	経営造林	元青年林業士
4	7	齋藤 勝広	白石市	椎茸栽培	元青年林業士
5	7	目黒 啓次	伊具郡丸森町	経営造林	
7	7	佐藤 正友	角田市	経営造林	指導林家
12	7	遠藤 輝男	仙台市宮城野区	森林保護	樹木医
16	7	熊谷 幸夫	仙台市泉区	経営造林	指導林家
17	7	西塚 忠元	黒川郡大郷町	経営造林	元青年林業士
18	7	結城 淳	仙台市青葉区	経営造林	元青年林業士
19	7	結城 一吉	仙台市青葉区	経営造林	元青年林業士
20	7	佐藤 末吉	仙台市泉区	特用林産	林業技士
21	7	大友 良三	大崎市古川	自然観察	森林インストラクター
24	7	今野 重幸	加美郡加美町	経営造林	グループリーダー
25	7	板垣 幸寿	大崎市鳴子温泉	経営造林	元青年林業士
26	7	中島 源陽	大崎市岩出山	経営造林	元青年林業士
27	7	小松 孝一	色麻町	経営造林	元青年林業士

登録番号	登録年度	氏名	住所	専門分野	備考
28	7	佐々木 治 樹	大崎市古川	経営造林	グループリーダー
29	7	大 場 雅 之	大崎市鳴子温泉	経営造林	グループリーダー
32	7	門 傳 仁	栗原市一迫	経営造林	指導林家
37	7	米 倉 宏	気仙沼市本吉町	椎茸栽培	元青年林業士
38	7	高 橋 平 克	登米市津山町	木材加工	元青年林業士
39	7	芳 賀 良 一	登米市東和町	経営造林	グループリーダー
40	7	千 葉 利 彦	登米市東和町	椎茸栽培	元青年林業士
41	7	阿 部 勇 一	登米市津山町	経営造林	元指導林家
44	7	遠 藤 運 二	女川町	経営造林	指導林家
45	12	松 崎 良 太	仙台市青葉区	県森林インストラクター	
46	12	横 田 清 二	黒川郡大和町	県森林インストラクター	
48	12	針 生 承 一	仙台市青葉区	建築設計	建築士
49	12	遊 佐 文 博	大崎市鳴子温泉	自然観察野外活動	県森林インストラクター
50	12	山 崎 聡	仙台市宮城野区	特用林産市場動向	
51	13	南 城 喜与樹	岩沼市志賀	木炭生産	グループリーダー
52	13	阿 部 忠太郎	宮城郡松島町	木炭生産	竹林経営
53	13	石 垣 保 美	黒川郡大和町	木炭生産	森林組合職員
54	14	後 藤 哲 生	宮城郡利府町	自然観察	森林インストラクター
56	14	佐 藤 資 之	仙台市若林区	特用林産	きのこアドバイザー
57	14	亀 井 智 弘	石巻市	特用林産	卸売市場
58	14	山 内 孝 樹	本吉郡南三陸町	経営造林	指導林家
60	14	千 葉 連 悦	加美郡加美町	椎茸栽培	グループリーダー
61	15	佐 藤 久一郎	本吉郡南三陸町	経営造林	指導林家
63	15	渋 谷 尚	仙台市太白区	林産	一級建築士
64	15	高 橋 龍 一	登米市迫町	椎茸栽培	指導林家
65	16	大 内 伸 之	石巻市北上町	林業経営	森林組合職員
66	16	芳 賀 裕	登米市東和町	椎茸栽培	生産者
67	16	勅使瓦 幸 一	刈田郡蔵王町	椎茸栽培	生産者
69	16	吉 川 正 喜	黒川郡大和町	林業経営	森林組合職員

登録番号	登録年度	氏名	住所	専門分野	備考
70	16	坂本 充	仙台市泉区	林産	一級建築士
72	17	遊佐 茂	大崎市鳴子温泉	林産	素材生産
73	17	加藤 英夫	仙台市泉区	椎茸栽培	生産者
74	17	上野 正宏	黒川郡大郷町	林産	素材生産
75	17	佐々木 勝義	宮城郡松島町	林産	素材生産
76	17	早坂 輝夫	黒川郡大衡村	林産	素材生産
77	17	小野 善弘	仙台市宮城野区	林産	素材生産
78	18	佐藤 千昭	栗原市花山	林業経営	元指導林家
79	21	佐々木 好博	登米市津山町	林業経営	グループリーダー
80	21	安部 拓	仙台市青葉区	林産	
81	24	米澤 秀行	岩手県盛岡市	椎茸栽培	きのこセンター主任技師
82	25	加藤 渉	仙台市太白区	林業経営	森林組合職員
83	25	佐藤 昭夫	仙台市太白区	椎茸栽培	生産者
84	25	宮澤 光夫	黒川郡大和町	椎茸栽培	生産者
85	25	文屋 裕男	黒川郡大衡村	椎茸栽培	生産者
86	25	文屋 正喜	黒川郡大衡村	椎茸栽培	生産者
87	26	杉山 秀行	仙台市泉区	林産	森林施業プランナー
88	27	佐々木 卓蔵	登米市津山町	林産	
89	27	熊谷 孝太郎	仙台市泉区	林産	森林組合職員
90	28	早坂 誠吉	黒川郡大和町	椎茸栽培	生産者
92	29	高橋 浩幸	本吉郡南三陸町	椎茸栽培	青年林業士
93	29	高橋 長晴	本吉郡南三陸町	林業経営	指導林家
94	29	佐藤 太一	仙台市宮城野区	林業経営	青年林業士
95	29	阿部 伸祐	仙台市若林区	林産	森林組合職員
96	30	野村 治	登米市登米町	林産	森林施業プランナー
97	30	佐藤 勇也	加美郡加美町	林産	森林施業プランナー
98	30	遠藤 孝行	石巻市	林産	森林施業プランナー
99	2	中鉢 直邦	大崎市鳴子温泉	林産・森林作業道	林業技士
100	3	笠原定弘	柴田郡川崎町	林産	森林組合職員

3 宮城県林業研究グループの現況

市 町 村 等	グ ル ー プ 名	代 表 者 名	会 員 数
仙南地区一円	仙南フォレストクラブ	大 宮 信 雄	6
仙台市泉区	泉林業研究会	浅 野 隆 雄	13
仙台市青葉区	大倉林業研究会	結 城 一 吉	8
富谷市	NPO法人SCR	村 上 幸 枝	38
松島町	松島町林業経営研究会	佐々木 勝 義	9
大崎市岩出山	岩出山林業研究会	宍 戸 紀 之	19
大崎市鳴子	鳴子林業研究会連絡協議会	大 場 雅 之	40
加美郡	加美郡林業研究会	今 野 重 幸	16
栗原市一迫	一迫林業研究会	高 橋 勇 記	11
登米市津山	津山町林業研究会	佐々木 好 博	15
気仙沼市	気仙沼市林業研究会	村 上 俊 一	12
南三陸町	南三陸山の会	小野寺 邦 夫	17
	計		204

(宮城県林業研究会連絡協議会加入：12グループ)

林業普及指導実施方針

令和3年4月改正

第1 趣旨

本県の林業普及指導事業は、これまで半世紀以上に亘る森林所有者等に対する技術・知識の普及と森林施業に関する指導等を通じ、林業技術の改善、経営の合理化、森林の整備等を促進し、地域の林業振興に極めて重要な役割を果たしてきた。

これらの取組の結果、本県の森林資源は人工林の多くが保育・間伐の時代を経て本格的な利用段階を迎えており、“木を使い・植え・育てる”という循環の仕組みを定着させていくことが求められている。

このような動きを本格的なものとし、一層の森林整備と林業の成長産業化を図っていくためには、林業普及指導員による高度な経営指導・技術支援が不可欠であり、国では森林・林業政策の指針である「森林・林業基本計画」の改定（平成28年5月）や、森林法の一部改正（同年5月）により、新たな木材需要の創出と、主伐と再生林対策の強化や面的なまとまりをもった森林経営の促進等による国産材の安定供給に向けて、林業普及指導事業の充実・強化等を図っている。

一方、県では東日本大震災以降、本県の森林、林業・木材産業の復旧と再生に向けた取組を最優先で進めており、その結果、創造的復興の進展とともに、震災前にはなかった新たな取組が各地で現れている。

また、「森林経営管理制度」（平成31年4月）に基づく取組が、市町村において着実に進んできたほか、林業の担い手対策の強化に向け設立された「みやぎ森林・林業未来創造機構」（令和2年12月）の下で、今年度には、「みやぎ森林・林業未来創造カレッジ」等の取組が開始されることとなっている。

このような状況を踏まえ、本県の林業普及指導事業は、「森林・林業基本計画」や「森林経営管理制度」をはじめとする国の政策とも呼応しながら、みやぎ森と緑の県民条例基本計画の目標達成に向け、より積極的に活動を展開していくこととしており、その活動の基本的事項を定める林業普及指導実施方針を改正することとする。

第2 普及指導活動の課題

これまで林業普及指導事業は、個々の森林所有者への指導・助言や森林組合等林業事業者に対する技術支援を行うとともに、市町村の求めに応じて市町村森林整備計画の達成に必要な技術的援助等の協力のほか、幅広い関係者のコーディネートを図りながら、地域の実情に応じた森林整備・保全や林業経営の合理化の推進などの多様な取組を行ってきた。

近年、長期に亘る立木価格の低迷等から森林所有者の経営意欲は減退しており、森林整備や林業振興に関する施策及び関係事業を着実に実行していくためには、これまで以上の林業普及指導員による高度で幅広い経営指導・技術支援等が不可欠である。

今後、林業普及指導事業は、個別経営体の技術向上・経営改善を念頭に置いた森林所有者等への指導・助言はもとより、地域全体の森林の整備・保全や林業の成長産業化に向けた構想の作成及びその実現、地域全体での森林整備や地域材利用の促進に向けた幅広い関係者のコーディネート、林業事業者及び新たな担い手の育成に重点的に取り組む必要がある。

一方、普及客体からのニーズが高度化・多様化する中、一般行政事務の増大や関係予算の縮減など、本来の普及指導事業に求められる活動・取組への制約も大きくなっていることから、今後の普

及指導活動にあつては、事業や取組の推進役・先導役となる組織・人材等を見極め、これを重点的に支援、指導するといった、効果的かつ行政効率の高い活動を展開していく必要がある。

さらに、地域全体の森林整備・保全や林業の成長産業化に向け、その重要な推進主体となる市町村に対して必要かつ適切な技術的援助を積極的に行っていく必要がある。

第3 普及指導活動のテーマ

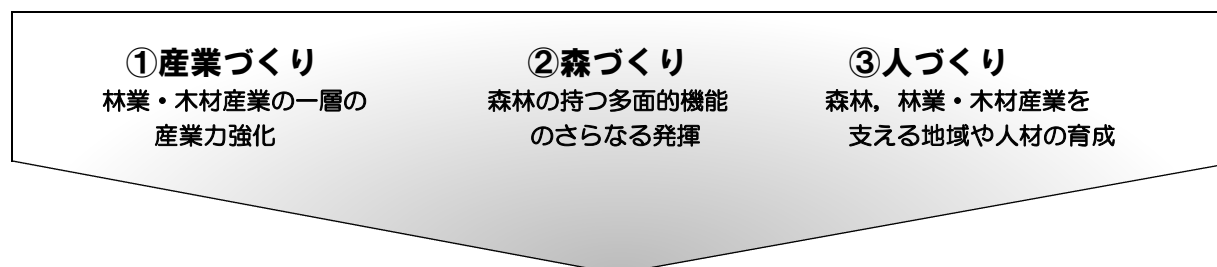
今後の林業普及指導事業の実施に当たっては、前述した諸課題を踏まえながら、林業の成長産業化（「産業づくり」、「人づくり」）や地域の森林整備・保全（「森林づくり」）を主な活動のテーマとする。

【森林・林業を取り巻く課題と普及指導活動のテーマ及びその目標】

【 政策 課 題 】

- 林業・木材産業の一層の産業力強化
- 森林の持つ多面的な機能のさらなる発揮
- 森林、林業・木材産業を支える地域や人材の育成

【普及指導活動のテーマ】



【実現目標】

□ 「新みやぎ森林・林業の将来ビジョン」

【 森林・林業基本計画の実現 】

第4 普及指導活動の方法

第3の普及指導活動のテーマに対する取組の実施に当たっては、森林・林業に関するスペシャリストとしての林業普及指導員の持つ高度で幅広い技術と知識及び経験に基づき、「構想の作成」、「合意形成」、「構想の実現」の手順で地域全体の森林の整備・保全や林業の成長産業化を目指した総合

的な視点に立ち、森林所有者等に対する指導・助言を効率的かつ効果的に実施する。

特に、市町村と積極的に連携するとともに、地域の幅広い関係者との連携や合意形成を図りながら市町村の自主性を生かすよう留意しつつ、市町村が行う森林・林業に関する施策が主体的かつ効果的に実施されるよう支援する。また、林業事業体における森林施業プランナー等への指導・助言等を行いつつ、これまでも普及指導の対象としてきた森林所有者等に対する指導・助言を効率的かつ効果的に実施する。

(1) 地域の森林の整備・保全や林業の再生に向けた構想の作成への協力

計画的で実効性のある森林施業を推進するため、地域の実情に即した公的な計画である市町村森林整備計画の作成や地域住民との合意形成等に当たって、森林総合監理士に登録された林業普及指導員等が主体となって、市町村に対し積極的に協力する。

(2) 林業・木材産業の一層の産業力強化【産業づくり】

ア 県産木材の需要創出とシェア拡大

県産材による家づくりの推進、合板向け県産材の安定供給等のほか、公共施設や民間施設の木造・木質化の促進、新たな木製品の開発・普及等に向け、地域材利用推進会議や流域森林・林業活性化センター等の運営及び活動支援等を行う。

イ 特用林産物の生産性向上と新たな販路や需要の開拓

原木しいたけ（露地栽培）やたけのこなどの放射性物質の影響による出荷制限の解除に向けた生産管理指導や6次産業化による魅力ある商品の開発、ハタケシメジの生産技術の指導を展開するとともに、近年の健康志向への高まりを背景に若年層を中心とした消費拡大に向けて、試食会や生産者交流会等の開催を積極的に支援する。

ウ 特用林産物の振興

地域の実情に応じ林産物のモニタリングや、放射性物質の影響を低減するための栽培管理を指導するとともに、放射性物質汚染の低減化等に関する情報提供等を行い、特用林産物の出荷制限解除や安全な他県産しいたけ原木の確保など、生産再開に向けた支援に努める。

エ 新たなビジネスモデルの創出

県産木材を利用した建築用材、土木資材、家具・楽器等の新製品開発を支援するとともに、CLT（直交集成板）部材の利用及び普及、オフセット・クレジットや森林認証制度取得など自治体や企業等とも連携しながら、新たな木材産業の育成に努める。

オ 木質バイオマス利用による地域循環の促進

木質バイオマス発電を活用した地域循環型の中小バイオマス活用施設や、農業用木質バイオマスボイラーなどの施設整備が進められていることから、その他の地域への情報発信や施設整備に対する技術指導により、未利用木質資源の利用を支援する。

(3) 森林の持つ多面的な機能のさらなる発揮【森づくり】

ア 主伐・再生林の推進による森林資源の再造成

森林資源を活かした「林業の成長産業化」に向けて、コンテナ苗の利用による一貫作業や低密度植栽など、新たな造林技術の検証と指導を進めるとともに、伐採及び伐採後の造林の届出制度の運用を図り、市町村と連携しながら森林所有者及び素材生産業者等に対して、適正な伐採方法及び植栽による再生林について指導を行う。

イ 森林施業の集約化に向けた森林経営計画の策定及び森林経営管理制度の推進

森林施業の集約化に向けて、森林経営計画の作成・実行を進めるため、市町村森林整備計画の実行管理及び森林組合等の林業事業体と森林総合監理士等との連携による計画作成主体への支援・指導に努める。また、「森林経営管理制度」の実行を担う市町村の取組を支援する。

ウ 効果的な間伐の推進による森林の整備

間伐の推進に関しては、施業地を面的にまとめ、適切な路網整備による効率的な作業システ

ムを導入しながら、一体的に森林整備を行う「集約化施業」を最重点に推進するとともに、施業の低コスト化を図るため、現地指導や地区座談会の開催など実効性のある取組を進める。

エ 松くい虫及び森林被害対策の推進

多様性に富む健全な森林づくりに向けて、震災の影響により被害が激増した松くい虫被害の効果的な防除に引き続き努めるほか、被害が増加傾向にあるナラ枯れやニホンジカによる食害、ツキノワグマによる皮剥ぎ等については、新たな防除技術などについて現地での調査・検証を進める。

(4) 森林、林業・木材産業を支える地域や人材の育成【人づくり】

ア 持続的成長をけん引する経営体や担い手の育成

森林組合等の林業事業体の経営者、高度な路網作設技術を有する現場技能者、提案型集約化施業を担う森林施業プランナーなどを養成するための各種研修を実施又は支援し、林業事業体における人材の育成に努める。また、自伐林家やU I J ターン者を新たな担い手として育成する。

イ 意欲ある森林所有者(林家)や林業研究グループ等の育成と連携

意欲ある森林所有者に対し、各種活動の中で実施する現地検討会や研修・巡回指導などに努めるほか、県民に分かりやすい情報提供を行う。また、意欲ある林業研究グループが実施する高校生等を対象としたインターンシップ活動などを支援する。

ウ 森林教育及び「木育」の推進による県民理解の醸成

多様な団体が主催する森林づくり行事やボランティア活動、児童・生徒に対する森林環境教育、CSR(企業の社会的責任)活動等との連携など県民参加の促進を図り、広く県民理解の醸成に努める。

エ みやぎ森林・林業未来創造機構による就業環境の向上と人材の確保・育成に向けた取組支援

みやぎ森林・林業未来創造機構における林業・木材産業分野における就業環境の向上と人材の確保・育成の取組の推進に向けて協力するとともに「みやぎ森林・林業未来創造カレッジ」の人材育成プログラムの作成と実施を支援していく。

第5 林業普及指導員の配置等

(1) 普及指導区の設定

地域の要請・実情を踏まえながら、必要な普及指導を適切かつ効果的に推進するため、地方振興事務所及び地域事務所を単位とする普及指導区を設ける。

(2) 林業普及指導職員の適切な配置

第3及び第4で記述した普及指導活動の効率的・効果的な実施を図るため、林業普及指導員が地域の森林・林業の現状と課題を的確に把握し、研究・教育・行政機関との円滑な連携が図られるよう各地域に適切に配置するとともに、当該業務を総括する者(地区総括)を配置する。また、地域の森林の整備・保全や林業の成長産業化に向けた必要な活動を効率的・効果的に実施するため、森林計画、造林、森林土木、林産等の関連する職員との連携など指導体制の強化を図る。

さらに、県全域を担当する林業普及指導員を林業技術総合センター(以下「センター」という。)に配置するほか、特に、森林総合監理士及び林業革新支援専門員の配置について次のように配慮する。

ア 森林総合監理士

市町村からの求めに応じて市町村森林整備計画の作成支援やその実行・管理など必要な技術援助等を行う森林総合監理士を、センター及び各普及指導区に配置する。

イ 林業革新支援専門員

重要施策の推進や県の普及指導事業及び普及組織を統括する林業普及指導員を、林業革新支援専門員としてセンターに配置する。

第6 林業普及指導員の資質の向上

林業普及指導事業において、高度で幅広い技術・知識及び経験に基づく総合的な視点に立った普及指導活動が適切に行えるよう、林業普及指導員に必要な専門的技術・知識や普及指導能力、関係者との合意形成能力等について資質向上を図る。

(1) 林業普及指導員研修の強化

林業普及指導員及び森林総合監理士の役割・目的意識の醸成や担当分野に関する基本的な技術・知識のほか、実践的な指導能力の向上に関する研修会等を、経験・経歴に応じて、段階的・体系的に実施する。この際、試験研究機関や行政・教育機関とも連携し、研修の専門性、現地適応性を確保する。

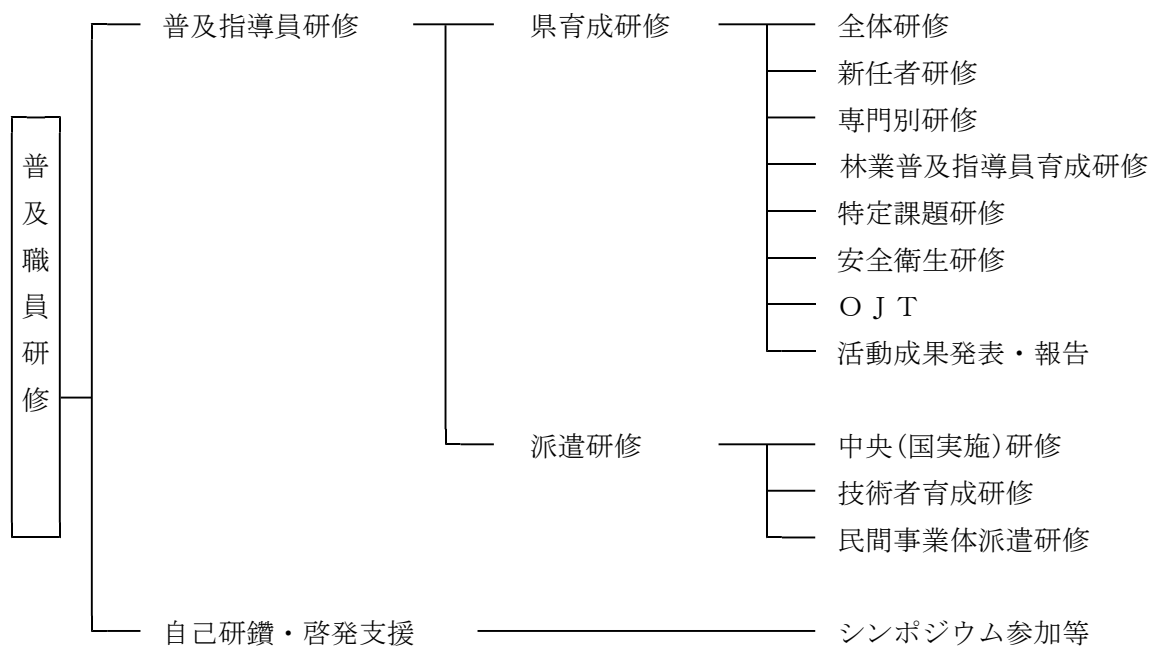
なお、林業一般区分の林業普及指導員については、計画的に県や国で行う研修等を受講し、森林総合監理士としての登録を目指す等、積極的に森林総合監理士の増員を図る。

さらには、林業人材育成ステップアップ研修など県が行う林業人材の養成研修や、みやぎ森林・林業未来創造カレッジの人材育成プログラム等の実施支援を行うとともに、国等が行う森林総合監理士や技能者養成研修等への積極的な参加促進と併せて、自己研鑽に努めながら技術・知識の向上を図る。

(2) 人材交流の促進

林業普及指導員が地域の森林、林業・木材産業の現状と課題を把握し、林業の成長産業化に向けた構想の作成・実現に必要な現場指導能力を向上させるため、林業関係団体・事業体への派遣研修を推進する。

(3) 研修の体系



第7 その他林業普及指導事業の運営に関する事項

(1) 活動成果の検証

活動の成果や実績について適切に検証し、その検証結果や活動成果・事例の公表等を行うことにより、計画策定（Plan）から実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）に至る一連のシステムを確立し、個々の事業目標を着実に達成するとともに、ステップアップを図りながら活動方法の改善等に結びつけることで、効率的かつ効果的な林業普及指導活動の実施に資する。

【普及指導活動の検証・改善と施策への反映】



(2) 関係組織との役割分担及び連携強化

森林管理署等、流域森林・林業活性化センター、林業労働力確保支援センター、林業振興団体、農業改良普及組織など森林・林業施策の推進に関連する機関等との役割分担を明確にしつつ、これらの関係組織と密接に連携した取組を進める。また、森林整備や林業経営等の各分野において先進的・特徴的な技術・知識を有している指導林家、林業研究グループ、民間の専門家等を普及指導協力員等として活用するほか、NPO や森林ボランティアのリーダー等との関係を強化して連携・協働を図るなど、より効率的でアピール性のある普及指導活動を進める。

(3) 情報ネットワークの活用

普及指導を図るべき技術・知識、施策及び林業経営の先進的事例や森林・林業・木材産業についての最新の話題等は、インターネット等を活用することにより、広く一般に向けて、情報提供するとともに、林業普及指導活動の「見える化」を図る。

(4) 森林管理署等の森林総合監理士等との連携

地域の森林の整備・保全や林業の成長産業化に向けた構想の作成及びその実現に効果的に取り組むため、森林管理署等県以外の組織に所属する森林総合監理士と「技術的援助等チーム」やネットワークを形成し、地域の森林・林業の課題解決に向け連携して取り組む。

第8 適用及び見直し

本基本方針は平成30年度から適用することとし、森林・林業を取り巻く情勢等を踏まえ、必要に応じて内容の見直しを行う。

林業普及指導事業実施要綱

（目的）

第1 この要綱は、森林所有者等に対する林業技術・知識の普及と森林施業に関する指導や、市町村に対する必要な技術的援助等を通じ、地域全体の森林整備・保全と林業の成長産業化を実現するために行う林業普及指導事業（以下「普及指導事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（普及指導の対象者）

第2 普及指導の対象者は、森林組合等の林業事業体、市町村のほか、森林所有者、林業研究グループ、林業・木材産業等を営む者又はこれらに従事する者及びこれらの後継者等とする。

なお、必要に応じて森林ボランティア団体の指導者、一般県民等に対しても、森林・林業に関する適切な普及指導を行うものとする。

（指導区の設定）

第3 普及指導事業を効率的に推進するため、民有林面積、当該地域の林業の特殊性及び林業人口等を考慮し、本事業を実施する単位となるべき地区（以下「普及指導区」という。）を次のとおり設定する。

普及指導区名	区 域	普及指導区名	区 域
大河原	大河原地方振興事務所管内	石 巻	東部地方振興事務所管内 (登米地域事務所管内を除く)
仙 台	仙台 "	登 米	東部地方振興事務所 登米地域事務所管内
大 崎	北部 (栗原地域事務所管内を除く)	気仙沼	気仙沼地方振興事務所管内
栗 原	北部地方振興事務所 栗原地域事務所管内	計	7

（林業普及指導員の職務）

第4 林業普及指導員は、次に掲げる職務を行うものとする。

（1） 林業普及指導員

- ア 普及指導の対象者への森林・林業に関する技術・知識の提供
- イ 森林の施業等に関する指導・支援
- ウ 普及指導の対象者の組織化
- エ 普及指導の対象者の実態及び要請並びに森林の現況等の各種情報の収集整理

オ 他の行政部門，市町村，林業関係団体等に対する森林・林業に関する技術及び知識についての指導助言並びに連絡調整

カ 行政施策の推進

(2) 森林総合監理士

林業普及指導員のうち森林総合監理士は，次に掲げる職務を行う際は中心的な役割を担う。

ア 市町村が行う市町村森林整備計画の策定及び変更業務等に関する支援

イ 森林施業の実行状況の把握や森林経営計画を作成しようとする森林所有者等に対する指導助言など，市町村森林整備計画の達成に向けた支援・指導

(3) 林業革新支援専門員

林業普及指導員のうち林業革新支援専門員は，本県における林業普及指導員を総括する者として，次に掲げる職務を行う。

ア 森林総合監理士の効果的・効率的な活動に関する企画・調整と林業普及指導員への指導及び知識・情報の伝達

イ 高度かつ先進的な取組を行う森林所有者及び林業事業者等への支援

ウ 試験研究機関や教育機関等の有する専門的知見の活用や連携強化

エ 森林総合監理士等，林業普及指導員の育成や計画的な資質の向上の推進

オ 森林所有者，林業研究グループ，県民，関係団体職員への森林・林業に関する技術・知識等の研修の開催

カ 行政施策推進のための行政部門との連絡・調整

2 職務に当たっては，林業普及指導員，森林総合監理士及び林業革新支援専門員がそれぞれ密接に連携して行うものとする。

(普及指導実施方針)

第5 知事は，林野庁長官が定める林業普及指導運営方針を基本として，おおむね5年ごとに，林業普及指導実施方針（以下「実施方針」という。）を定めるものとする。

2 実施方針には，次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 林業普及指導活動の課題

イ 林業普及指導活動のテーマ

ウ 林業普及指導活動の方法

エ 林業普及指導員の配置等

オ 林業普及指導員の資質の向上

カ その他事業の運営に関する事項

3 知事は，実施方針を定め，又は変更しようとするときは，必要に応じ，あらかじめ学識経験者等の意見を聴くものとする。

4 林業技術総合センター所長（以下「センター所長」という。）は，実施方針の案を，知事が別に定める日までに水産林政部長に提出するものとする。

5 水産林政部長は，前項の実施方針の案に基づき実施方針を決定するものとする。

6 知事は，決定した実施方針を市町村長，地方振興事務所長及び地域事務所長（以下「事務所長」という。）並びにセンター所長に通知するとともに，林野庁長官に報告するものとする。

(普及指導事業実施計画)

第6 センター所長は，翌年度の普及指導事業実施計画書を策定するに当たり，実施計画

- 書のうち全体計画（案）を前年度の2月15日までに作成して各事務所長に通知する。
- 2 事務所長は、全体計画（案）を踏まえながら普及指導区の特色を考慮して翌年度の林業普及指導区別計画（様式第1号。以下「指導区別計画」という。）を作成し、前年度の2月末日までにセンター所長に提出するものとする。
 - 3 センター所長は、指導区別計画を調整した実施計画案（様式第2号）を作成し、前年度の3月15日までに水産林政部長に提出するものとする。
 - 4 水産林政部長は、前項の実施計画案に基づき実施計画を決定するものとする。
 - 5 知事は、決定した実施計画を市町村長、事務所長及びセンター所長に通知するとともに、林野庁長官に報告するものとする。

（普及指導の方法）

第7 普及指導に当たっては、地域の実態を踏まえるとともに、当年度の林業普及指導実施計画に基づき、地域の特性に応じた効率的かつ効果的な普及指導を実施するものとする。

（普及指導の月間実績報告）

- 第8 林業普及指導員は、毎月の勤務内容と活動の実績を明らかにするため、林業普及指導員活動実績（様式第3号）、林業普及指導員活動状況報告（様式第4号。以下「活動実績報告」という。）及び宮城県林業普及活動情報（様式第5号。以下「活動情報」という。）を所属長に提出するものとする。
- 2 事務所長は、提出を受けた活動実績報告及び活動情報を取りまとめの上、翌月の7日までにセンター所長に送付するものとする。
 - 3 センター所長は、活動実績報告を取りまとめの上、翌月の15日までに水産林政部長に報告するとともに、活動情報を林業技術総合センターのホームページに掲載するものとする。

（普及指導の進行管理）

- 第9 林業普及指導員は、指導区別計画の進捗状況を明らかにするために四半期ごとに活動進捗状況報告書（様式第6号）を事務所長に提出するものとする。
- 2 事務所長は、前項の活動進捗状況報告書に意見等を記載し、それぞれの四半期の最終月の翌月末日までにセンター所長に提出するものとする。ただし、第4四半期の報告にあってはこの限りでない。

（普及指導の年間実績報告）

- 第10 所属長は、普及活動の実績を関係機関等に周知するため、林業普及指導活動成果選集（様式第7号）を作成するものとする。
- 2 事務所長は、前項の林業普及指導活動成果選集を、センター所長が別に定める期日までにセンター所長に提出するものとする。
 - 3 事務所長は、当該普及指導区における活動の実施状況を明らかにするため、林業普及指導区別実績報告（様式第8号。以下「指導区別実績報告」という。）を普及指導事業実施年度の翌年度の4月末日までにセンター所長に提出するものとする。
 - 4 センター所長は、指導区別実績報告をとりまとめ、林業普及指導事業実績報告書（様式第9号。以下「実績報告」という。）を普及指導事業実施年度の翌年度の5月15日までに水産林政部長に提出するものとする。

5 知事は、林業普及指導活動の実施状況を明らかにするため、実績報告を普及指導事業実施年度の翌年度の5月末日までに林野庁長官に報告するものとする。

(その他)

第11 この要綱に定めるもののほか、普及指導事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年12月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号

<p>〇〇年度 林業普及指導区別計画</p> <p>〇〇〇普及指導区</p>
--

- 1 普及指導区の概況
- 2 普及指導の課題と普及指導活動に関する事項（※林業普及指導実施方針で掲げたテーマ別に記載する）
 テーマ：「〇〇〇〇〇」

重点事項	目 標	現状と課題	普及指導活動の内容
※別に定める重点事項を記載	※重点事項ごとに別に定める目標指標及び目標値を記載	※各重点事項ごとの現状、課題等を記載	※各重点項目ごとの具体的な活動内容を記載

参考【ビジョン目標】

- 3 普及指導関係施設等の現況

施設等の名称	施設等の位置	設置年月日	施設等の概要	関係グループ名	施設等の利用状況	備 考
施 設						
展 示 林						

様式第2号

○○年度 林業普及指導事業実施計画書 宮 城 県

林業普及指導事業実施計画書目次

I 全体計画

- 1 普及指導の実施状況
- 2 普及指導の課題と普及指導活動に関する事項

課 題	目 標	課題の現状等	普及指導活動の内容

3 普及指導の体制に関する事項

(1) 林業普及指導員の資質の向上

- ア 実施の基本的考え方
- イ 研修及びシンポジウム計画

研修・シンポジウムの名称	目的等	対象者	人 員	備 考
			人	

(2) 林業普及指導員の配置

配置箇所	計	主として専門的に行う分野								そ の 他	備 考
		林業 経営	造 林	森林 保護	森林 機能 保全	林 産	特用 林産	林業 機械	市町 村支 援		
本庁	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	
出先機関	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	
研究機関	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	
計	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	

() は内数で森林総合監理士の数

4 その他必要な事項

Ⅱ 普及指導区別計画

林業普及指導区別計画（様式第1号：林業普及指導区別計画を添付）

Ⅲ 参考資料

資料1 普及指導員配置図

資料2 その他必要な資料

様式第3号

林業普及指導員活動実績（ 月分）

所属名：

（単位：時間，人，回）

区分	普及指導活動				調査研究	情報収集	連絡調整		普及指導の準備	普及関係事務報告	研修受講	その他	計
	直接	間接	小計	試験研究機関			市町村その他関係機関						
	個別指導	集団指導						電話等					
計													
普及対象別内訳	林家				普及対象者数（延べ）人								
	会社等の事業体				個別指導	集団指導	計						
	市町村												
	森林組合				【課題別活動の回数】								
	林研グループ												
	その他												

様式第4号

林業普及指導員活動状況報告（ 月分）

所属名：

区分	普及の対象と人員	普及の場所	指導方法	活動の内容	活動の結果	連携機関及び協力者
テーマ及び重点事項 「研修会，イベント名等」 (実施日)	組織体名等 延べ人数 主催者名	市町村(地域)	集団又は個別	目的，実施方法等	普及対象者からの意見及び要望並びに反省点等	普及指導員名 協力者名 連携機関

様式第5号

宮城県林業普及活動情報

題 目： 所属名： 活動概要（日時，場所，活動内容等）	【活動状況写真等】
-----------------------------------	------------------

様式第6号

年度活動進捗状況報告書（第 四半期まで）

テ ー マ			
担当林業普及指導員			
重 点 事 項	計 画	四半期実績 (累 計)	普及指導活動の内容
【活動の成果及び課題】			
【今後の対応等】			
【意見等】			

様式第7号

林業普及指導活動成果選集

タ イ ト ル -サブタイトル-
1 課 題 の 背 景 2 目 的 3 活 動 内 容 4 活 動 の 成 果 5 今 後 の 課 題 と 展 望 6 関 連 事 業 ・ 協 力 機 関 記述者：

様式第8号

〇〇年度 林業普及指導区別実績報告

〇 〇 普 及 指 導 区

〇 〇 地 方 振 興 事 務 所

- 1 普及指導実施の概要（様式第6号：活動進捗状況報告書（第4四半期分）を添付）
- 2 林業普及指導員の活動実績（年集計・様式第3号）
- 3 その他必要な事項（様式第7号：林業普及指導活動事例集を添付）

様式第9号

○○年度 林業普及指導事業実績報告書 宮 城 県

林業普及指導事業実績報告書目次

I 全体計画の実施状況

- 1 普及指導実施の概要
- 2 普及指導の課題と普及指導活動に関する事項
 - (1) 普及指導の課題と普及指導事項

課 題 (計 画)	目 標 (計 画)	普及指導活動の内容	左の実施結果	評 価

- (2) 林業普及指導員の活動実績（年集計・様式第3号）

3 普及指導の体制に関する事項

- (1) 普及普及指導員の資質の向上
 - ア 研修及びシンポジウムの実施

研修・シンポジウムの名称	目的等	対象者	人員	時 期	場 所	講 師	研修等の内容
			人				

イ その他林業普及指導員の資質の向上

- (2) 林業普及指導員の配置

配置箇所	計	主として専門的に行う分野								そ の 他	備 考
		林業 経営	造 林	森林 保護	森林 機能 保全	林 産	特用 林産	林業 機械	市町 村支 援		
本庁	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	
出先機関	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	
研究機関	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	
計	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	

() は内数で森林総合監理士の数

- 4 普及指導の実施の評価
- 5 その他必要な事項

II 普及指導区別計画の実施状況（様式第8号：林業普及指導区別実績報告を添付）

概要版



みやぎ森林・林業未来創造カレッジ
(スマート林業研修における森林調査技術の習得)



みやぎ森林・林業未来創造カレッジ
(オープンカレッジにおける事例発表・意見交換)



植栽が完了した海岸防災林

みやぎ森と緑の県民条例基本計画 ～新みやぎ森林・林業の将来ビジョン～ (中間見直し)



2018 - 2027



宮城県林業技術総合センター
(CLTパネル工法による建築)

宮 城 県



成長が早く、雄花の着花量が少ない
【特定母樹】の採種園造成

1 新みやぎ森林・林業の将来ビジョン策定の経緯

「新みやぎ森林・林業の将来ビジョン」(以下「ビジョン」という。)は、平成20(2008)年に策定した「みやぎ森林・林業の将来ビジョン」の実施点検の結果を踏まえ、東日本大震災の発生や森林に期待する社会的要請の拡大などの森林、林業・木材産業を取り巻く情勢の変化に的確に対応し、本県の森林の整備・保全及び、林業・木材産業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る目的で、平成30(2018)年3月に策定しました。

ビジョン策定から5年目を迎えた令和4(2022)年度に、社会情勢の変化なども踏まえ、これまでの取組状況を検証するとともに、本ビジョンの中間見直しを行いました。

なお、本ビジョンは、議員提案により、平成30(2018)年3月16日付けで可決成立した「みやぎ森と緑の県民条例」の基本計画に位置付けられています。

中間見直しの概要

<目標指標の達成状況の検証>

- ビジョン策定時に設定した18項目の目標指標について達成状況を検証しました。
13項目の指標で、中間時点の達成状況が80%を超えており、全体として概ね目標どおりに進捗が図られていました。

<中間見直しの方向性>

- 理念や目指す姿、基本方向といった、計画の基礎となる部分や全体の構成は、現行のとおりとしました。
- ビジョン策定時以降の情勢の変化や、この間に進めてきた施策の成果・今後の課題等を踏まえた見直しを行い、取りまとめました。

<主な見直し内容>

- 本県の森林、林業・木材産業を取り巻く状況の変化について追加
新・宮城の将来ビジョンの策定、SDGsへの貢献、ウッドショック、森林経営管理法と森林経営管理制度、みやぎ森林・林業未来創造機構、海岸防災林の復旧完了 ほか
- 目指す姿実現のための取組方向について追加
森林経営管理制度の推進、みやぎ森林・林業未来創造カレッジの取組などを通じた担い手の確保・育成、スマート林業の推進、海岸防災林の適切な保育管理 ほか
- 新たな目標指標(2項目)の設定
 - ・経営管理権集積計画作成市町村数
 - ・海岸防災林の保育管理面積
- 重点プロジェクト推進状況について追加
主な取組及び課題を整理したほか、取組事例を追記

2 新みやぎ森林・林業の将来ビジョン計画期間

平成30(2018)年度から令和9(2027)年度までの10年間

3 森林, 林業・木材産業をめぐる情勢と本県の現状

森林の役割

- 地球規模での環境保全に寄与
二酸化炭素を吸収し, 地球温暖化を防止する機能
- 私たちの安全・安心で快適な生活に寄与
国土の保全, 水源の涵養, 保健休養の場の提供のほか, 木材やきのこ等の林産物の供給など, 多面的な機能



森林, 林業・木材産業とSDGs

NEW

- 森林は, 生物多様性の保全に欠かせないものであり, 林業・木材産業は, 様々なSDGsの達成に大いに貢献
- 森林環境教育・木育(目標4), 水源涵養(目標6), 山村地域での雇用の創出(目標8), 山地災害の防止(目標11), 持続可能な生産・消費形態の確保(目標12), 気候変動の緩和(目標13), 豊かな海づくり(目標14), 生物多様性の保全(目標15)など



森林, 林業・木材産業をめぐる情勢の変化

- 東日本大震災の発生
- 人口減少社会の到来と地方創生の推進
- 森林機能に対する社会的ニーズの高まり
- 森林資源の充実と林業の成長産業化
- 木材需要の変化と新たな木材利用の創出
- 森林管理が不十分な森林への対応

本県の現状

- 森林資源は成熟し利用可能な段階, 再造林や森林整備は低迷
- 森林所有者の森林経営意欲が低下
- 素材需要ニーズは多様化, 需要動向を見据えた取組が必要
- きのこ等の生産は出荷制限継続による影響が課題
- 山地災害への備えから高まる森林保全・保護の重要性
- 復旧が完了した海岸防災林の今後の維持・管理体制の構築
- 森林所有者の森林管理・経営意欲の減退から林業事業者の役割が高まる中, 新たな担い手対策がスタート



令和4年度に開校した
みやぎ森林・林業未来創造カレッジ

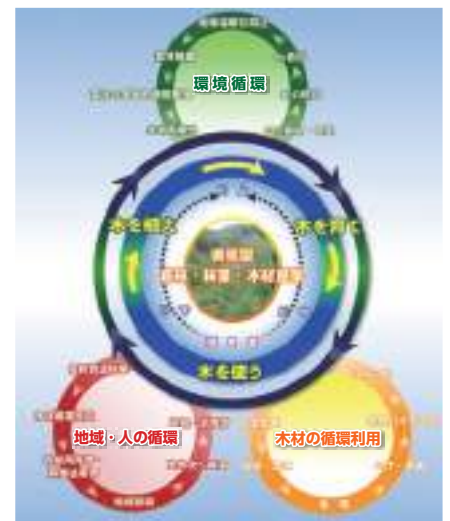
4 森林, 林業・木材産業の目指す姿

“木を使い・植え・育てる”循環の仕組みが定着し, 旺盛な木材需要の下で県産材自給率が向上することにより, 県内林業・木材産業が活力あふれる循環型産業として成長しています。

また, 水源の保全, 県土保全や地球温暖化防止など森林の持つ多面的機能が発揮され, 県民が森や木を身近に感じながら安心して暮らせる宮城が実現しています。

5 森林・林業行政の理念

「森林環境の保全」「低炭素社会の構築」「地域経済の発展」それぞれが共存し, 均衡が取れた宮城の森林・林業



【目指す姿の概念図】

6 政策推進の基本方向と12の取組

本県森林、林業・木材産業の情勢及び現状を踏まえ、目指す姿を実現するために、以下の4つの政策推進の基本方向に沿って12の取組を推進していきます。

政策Ⅰ 林業・木材産業の一層の産業力強化

東北地方最大の消費地仙台を抱えるなど豊富な木材需要を活かし、県産木材の生産流通改革や新たな需要創出のほか、持続可能な林業経営の推進に取り組み、林業・木材産業のより一層の産業力強化を図ります。

取組 1 県産木材の生産流通改革

- 素材生産性を向上させる林業基盤の整備と人材の育成
- ICTを活用した木材需給システムの構築など

取組 2 県産木材の需要創出とシェア拡大

- オールみやぎによるCLT等建築物の普及
- 超厚合板やDLTなど新たな木質建材の新用途開発
- 民間施設も含めた木造化・木質化の推進など

取組 3 持続可能な林業経営の推進

- 森林施業の集約化に向けた森林経営計画策定の促進
- 市町村が主体となって取り組む森林経営管理制度の推進
- 森林を活用したカーボン・オフセットの取組推進など

主な目標指標	現況値	中間実績	中間目標	目標R9(2027)
素材生産量【年間】	586千 ³ m ³ H28(2016)	627千 ³ m ³ R3(2021)	638千 ³ m ³ R3(2021)	700千 ³ m ³
経営管理権集積計画作成市町村数【累計】	4市町 R3(2021)	—	—	30市町村

取組事例 新たな制度「森林経営管理制度」の取組

手入れが行き届かない森林を市町村が主体となり経営管理を行う「森林経営管理制度」が平成31(2019)年4月から始まりました。

県では、制度の運用等を分かりやすく解説したガイドラインを作成するとともに、技術支援等を行うサポートセンターを設置し、市町村の取組を支援しています。今後も、市町村や森林組合との連携を図りながら、取組を推進していきます。



林業普及指導員等による市町村との打合せ



政策Ⅱ 森林の持つ多面的機能のさらなる発揮

森林の持つ多面的機能をより一層発揮させるため、「木を使い、植え、育てる」という森林資源の循環利用を通じた森林の整備や多様性に富む健全な森林づくりを推進し、自然災害に強い県土の保全対策に取り組めます。

取組 4 資源の循環利用を通じた森林の整備

- 主伐・再造林の推進による森林資源の再造成
- 成長や形状に優れた次世代造林樹種の導入など

取組 5 多様性に富む健全な森林づくりの推進

- NPOや企業など多様な主体との連携を推進
- 松くい虫被害対策の推進と松林景観の保全
- 森林生態系の保全や生物多様性に配慮した森林づくりなど

取組 6 自然災害に強い県土の保全対策

- 重要な森林の保安林指定と適切な管理・整備の推進
- 山地災害危険地区の計画的な整備の推進
- 再生可能エネルギー施設設置に対する適切な指導など

主な目標指標	現況値	中間実績	中間目標	目標R9(2027)
植栽面積【年間】	216ha H27(2015)	289ha R3(2021)	308ha R3(2021)	400ha
山地災害危険地区(Aランク)の治山工事着手率【累計】	56% H28(2016)	47% R3(2021)	60% R3(2021)	65%

取組事例 山地災害危険地区の指定と治山対策の推進

近年、自然災害が頻発化・激甚化しており、ひとたび災害が発生すると被害規模が甚大となる傾向があります。

県では、山地災害が発生する恐れが高い民有地を「山地災害危険地区」に指定しており(令和4(2022)年3月末現在で計2,254箇所)、危険度ランクの高い箇所について、優先的に治山対策に着手しています。



治山事業による復旧状況(山腹工)



政策Ⅲ 森林、林業・木材産業を支える地域や人材の育成

林業・木材産業の産業力強化と森林の多面的機能の発揮を図るため、経営感覚に優れた経営者や林業従事者の育成を図るほか、地域間や産業間の連携により地域産業の育成に取り組みます。また、森林の保全や循環型産業としての林業・木材産業の重要性に対する県民理解の醸成に取り組みます。

取組 7 持続的成長をけん引する経営体や担い手の育成

- NEW ■みやぎ森林・林業未来創造機構による就業環境の改善
- NEW ■みやぎ森林・林業未来創造カレッジによる人材育成の強化
- 森林組合の経営体制の強化など

取組 8 地域・産業間の連携による地域産業の育成

- 水平連携による新たなものづくりへの支援
- 特用林産物の収益力向上に対する支援
- NEW ■広葉樹家具や育林等の森林資源活用型ビジネスへの支援など

取組 9 新たな森林、林業・木材産業関連技術の開発・改良

- ニーズの的確な把握や関係機関との連携等による効率的な試験研究の実施
- 試験研究成果の迅速な普及と技術情報の提供
- NEW ■生産性や安全性の向上に向けたスマート林業の推進など

取組10 森林、林業・木材産業に対する県民理解の醸成

- 県民の学びをサポートする専門家の養成
- 県民参加の森林づくりによる県民理解の醸成
- NEW ■SDGsに貢献する森林、林業・木材産業の魅力発信など

主な目標指標	現況値	中間実績	中間目標	目標R9(2027)
新規林業就業者数【年間】	54人 H28(2016)	42人 R2(2020)	70人 R2(2020)	100人
林業(特用林産物)産出額【年間】	36億円 H27(2015)	41億円 R2(2020)	40億円 R2(2020)	46億円

取組事例

みやぎ森林・林業未来創造カレッジの開校、林業技術総合センターの新施設完成

みやぎ森林・林業未来創造カレッジは、研修生のニーズに合わせた全7コースを設定し、カレッジ開校初年度となる令和4(2022)年度は22講座を開催しました。林業大学校と異なり、「働きながら学ぶ、ステップアップする」ことを後押しするため、キャリアに応じて選択的に研修を受講することが可能です。

林業技術総合センターは、エリートツリーや無花粉スギの品種開発、中大規模木造建築に対応する木質部材の開発などの研究を行うとともに、研修・普及の役割を担っています。令和3(2021)年に、事務・研究棟と研修棟の一体的施設として、CLTパネル工法など新たな木材利用技術を導入し建替・整備され、カレッジの研修拠点となっています。



カレッジのドローン操作研修



政策Ⅳ 東日本大震災からの復興と発展

海岸防災林の再生について、植栽したクロマツ等の計画的な保育・管理を進めるほか、原発事故に伴う特用林産物の出荷制限解除などに取り組みます。また、地域資源や震災を契機に生まれた交流などを活かし、地域産業の活性化や地域づくりを推進します。

取組11 海岸防災林の再生と特用林産物の復興

- NEW ■福島第一原子力発電所事故による放射能汚染問題への対応
- NEW ■植栽が完了した海岸防災林の計画的な保育管理の推進など

取組12 地域資源をフル活用した震災復興と発展

- 公共施設等への認証材活用の促進
- 森林認証を核とした地域振興の推進
- NEW ■みやぎグリーンコーストプロジェクト等の展開による震災の教訓伝承と交流人口の拡大

主な目標指標	現況値	中間実績	中間目標	目標R9(2027)
海岸防災林の保育管理面積【累計】	12ha R3(2021)	—	—	753ha
原木きのこ出荷制限(自粛)解除生産者数【累計】	31人 H28(2016)	54人 R3(2021)	47人 R3(2021)	66人

取組事例 海岸防災林の再生に向けた取組の実施

被災した海岸防災林の植栽は令和3(2021)年に全て完了し、今後は植栽木の健全な生長を促すための下刈りや除伐などの保育管理が必要となります。広大な面積の保育管理には、県の治山事業の実施とともに民間団体との連携・協働が欠かせないことから、「みやぎ海岸防災林・森林づくり協議会」を設立し、連携を強化し取組を推進していきます。



海岸防災林の下刈り



7 5つの重要プロジェクト

50年後、100年後の宮城の森林、林業・木材産業の姿を考え、県がこの10年間で取り組む施策の中でも特に力を注いでいくべき取組を「重点プロジェクト」に設定し、多様な主体の協力を得ながら推進していきます。

重点プロジェクト1

新たな素材需給システムと木材需要創出 ～年間生産70万m³への挑戦～



令和4(2022)年度までの主な取組と課題

- 県内のCLTを用いた建築物の建設棟数は、令和3(2021)年度までに21棟に増加し、また、木質バイオマス活用施設導入数は65基に増加するなど、着実に成果が現れています。
- 加工・製品流通の合理化については、ブロックチェーンを活用した木材流通システムの構築に向けた取組が開始され、今後は川上から川下までのサプライチェーンの整備を推進していく必要があります。



CLT建築事例 (左:株式会社コスモスウェブ本社(仙台市))
(右:みやの森こども園(大和町))

重点プロジェクト2

主伐・再造林による資源の循環利用



令和4(2022)年度までの主な取組と課題

- 主伐・再造林については、一貫作業システムの普及や補助事業体系の見直しなど、森林施業の低コスト化・省力化を現場レベルで定着させる取組を推進し、再造林率のアップにつながっています。
- 森林施業の集約化に向け、これまでに「意欲と能力のある林業経営者」として32団体を認定・登録したほか、森林情報適正化やクラウドシステムを導入し、集約化の基礎となる森林情報の整備を進めました。
- 適切な森林管理が行われていない森林については、「森林経営管理制度」による新たな取組が開始されていますが、円滑で効果的な実施に向け、市町村への支援を強化していく必要があります。



主伐から再造林までの一貫作業 再造林された山林

重点プロジェクト3 経営能力の優れた経営者の育成,新規就業者の確保



令和4(2022)年度までの主な取組と課題

- 令和2(2020)年度に、産業界・地域の団体・行政などが連携し「みやぎ森林・林業未来創造機構」を設立するとともに、機構による「みやぎ森林・林業未来創造カレッジ」が令和4(2022)年度に開校したことで、重点プロジェクトで描いた「林業の就業環境の向上や経営強化」と「人材の確保・育成」に向けた取組を一体的に推進する体制が整いました。
- 今後は、PDCAサイクルにより、カレッジの充実・強化を図りながら、林業の課題を解決し、儲かる林業・魅力ある林業の実現へとつなげていく必要があります。

カレッジ受講生の声(林業DX講座)

- ◆ 日頃の業務中では触れないレベルが高い内容で、毎回新たな可能性を掻き立てられます。
- ◆ 受講生同士の情報交換など、講義以外にも参考になる気づきが多くあります。
- ◆ 林業DXは林業の新たな構造改革の可能性を秘め、特にこれからは事業体間の連携も必要になると感じました。

重点プロジェクト4 地域・産業間連携による地域資源の活用



令和4(2022)年度までの主な取組と課題

- これまで県内ではあまり利用されてこなかったコナラ等の有用広葉樹を活用し、著名なデザイナーや伝統工芸職人のグループなどと連携して、新たな家具製品が商品化されているほか、森林浴ツアーや森林セラピーなど、森林資源を活用したサービスが提供されています。
- これらの取組においては、デザイナーやアウトドアメーカー、化粧品ブランドメーカーなど、様々な異業種との連携が見られ、より良い商品やサービスの創出につながっています。今後、先行事例を広く共有し、横展開を図るとともに、積極的に異業種とも交流・連携できる、意欲的な経営者等の育成を図りながら、新しい価値を創造できるネットワークづくりを進める必要があります。



森林認証材を活用した家具ブランド「kitakami」の立ち上げ

重点プロジェクト5 海岸防災林の活用等による震災の教訓伝承と交流人口の拡大



令和4(2022)年度までの主な取組と課題

- 県民等が主体的に関わる海岸防災林の管理体制を構築するため、令和3(2021)年3月に「みやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動」協定団体及び関係市町等で構成する「みやぎ海岸防災林・森林づくり協議会」を設立しました。また、海岸防災林が人々に親しまれ、若い世代に将来にわたって活動を行ってもらうことを目的に、令和3(2021)年度から「みやぎグリーンコーストプロジェクト」の取組を開始し、普及動画の制作やバスツアーの開催などを行っています。
- 重点プロジェクトで描いた仕組みが形になり、具体的な取組を開始していますが、海岸防災林が十分な機能を発揮するまでには長い年月を要するため、引き続き、将来にわたって、活動を継続していく必要があります。



動画制作及びYouTubeチャンネル開設



みやぎ海岸防災林対話会

8 新みやぎ森林・林業の将来ビジョンの目標指標状況

政策Ⅰ					
目標指標	単位	実績	中間目標	達成状況	目標(R9)
素材生産量【年間】	千m ³	627	638	98%	700
林業(木材)産出額【年間】	億円	44	49	90%	56
木材・木製品出荷額【年間】	億円	710	846	84%	980
木質バイオマス活用施設導入数【累計】	基	65	50	130%	60
CLTを用いた建築物の建設棟数【累計】	棟	21	26	81%	54
森林経営計画の策定率【累計】	%	27	43	63%	60
経営管理権集積計画作成市町村数【累計】	市町村	4	—	—	30

政策Ⅱ					
目標指標	単位	実績	中間目標	達成状況	目標(R9)
間伐実施面積【年間】	ha	3,366	5,600	60%	5,600
植栽面積【年間】	ha	289	308	94%	400
松くい虫による枯損木量【年間】	m ³	9,305	12,019	129%	10,000
保安林の指定面積【累計】	ha	68,964	68,871	100%	70,872
山地災害危険地区(Aランク)の治山工事着手率【累計】	%	47	60	78%	65

政策Ⅲ					
目標指標	単位	実績	中間目標	達成状況	目標(R9)
新規林業就業者数【年間】	人	42	70	60%	100
森林施業プランナー雇用林業事業者数【累計】	事業者	20	17	118%	28
林業(特用林産物)産出額【年間】	億円	41	40	103%	46
宮城県森林インストラクター認定者数【累計】	人	683	725	94%	900

政策Ⅳ					
目標指標	単位	実績	中間目標	達成状況	目標(R9)
海岸防災林(民有林)造成面積【累計】	ha	753	750	100%	750
海岸防災林の保育管理面積【累計】	ha	12	—	—	753
原木きのこ出荷制限(自粛)解除生産者数【累計】	人	54	47	115%	66
特用林産物生産施設のGAP認証取得数【累計】	件	5	8	63%	15

※ 実績値は各項目の直近公表値を記載(令和5年2月時点)
 ※ は現時点での目標値(中間目標値)を概ね達成している項目
 ※ は中間見直しにおいて、新たに設定した目標指標

本ビジョンに関する御意見や御提案は下記までお願いします。

宮城県 水産林政部 林業振興課

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号
 TEL.022-211-2911 FAX.022-211-2919
 [E-mail] rinsin@pref.miyagi.lg.jp
 [U R L] <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ringyo-sk/>

宮城県水産林政部林業振興課

郵便番号 980-8570

住 所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

TEL (022) 211-2914

FAX (022) 211-2919

Eメールアドレス rinsint@pref.miyagi.lg.jp

ホームページアドレス <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ringyo-sk/>